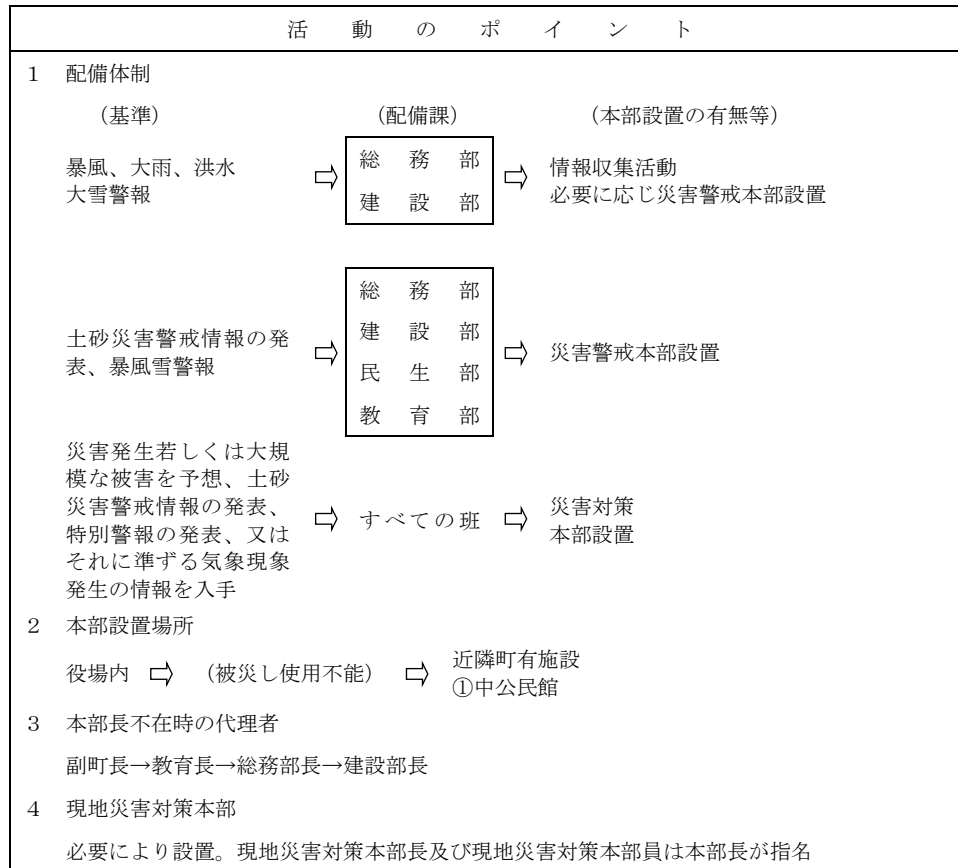


第3章 災害応急対策

第1節 町本部活動体制

第1項 災害対策本部運用計画



1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の町地域内における災害応急対策に対処するため必要があるときは、本計画の定めるところにより「御嵩町災害対策本部」を置くものとする。なお、町本部は災害の規模、程度によって各々の体制をとるほか本部を置く程度にいたらない災害時にあつては、平常時における組織をもって対処する。

2 体制等

警報が発表されたとき、あるいは町本部が設置されたときの体制等は次による。

種 別	基 準	体 制 を と る 課 (班)	摘 要
準 備 体 制	1 次の警報のうちいずれかが発表されたとき。 大雨警報 暴風警報 洪水警報 大雪警報 2 その他町長がこの体制を命じたとき。	総 務 部 建 設 部	1 各種情報の収集及び連絡活動を行う。 2 必要に応じ民生部、教育部 3 必要に応じ災害警戒本部設置
警 戒 体 制	1 暴風雪警報が発表されたとき。 2 その他町長がこの体制を命じたとき。	総 務 部 建 設 部 民 生 部 教 育 部	1 職員の増員を図り各種情報の収集及び連絡活動を行う。 2 災害警戒本部が設置される。
非 常 体 制	1 災害が発生し又は発生の危険性が切迫し、町内の広範囲にわたって大規模な被害が予想されるとき。 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 3 特別警報が発表されたとき、又はそれに準ずる気象現象発生の情報を入手したとき。 4 災害救助法を適用する災害が発生したとき。	す べ て の 班	1 災害対策本部が設置される。 2 各課の体制は、各々の計画による。 3 必要に応じ現地災害対策本部が設置される。
救 助 体 制	災害救助法が適用される災害で、救助関係以外の組織は特に体制をとる必要がなくなったとき。	関 係 各 班	1 災害対策本部が引き続き設置される。 2 災害救助法が適用される。 3 分担任務は、第1章第6節に定める任務とする。

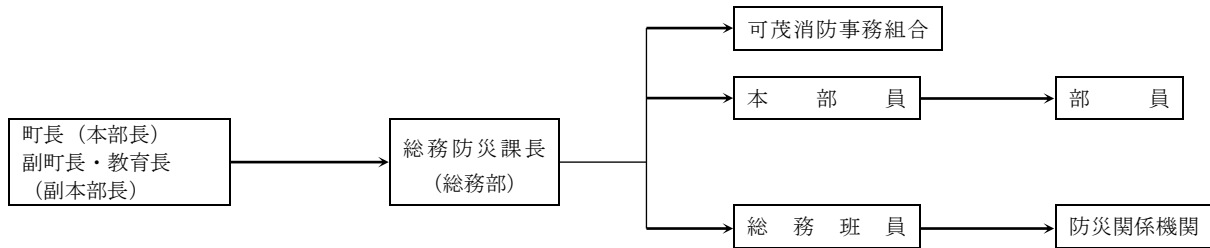
※ 気象庁は、3時間降水量であれば50年に一度の値を超過した5kmメッシュが10か所以上出現したときを特別警報の発表目安としている。しかし、県では「50年に一度」の値を超過した5kmメッシュが1か所でも出現する場合は岐阜地方気象台より情報を受け、災害対策本部を設置するとともに、市町村に対して「特別警報に準ずる気象現象発生情報」として県防災行政無線により伝達することとしている。そのため、県より「特別警報に準ずる気象現象発生情報」が発せられた場合についても非常体制とし、災害対策本部を設置する。

3 体制等の特例

町長（本部長）は、災害の種類、状況その他により2に定める体制により難しいと認めるときは、特定の課に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示することができる。

4 体制等の伝達

災害対策本部の設置、閉鎖あるいは体制等が決定したときは、次の系統によって関係機関に伝達するものとする。ただし、準備体制については省略することができる。



（注） 庁内放送可能時における庁内各課への伝達は、放送によって行うものとする。

5 本部員会議

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、町本部長（不在時は、副本部長又は代理者）が、その必要を認めたときは、「本部員会議」を開催し、おおむね次の事項を協議する。なお、本部員会議を開催するいとまがないとき、あるいは災害の規模がその程度に達しないとき等にあつては、災害対策本部の開設その他について関係のある本部員が協議し、その結果に基づき、町本部長が決定する。

- （1） 災害対策本部の体制及び職員の動員、応援に関すること。
- （2） 必要により現地災害対策本部の設置及び現地指揮者の選定又は視察、見舞等に関すること。
- （3） 災害防除（拡大防止）対策に関すること。
- （4） り災者の救助、保護対策に関すること。
- （5） 交通、通信その他総合的に実施を要する対策の調整、推進に関すること。
- （6） その他災害対策に関連した重要な事項

6 本部連絡員

本部連絡員は、おおむね次の事項を処理する。

- （1） 本部長等の命令指示等の伝達
- （2） 本部で掌握した情報等の関係部班への伝達
- （3） 各部班で掌握した情報等の本部への報告
- （4） 本部員への本部員会議開催の通知
- （5） 本部員会議の庶務及び会議結果の関係部班への伝達

7 職員の配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各職員は、町本部の設置又は配備のいかんにかかわらずそれぞれの任務につくものとする。各部は、職員別に配備場所を定めておくこととし、本部員は直ちに本部室に集合できるようそれぞれ所属課において待機（勤務）する。

8 本部の設置、配置の基準及び廃止

- （1） 町本部の設置

災害警戒本部は、役場内に設置し、本部室は公室に置くものとする。

災害対策本部は原則として役場内に設置し、本部室は公室又は2階ロビーに設置する。

ただし、役場庁舎が被災し、使用不能のときは、近隣町有施設（第1位 中公民館）を代替場所として使用し、職員、住民及び防災関係機関に周知する。

(2) 災害警戒本部から災害対策本部への移行

災害が発生し又は発生の危険性が切迫した場合は、災害対策本部へ移行する。

(3) 町本部の廃止

町本部は、おおむね次の基準により町長が廃止する。

ア 当該災害にかかる災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき。

イ 予想された災害にかかる危険がなくなったと認めるとき。

(4) その他

災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

9 本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次のとおり定めておくものとする。

第1順位	副町長（副本部長）
第2順位	教育長（副本部長）
第3順位	総務部長
第4順位	建設部長

10 現地災害対策本部の設置

- (1) 被災地が限定された災害である場合等災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、現地における応急対策を実施する。
- (2) 現地本部には、被災地に近い公共施設を使用する。
- (3) 現地本部長及び現地本部員は、町長（又は代理者）が指名する職員をもって充てる。

11 本部職員の証票等

(1) 身分証明書

町本部職員の身分証明書は、「御嵩町職員証」をもって兼ねるものとし、災対法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）及び災害救助法第27条第4項（物資の保管場所等への立ち入り時の身分証票）による身分を示す証票も本証をもって兼ねるものとする。（別表1）

(2) 腕章

町本部職員のうち災害応急対策の実施又はその事務に従事するものは、腕章を着用するものとする。

（別表2）

(3) 標旗

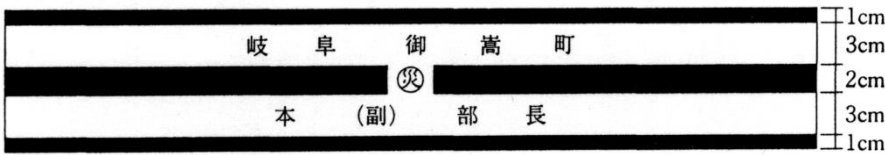
町本部を開設した場合は標旗を掲げ、町本部で災害応急対策に使用する自動車には標旗を付するものとする。（別表3）

別表1

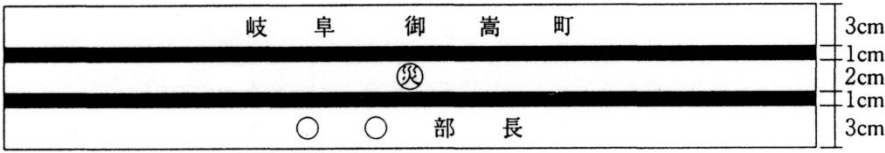
	第 号
	御 嵩 町 職 員 証
	職 名
	氏 名
	上記の者は、本町の職員であることを証明する。
	平 成 年 月 日
年 月 撮影	
岐阜県可児郡御嵩町長	印

別表2

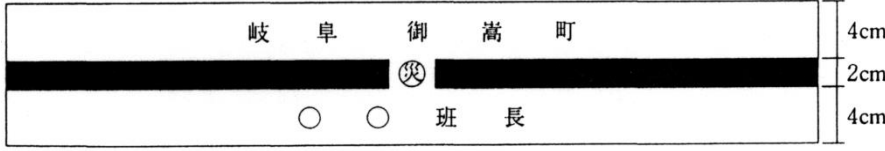
(1) 本部長及び副本部長腕章



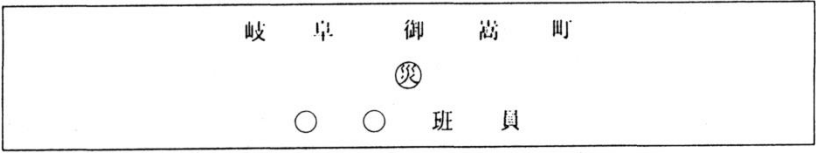
(2) 部長用腕章



(3) 班長用腕章

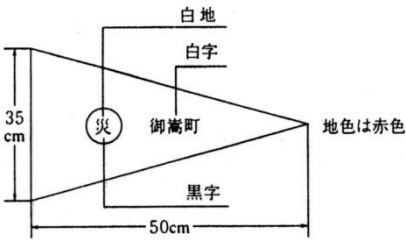


(4) 一般班員、支部員用腕章



- (注) 1 腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。
2 生地は白色、線は赤色、文字は黒色とする。
3 ホック止めとする。

別表3



第2項 動員計画

活 動 の ポ イ ン ト	
1	非常時における各自の役割の周知
2	配備基準に従った各課配備者の決定
3	連絡責任者 本部連絡員指名の場合 ⇨ 本部連絡員 その他の場合 ⇨ 部長
4	動員の伝達 本項2(2)のイに掲げる系統図のとおり
5	町で人員不足の場合の応援要請 本節3に掲げる系統図のとおり

1 計画の方針

災害応急対策活動の実施に必要な災害応急対策要員を招集し、その活動を確実にするため、各部班においてその実情に即した所要人員の動員を図るものとする。各班はあらかじめ動員の可能者、系統、順序、連絡の方法について具体的に計画を策定しておく。

2 動員計画

町本部における職員の動員は、次による。

(1) 職員の心得

町本部職員は、常に気象状況あるいは消防及び水防信号等に注意し、災害の発生を承知したとき、又は発生のおそれがあるときは、速やかにそれぞれの配備場所につき、待機するものとする。

(2) 動員の方法

職員の動員は、各部において定める配備計画に基づいてそれぞれに行うが、退庁後に突発的な災害が発生した場合等で職員がその発生を承知することが困難なときには、電話、町防災行政無線及び伝令によって動員する。なお、消防部における動員は、前記のほか消防及び水防信号によるサイレン又は防災行政無線によるものとする。

ア 連絡責任者の任命及び責務

(ア) 各部ごとの業務連絡の責任者は、本部連絡員を各部より任命した場合は本部連絡員とし、特段指名しない場合は部長とする。

(イ) 連絡上の責務は、災害情報、被害状況の調査、把握及び各種災害関係情報、指示等の発受に関する連絡等とする。

イ 動員の伝達

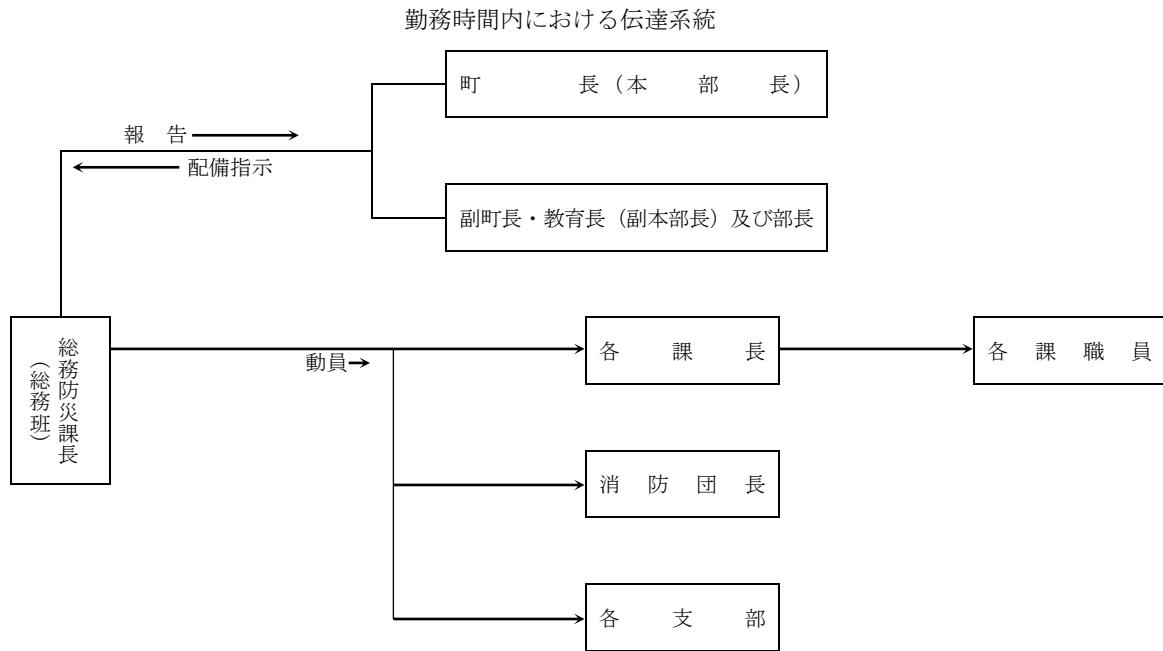
非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

(ア) 勤務時間内における伝達

a 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、総務班長（総務防災課長）は、本部長（町長）の指示により非常配備を決定し、各班長（各課長）にこれを伝達するとともに庁内放送によりこれを徹底する。

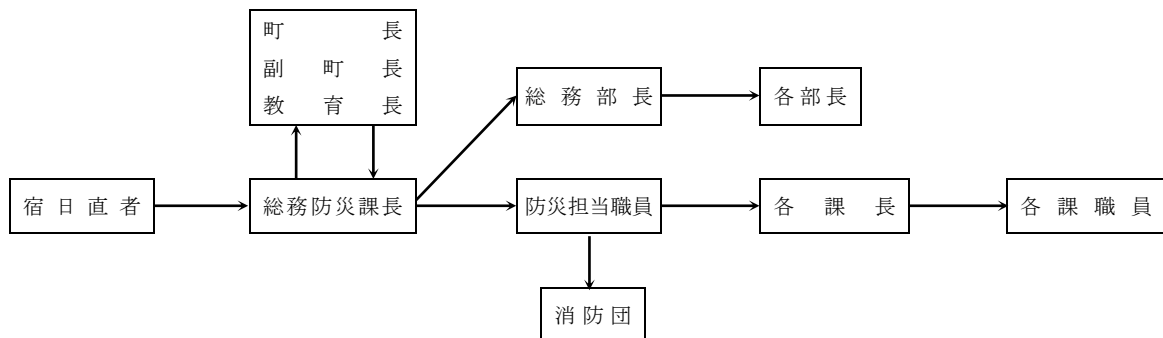
b 各班長（各課長）は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

c 総務防災課長は、可茂消防事務組合消防本部及び消防団長に非常配備を伝達する。



(イ) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- a 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに総務防災課長に連絡するものとする。総務防災課長は、宿日直者から連絡を受けた場合は、本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）に報告をし、配備体制の指示を受け、防災担当職員に伝達する。
- b 総務部長は、各部長に配備体制を伝達する。
- c 防災担当職員は、各課長及び消防団に配備体制を伝達する。
- d 連絡を受けた職員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。
- e 職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心掛けるものとする。



ウ 警戒体制時の宿日直

気象警報のうち洪水、強風に関係のある警報が発せられた場合の宿日直等は、次により増員するものとする。

- (ア) 役場の宿日直者は、本部長が指名する防災関係職員を増員する。
- (イ) 各学校は、学校長が命令する職員（必要人員）を待機させる。

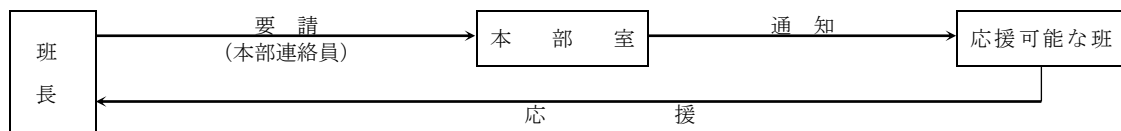
3 職員の応援

各班における災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、本部連絡員を通じ本部室に職員の応援を要請するものとする。本部室は、本部員会議で決定された応援方針に基づき余裕のある班のうちから適当な班を決定し通知するものとする。

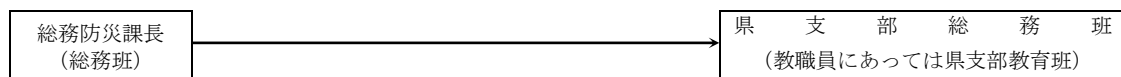
なお、町本部内における応援でなお不足するときにあっては、県支部総務班（教職員にあっては県支部教育班）に職員の応援又は派遣を要請する。

その他応援に関する計画は、第2章第14節「広域応援体制の整備」に定めるとおりとする。

(1) 町内における応援要請系統



(2) 町内で不足する場合の県への応援要請



第2節 災害労務計画

第1項 災害応援要請計画

活 動 の ポ イ ン ト	
1 動員の順序（動員の担当）	
職員の動員 ⇨ 奉仕団員の動員 ⇨ 労務者等の雇上げ	
（総務班） （関係各班） （関係事業主管班）	
2 町内奉仕団の編成	
本項3に掲げるとおり	
3 県への応援要請（町内奉仕団で不足のとき。）	
（1）要請者の種類及び要請先	
本項5の(1)に定める県支部各班	
（2）要請時の明示事項	
本項5の(2)に定める事項	

1 計画の方針

災害応急対策実施のため必要な人員（労力）の動員は、次による。

2 動員の順序及び担当者（班）

- （1）災害対策本部職員の動員（本部長又は副本部長）
- （2）（1）以外の職員の動員（総務班）
- （3）奉仕団員の動員（関係各班）
- （4）労務者等の雇上げ（関係主管班）
- （5）労務者等の強制従事

応急対策の内容によっては、この順序を異にすることができる。

3 奉仕団の編成

- （1）町地域における災害の奉仕団は、日本赤十字奉仕団、女性防火クラブ、婦人の会のほか、自治会の各団体をもちて町奉仕団を編成する。
- （2）奉仕団は、団体別等に編成する。

奉仕団に名称を付し、団長、副団長、班長等を置き、平常時の組織等を考慮して災害奉仕活動の実態に即した編成をするものとする。例えば、〇〇町婦人の会による奉仕団の編成は、名簿は〇〇町婦人奉仕団とし、会長を団長に、副会長を副団長に、また各分会長を〇〇班長等として編成する。

4 奉仕団活動要領

奉仕団の動員及び活動は、次による。

（1）動員

各団員の動員は、奉仕団長がその地域に災害が発生し、団員の動員が必要と認めたとき、又は町本部長から動員の要請があったとき、必要な人員を動員する。

団員の動員に当たっては、奉仕団長は、団の役員と協議し、被災世帯員は除くようにする等配慮する。

(2) 連絡及び状況の通報

ア 奉仕団は常に町本部、消防、警察等と連絡を保つとともに、それらの機関から要請のあったときは、積極的に協力し、その対策の実施に奉仕する。

イ 奉仕団役職者は、町本部職員不在時にあつては、状況を速やかに、町本部に通報する。

(3) 従事作業

奉仕団が実施する作業は、おおむね次のとおりとする。

ア 炊き出しその他災害救助の実施

イ 清掃の実施

ウ 防疫の実施

エ 災害対策用物資の輸送及び配分

オ 上記作業に類した作業の実施

カ 軽易な事務の補助

(4) その他

ア 奉仕団の活動は、小規模災害時にあつては各奉仕団が従前からの慣習に従ってそれぞれに実施するが、大規模災害時にあつては、町本部（総務班）が連絡調整を行い、その要請に基づいて奉仕活動を行う。

なお、奉仕団員は、作業の実施に当たっては、その対策の実施責任者の指示に従って奉仕活動を行う。

イ 奉仕団の奉仕を受けた場合は、おおむね次の事項について記録し保管しておく。

(ア) 奉仕団の名称及び人員又は氏名

(イ) 奉仕した作業内容及び期間

(ウ) その他特記事項及び参考事項

5 県への応援要請

町内で動員した奉仕団のみでは必要数を確保できないときは、次の区分により県支部の担当班に応援を要請する。なお、緊急を要する場合にあつては、直接隣接市町村に応援を要請する。

(1) 要請者の種類及び要請先

- | | | |
|------------|---|------------|
| ●医療関係者 | ⇒ | 県支部保健班 |
| ●家畜医療関係者 | ⇒ | 県支部家畜保健衛生班 |
| ●土木建築関係者 | ⇒ | 県支部土木班 |
| ●水道関係者 | ⇒ | 県支部広域水道班 |
| ●その他奉仕団 | | |
| ・所属奉仕団 | ⇒ | 県支部総務班 |
| ・日本赤十字社 | ⇒ | 県支部総務班 |
| ・青年及び婦人奉仕団 | ⇒ | 県支部教育班 |

(2) 要請時の明示事項

動員、応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 従事すべき作業の内容（労務の種別）
- イ 所要人員
- ウ 就労の期間（○日○時～○日○時）
- エ 集合の場所（要員移送の方法）
- オ 携行品その他必要事項

6 技術者等の雇上げ

災害応急対策の実施に当たって特殊な作業のため、技術者あるいは特別な労力を必要とするときは、その作業の関係事業主管部が行う。

7 給与の支払

賃金等の給与額は、その時における雇上げ地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別に基準のあるものは、この限りでない。

8 労務者従事記録

労務者を雇上げたときは、次の記録を作成し、整備保管しておくものとする。

- (1) 労務者出役表（様式1号）
- (2) 賃金台帳（様式2号）

9 広域応援

町本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、国（指定地方行政機関）又は指定公共機関の職員、県及び他市町村の職員の派遣をその町に対し要請し、又は知事に対し派遣のあっせんを要請する。

要請方法は、第2章第14節「広域応援体制の整備」に掲げるとおりである。

10 消防活動に関する応援要請

災害が発生し、必要と認めた場合、町及び可茂消防事務組合は、応援協定締結市町村に消防業務の応援要請を行うものとする。

要請方法は、第2章第14節「広域応援体制の整備」に掲げるとおりである。

11 災害救助法による基準等

災害救助法第30条第1項の規定により町が行う救助実施のための人夫雇上げの範囲その他の基準等は、岐阜県災害救助法施行細則第3条の規定による。

- (1) り災者避難のための人夫

原則としては認めないが、町本部の指示による避難で特に誘導人夫を必要とするとき。

- (2) 医療及び助産の移送人夫

医療班では処置できない重傷患者若しくは医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならぬ患者を病院、診療所に運ぶための人夫又は医療班の移動に伴う人夫（医療班員を背負って急流を渡るような人夫）を必要とするとき。

(3) り災者の救出

り災者を救出するための人夫を必要とするとき、及び被災者救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末に人夫を必要とするとき。

(4) 飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作あるいは飲料水を浄水するための医薬品の配布等に人夫を必要とするとき。

(5) 救助用物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊き出し用品（食料品、調味料品、燃料）の整理（種類別、地区別の区分、整頓、保管）、輸送（積降し、上乘、運搬）又は配分に人夫を必要とするとき。

(6) 遺体の搜索

遺体の搜索に人夫を必要とするとき及び搜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は後始末に人夫を必要とするとき。

(7) 遺体の処理

遺体の洗浄、消毒等の処置又は遺体を仮安置所まで輸送するため等の人夫を必要とするとき、又は前記以外の救助作業のため人夫の必要が生じたときは、町本部は、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に範囲外人夫についての要請をする。県本部健康福祉政策班は要請その他により範囲外人夫の必要を認めたときは、厚生労働大臣にその旨申請をし、承認を得て実施することを原則とする。なお、要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア 人夫の雇上げを要する目的又は救助種目

イ 人夫の所要人数

ウ 雇上げを要する期間

エ 人夫雇上げの理由

オ 人夫雇上げを要する地域

(8) 人夫雇上げの期間

各救助の実施期間中とする。

(9) 費用の限度

7「給与の支払」による費用によるものとする。

(10) 報告その他事務手続

町本部は、人夫を雇上げたときは、「救助日報（様式3号）」により、毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。なお、人夫雇上げに関する記録は、8「労務者従事記録」によるものとするが、災害救助分については判然と区分し、整理する。

第2項 技術者等の強制従事に関する計画

1 計画の方針

災害応急対策実施のための要員が一般の動員等の方法によってもなお不足し、他に供給の方法がないときは本計画の定めるところにより、強制命令を発する。

2 強制命令の種類と執行者

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところによる。

対 象 作 業	命 令 区 分	法 律 根 拠	執 行 者
消 防 作 業	従 事 命 令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水 防 作 業	従 事 命 令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長
災 害 救 助 作 業	従 事 命 令	災害救助法第24条	県知事
	協 力 命 令	災害救助法第25条	県知事
災害応急対策作業 (除災害救助)	従 事 命 令	災対法第71条	県知事 町長 (委任を受けた場合のみ)
	協 力 命 令	災対法第71条	県知事 町長 (委任を受けた場合のみ)
災害応急対策作業 (全 般)	従 事 命 令	災対法第65条第1項	町長
		災対法第65条第2項、第3項	警察官、自衛官
災害応急対策作業 (全 般)	従 事 命 令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

3 従事命令の対象者

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消 防 作 業	火災の現場付近にある者
水 防 作 業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災 害 救 助 そ の 他 の 作 業 (災 害 救 助 法 及 び 災 対 法 に よ る 知 事 の 従 事 命 令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送事業者及びその従業者 10 港湾運送事業者及びその従業者
災 害 救 助 そ の 他 の 作 業 (協 力 命 令)	救助を要する者及びその近隣の者
災 害 応 急 対 策 全 般 (災 対 法 に よ る 町 長 、 警 察 官 、 自 衛 官 の 従 事 命 令)	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

災害緊急対策全般 (警察官職務執行法による警察官)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者
------------------------------	----------------------------

4 従事命令の執行

警察官、自衛官が従事命令を発した場合は、次の機関に通知等をする。

- (1) 災対法第65条第2項に基づいて執行したときは、町長に通知するとともに所轄警察署長に報告する。
- (2) 災対法第65条第3項に基づいて執行したときは、町長に通知するとともに部隊の指揮官に報告する。
- (3) 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条に基づいて執行したときは、警察署長に報告し、順序を経て公安委員会に報告する。
- (4) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条第1項に基づいて執行したときは、部隊の指揮官に報告し、順序を経て当該自衛官の属する災害派遣命令者に報告する。

（注）警察官、自衛官が執行する従事命令は、災対法を適用する程度の災害時にあっては、災対法による執行が警察官職務執行法及び自衛隊法に優先する。

5 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、及び発した命令を変更し、又は取消すときは、次に定める「公用令書」を交付するものとする。なお、県知事（県知事が町長に委任をした場合は町長を含む。）が発する以外の従事命令については「公用令書」の交付は必要ないものとする。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 災害救助法による従事命令（書） | 様式4号 |
| (2) 同上命令の取消命令（書） | 様式5号 |
| (3) 災対法による従事、協力命令（書） | 様式6号 |
| (4) 同上命令の変更命令（書） | 様式7号 |
| (5) 同上命令の取消命令（書） | 様式8号 |

上記「公用令書」を発したときは、従事者から令書の受領書を受け取る。

6 実費弁償

従事命令等により災害応急対策に従事した者で、公用令書にかかり実費を要したときは、実費弁償請求書（様式9号）により実費分を弁償する。

7 損害補償

町長の従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者に対する損害補償は、御嵩町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第29号）による。

8 従事者台帳の作成

従事命令又は協力命令を発したときは、従事者台帳（様式10号）を整備し総務班に提出する。

9 従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により作業に従事することができない場合には、必要な書類を添付して町長に届け出るものとする。

10 惨事ストレス対策

- (1) 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3項 ボランティア受入れ計画

大規模災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現地が混乱する。そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

1 町社会福祉協議会の活動

町社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、町災害ボランティアセンターを設置し、被災地におけるボランティア活動への支援を行う。

2 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、関係機関と連携を密にし、受入、派遣に係る調整等を行う。

〈災害時のボランティア活動〉

1 被災者の人命救助や負傷者の手当て

これらの活動は、専門的技術や重い責任が要求され、医師、看護師等の活動が中心となる。

2 被災者の生活支援

これが一般的なボランティアであり、その内容としては次のようなものがある。

(1) 指定避難所援助

食料・飲料水の提供、炊き出し、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・身体障がい者等援助（手話通訳、外出援助）、話相手、子どもの世話、学習援助、メンタルケア、指定避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供（ホームページ、ミニコミ紙の作成・配布）

(2) 在宅援助

高齢者・身体障がい者等の安否確認の協力と援助（手話通訳、外出介助）、食料・飲料水・生活物品の提供、生活情報の提供（ホームページ、ミニコミ紙の作成・配布）、メンタルケア、家屋後片付け、洗濯・入浴・理美容サービスなど

(3) その他

被災者のニーズ把握・援助、被災者の健康状態のチェック、家屋修繕、ホームステイ・里親、営業マップの作成・配布、引っ越しの手伝いなど

3 町本部の活動

(1) 災害直後の情報提供

町本部は、社会福祉協議会と連携しボランティア活動が円滑に行われるよう近隣の県・市町村、報道機関の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

(2) ボランティアを行っている者への配慮

町本部は、社会福祉協議会と連携しボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

(3) ボランティアからの情報・ニーズの収集

町本部は、社会福祉協議会と連携しボランティアからの情報・ニーズ等を把握し、ボランティア活動に対する適切な支援に努める。

(4) ボランティア活動拠点等

ボランティア活動拠点（ボランティアセンター）は、「御嵩町防災コミュニティセンター」とし、町本部は社会福祉協議会と連携して運営に必要な情報機器、設備等の確認を行う。

御嵩町防災コミュニティセンター施設概要

所在地	岐阜県可児郡御嵩町中切 1437-1		
敷地面積	3,498 m ²		
延床面積	952 m ²	（1階床面積 677 m ²	2階床面積 275 m ² ）

1階

フリースペース	屋根付きの半屋外多目的スペースとの一体利用が可能な災害ボランティア活動スペース
健康増進スペース	ボランティアの寝泊りスペースとして利用
厨房	3口コンロ 3台配備
消防団詰所・車庫	消防団第1分団詰所 ポンプ車2台配備

2階

大会議室・小会議室	一時避難所や寝泊りスペースとして利用
-----------	--------------------

主な設備

飲料水兼用貯水槽 60m ³ 、自家発電設備（タンク容量950L）、災害用LPガスユニット 300kg 太陽光パネル 15kw、蓄電池 15kw、燃料電池 0.7kw

第4項 自衛隊災害派遣要請計画

1 計画の方針

災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条1項の規定に基づき、次により自衛隊の災害派遣を要請する。

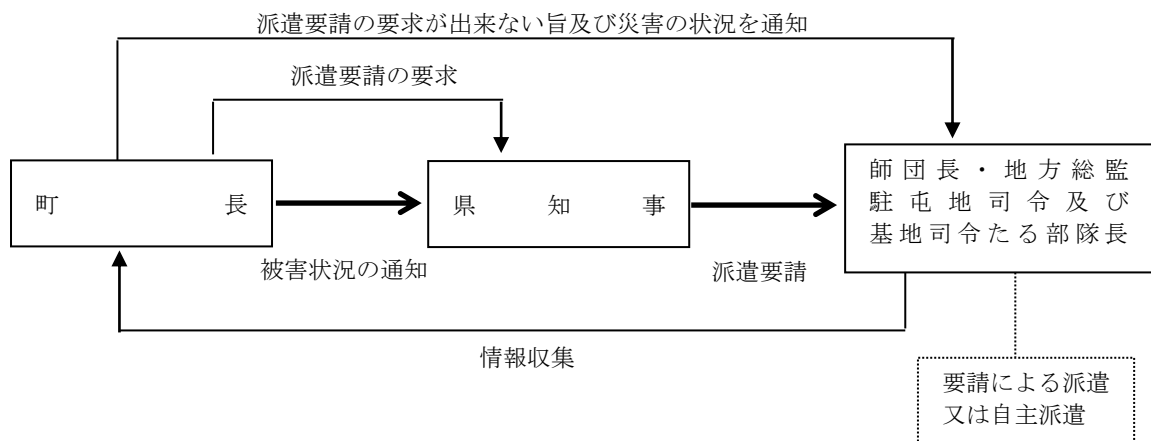
2 災害派遣要請の基準

- (1) 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

3 災害派遣要請を受けることができる者

- (1) 陸上自衛隊第10師団長（陸上自衛隊第35普通科連隊経由）
- (2) 航空自衛隊第2補給処長

4 派遣要請の手続き



(1) 派遣要請の要求

町長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、「災害派遣要請依頼書（様式11号）」により県知事に要請の依頼を行う。ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出するものとする。

要請を行った場合、町長は、必要に応じて、その旨及び当該町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

なお、県知事に派遣要請を求めることができない場合には、町長は、その旨及び該当町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。ただし、事後速やかに通知した旨を県知事に通知する。

(2) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊法に基づき、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

自主派遣の判断基準

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

(3) 要請の窓口

・陸上自衛隊 第35普通科連隊（守山）第3科

N T T 電 話 052—791—2191（内線461）（平日）～17:00

052—791—2191（内線477）（時間外）

F A X 052—791—2191（内線411）

防災行政無線 7—651—712

7—651—713（夜間）

651—710（F A X）

5 災害派遣部隊の活動範囲

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

6 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 留意事項

ア 自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう効率的な作業分担への配慮を行う。

イ 諸作業に関係ある管理者の了解を得ることへの配慮を行う。

(2) 具体的措置

●連絡場所の設置	⇒	速やかに連絡場所を設け、自衛隊及び県本部に通知する。
●窓口の統一	⇒	総務班に連絡責任者を定め、自衛隊と連絡窓口を統一する。
●協議体制の確立	⇒	作業の実施について現地指揮官と協議を行い、必要に応じ地図、略図等を準備し、作業地区ごとに連絡員を定める。
●作業計画及び資機材の準備	⇒	派遣部隊の行う作業の作業計画をたて、必要な資機材を準備し、作業に関連ある管理者等にも連絡しておくものとする。
●宿泊施設等の準備	⇒	派遣部隊の宿泊施設を小中学校等の公共施設に確保し、あるいは野営施設を準備する。あわせて駐車場等を確保する。
●臨時電話の架設	⇒	必要に応じて派遣部隊と関係所在自衛隊との情報連絡を確保する。
●住民の協力	⇒	派遣部隊の作業を傍観することなく、積極的に協力して作業を遂行する。
●知事への報告	⇒	町長は、自衛隊の活動状況等について随時知事に報告するものとする。

7 要請事項の変更

町長は、派遣に当たって、要請依頼した事項を変更する必要があるときは、県支部を通じ、県本部防災班に連絡する。連絡を受けた防災班は、陸上自衛隊第10師団長と協議して変更する。

8 経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費のうち町の負担区分は、原則として下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理

費

エ 県が管理する有料道路の通行料

- (2) その他前担区分に疑義が生じたときは、県本部に照会し、その都度決定する。

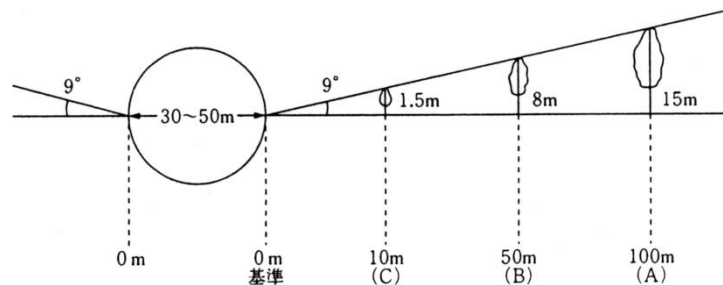
9 派遣部隊撤収時の手続

- (1) 自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県本部に対し、自衛隊の撤収要請（様式第12号）を依頼するものとする。
- (2) 県知事は、上記の撤収要請依頼を受けたときは、すみやかに自衛隊の撤収要請（様式第12号）により要請を行う。

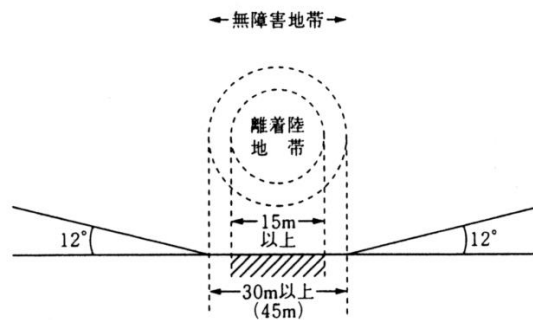
10 自衛隊ヘリコプター派遣要請に関する留意事項

- (1) 派遣要請の依頼
- ア 派遣要請の依頼は、様式11号の事項を明示し、事前又は早期に行うこと。
- イ 派遣要請の依頼は、事実を確認し、他に方法がないときにのみ行うこと。
- (2) 発着場選定基準
- ア 地面は堅固で傾斜6度以内であること。
- イ 四囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの面積があれば次図のごとく障害物があっても離着陸は可能である。

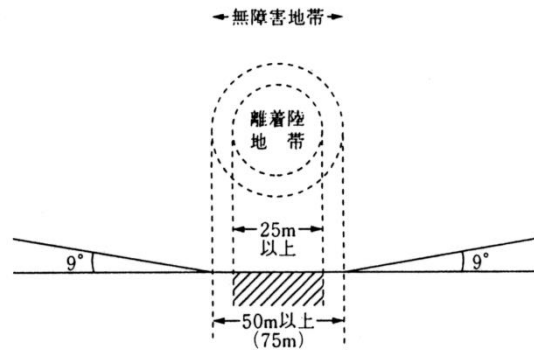
発 着 場



- ウ (ア) 小型機（OH-6）の場合（カッコ内は夜間）

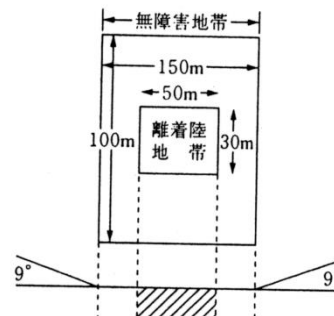
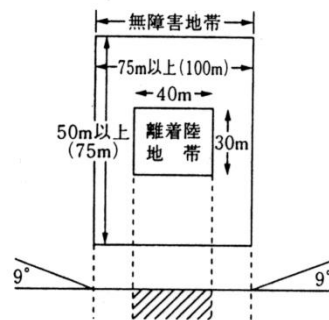


(イ) 中型機（UH-1）の場合（カッコ内は夜間）



(ロ) 大型機（V-107）の場合

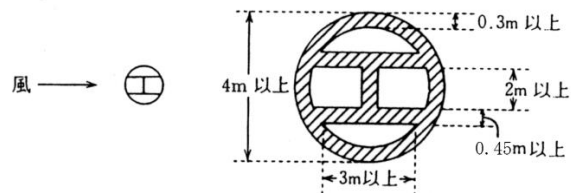
（CH-47J）の場合



(3) 離着陸場の標示

ア 風向きに対して、石灰等で⊕を書くこと。

標示図

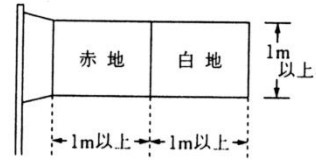
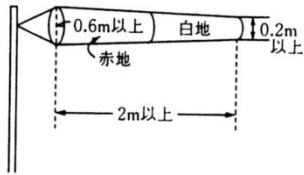


(注) 斜線内は白色、積雪時は赤色とする。

イ ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹き流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。

(吹き流し)

(旗)



(4) 離着陸における安全

ア 離着陸場は、平面にし、必要に応じて散水し、積雪時は踏み固めること。

イ 離着陸場の半径25m以内には人が入らないこと。

(5) ヘリコプターによる物資等を輸送する場合は、搭載量を超過させないため計量器を準備すること。

(6) 町は、緊急時におけるヘリコプター発着可能なヘリポートの確保に努め、ヘリコプター発着場周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際しては、ヘリコプターの発着の障害とならないようにする。

ヘリコプター離着陸可能な場所は、第2章第10節「避難対策」の防災拠点位置図に定めるとおりとする。

第5項 災害応援要請

1 計画の方針

大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

2 広域応援

(1) 防災関係機関相互の応援要請

防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要請等を行う。

(2) 県による応援要請

ア 応援協定に基づく応援要請

県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、中部9県1市で締結した災害時等の応援に関する協定、隣接県との間で締結した災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県で締結した災害時等の広域応援に関する協定等に基づき他の都道府県に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。

イ 他の市町村に対する応援要請

町は、当該町の地域において災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求めることができる。

県は、県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対し、応援を求め、また、必要に応じて区域内の市町村に対して被災町を応援することを求めるものとする。

(3) 経費の負担

国から県又は町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災対法等所定の方法による。

(4) 応急対策職員派遣制度の活用

町及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

3 消防活動に関する応援要請

(1) 相互応援協定に基づく応援要請

町は、県外の市町村との間に広域応援協定を結んでいる場合は、その協定に基づき、当該町に応援を求める。また、岐阜県広域消防相互応援協定書及び市町村相互間の消防応援協定に基づき、当該町に応援を求めるものとする。

また、岐阜県広域消防相互応援協定書及び市町村相互間の消防応援協定に基づき、当該町に応援を求めるものとする。なお、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災町の指揮の下に行動するものとする。

4 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

町及び県は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させる。

第3節 交通通信計画

第1項 道路交通対策

活 動 の ポ イ ン ト	
1	建設部を中心に道路、橋梁等の被害調査
2	被害状況を警察等防災関係機関へ連絡
3	交通規制情報入手のため警察との連絡手段を確保
4	必要により建設班において通行禁止措置を実施
5	緊急通行車両の確認申請
申請先 ⇨ 県本部（防災班又は警察部交通規制班）又は県支部（総務班）又は可児警察署	

1 計画の方針

災害により道路、橋梁等の交通施設（以下本項において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急対策は、次によるものとする。

2 規制実施者

町地域内の道路施設にかかる規制は、次の区分によって行うものとするが、災害の状況によっては実施者（下記区分）による規制が遅れ時期を失することも予想されるので、町本部（建設班）は、県支部土木班、県支部警察班（可児警察署）等と緊密な連絡をとり適切な規制がなされるよう配慮するものとする。

区 分	実 施 者	範 囲
道路管理者	国（多治見砂防国道事務所）	国道21号及び国道21号バイパス
	県（県支部土木班）	県道
	町本部（農林班） （建設班）	町地域内町道（林道、農道含む。）
警察機関	公安委員会（県本部） （警察部）	隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が2警察署以上にわたるもの又は期間が1箇月を超えるもの
	可児警察署長（県支部） （警察班）	自署の管轄区域内であり、かつ、適用期間の短い（1箇月以内）規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制
自衛隊	自衛官	緊急を要する一時的な規制（警察官がその場にはいない場合）

3 輸送道路の確保

(1) 道路に関する被害状況の把握

道路管理者は、災害発生後、緊急輸送道路を優先し、速やかに道路パトロールを行い、道路及び交通の状況を把握する。

町、県、県警察においては、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、県内のみならず隣接県内の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図る。

(2) 情報の提供

道路管理者等は、災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行う。

(3) 警備業者との連携

緊急輸送の確保のために行う交通規制に伴い、交通誘導の専門的知識を有する警備業者を活用するものとし、このため、県及び県警察は、警備業者との間において締結された災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、必要に応じて交通誘導の実施を要請するものとする。

4 道路の巡視

災害のため道路、橋梁等の交通施設に被害あるいは危険が予想されるとき、町本部建設班は、部員を現地に派遣巡視させ、その早期発見に努めるものとし、特に災害危険箇所・区域等に重点をおいて調査を実施する。

5 発見者の通報

災害発生時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は当該地域を所管する町本部又は消防本部にその旨を通報しなければならない。通報を受けた町本部は、その路線管理機関又はその地域を所管する警察関係機関及び消防本部に速やかに通報する。

6 町本部における措置

道路施設の被害及び交通の混乱を発見し、あるいは通報を受けて承知したとき、建設班は速やかに次により配置するものとする。

(1) 関係機関への通知

規制の必要を認めたときは、規制実施者のいかににかかわらず県支部土木班及び可児警察署にその旨を通知するものとする。なお、町において規制を行ったときは、関係機関への通知に当たっては、次の事項を明示する。

- ア 禁止、制限の種類と対象
- イ 規制する区間又は区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ 迂回路、幅員、橋梁等の状況等

(2) 交通規制の周知徹底

町、道路管理者、県及び県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

(3) 規制の実施

町管理道路が被害を受けあるいは危険となったときは、町本部（建設班）は、道路法（昭和27年法律第180号）第46条により交通を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）する。なお、県管理の道路施設についても、県支部土木班に通知して規制するいとまのないときは、直ちに警察官に通報して道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条から第6条による規制を実施し、又は町長が災対法第60条により避難の指示をし、又は同法第63条により警戒区域を設定し、立入を制限し、若しくは禁止又は退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとする。ただし、急を要し、町長が指示するいとまがないと認めるときは、消防職員が行うものとする。この場合は、できる限り速やかに道路管理者又は警察機関に連絡して正規の規制によるものとする。

〈警戒区域の設定権者、内容等〉

設定権者	災害の種類	内 容 (要 件)	根 拠
町 長	災 害 全 般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第63条
知 事	災 害 全 般	町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法 第73条
警 察 官	災 害 全 般	災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、その必要が認められるが、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第63条第2項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法 第4条
自 衛 官	災 害 全 般	同上の場合において町長若しくはその委任を受けた町の職員、警察官が、その場にいない場合	災害対策基本法 第63条第3項
消防吏員又は 消 防 団 員	水 災 を 除 く 災 害 全 般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において 準用する同法第28条
水防団長、水防 団員又は消防機 関に属する者	洪 水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法 第21条

(注) 警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

(4) 緊急交通路の確保

ア 交通規制の実施

県警察は、現場警察官、関係機関及び交通管制施設等の活用により、交通状況及び使用可能な道路を迅速に把握し、交通規制対象路線等から、規制路線の選定及び区間の指定を行い、一般車両を対象とした通行禁止などの交通規制を実施するものとする。

a 第1次

道路交通法に基づく警察署長及び高速道路交通警察隊長並びに現場警察官による交通規制、災害対策法に基づく交通規制、道路交通法に基づく交通規制を実施

b 第2次

被害発生後の被災地の状況に応じて、被害状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを実施

イ 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

ウ 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。

エ 自衛官、消防吏員の行う措置命令・強制措置

警察官がいない場合、自衛官又は消防吏員は、上記(4)のイ及ウと同様の措置命令、強制措置を行うことができる。なお、措置命令をし、又は強制措置をとったときは直ちに、管轄の警察署長に通知するものとする。

オ その他

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとるものとする。

(5) 迂回路の確保

交通禁止等の規制に当たっては、できるだけ迂回路の設定を行うものとする。

その際、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

(6) 規制の標識

町本部において道路法（昭和27年法律第180号）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく規制を行ったときは「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第1条の2の定めにより、又は災対法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）に定めるところによって標識を設置し、特に危険を伴う場合等にあつては、必要に応じ遮断する措置等をとるものとする。なお、緊急のため規制の標識を設置することが困難又は不可能なときは、次の事項を明示して必要な場所に標示するものとする。

ア 禁止、制限の対象

イ 規制する区間又は区域

ウ 規制する期間

エ 規制する理由

オ 指定迂回路（図示する。）

規制を行ったときは、災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等について、迅速かつ的確な情報を道路情報板、防災行政無線等で道路利用者に提供し、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

(7) 応急措置（応急復旧）

町及び町長が管理する道路施設が被害を受けあるいは危険になったときは、できる限り速やかに被害の拡大を防止し、あるいは応急的な復旧を行うものとする。特に重要道路で代替道路のない路線については、すみやかに措置し、交通を確保するものとする。

7 措置命令等

(1) 警察官

ア 措置命令等

警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

イ 放置車両の撤去等

警察官は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。

(2) 自衛官又は消防吏員

警察官がいない場合、自衛官又は消防吏員は(1)と同様の措置命令、強制措置を行うことができる。

8 緊急通行車両の確認申請手続

(1) 使用者の申し出

災害応急対策を実施するための車両を使用しようとする者は、県又は県公安委員会に標章及び緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」）の交付を申し出るものとする。

標章及び証明書は、様式第13号及び様式第14号のとおりである。

(2) 標章及び証明書の交付

(1)に定める機関は、当該車両が緊急通行車両であることを確認した場合は、標章及び証明書を交付するものとする。

(3) 標章の掲示

標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

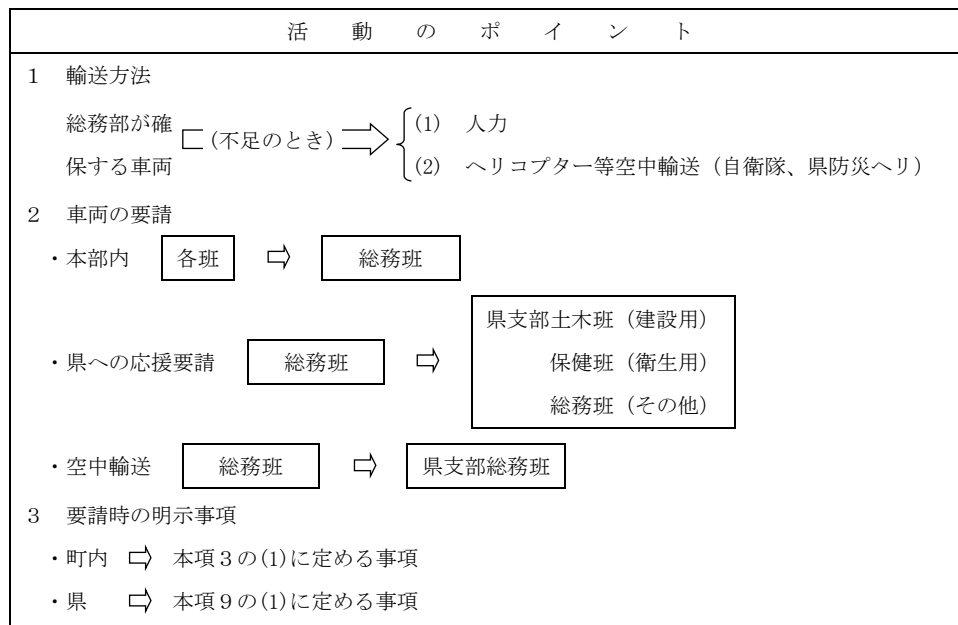
(4) 申請先

県、県公安委員会又は可児警察署

(5) 事前届出制度

県公安委員会は、災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する関係機関の届出により、緊急通行車両として使用する車両について事前届出済証を交付するものとし、災害時において、事前届出済証を携行している車両の使用者に対して、「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付するものとする。

第2項 輸送計画



1 計画の方針

大規模災害発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する。

2 輸送種別

町本部が行う災害輸送は、道路交通が可能な限り自動車輸送によるものとするが、道路の遮断等で舟艇、人力等によることが適当なときはその方法によるものとする。なお、交通途絶時において長距離輸送を必要とし、他に適当な方法がない場合にあっては、県に対して自衛隊（ヘリコプター等）及び県防災ヘリコプターの派遣を要請し、空中輸送による等他機関の応援を得て行うものとする。

3 輸送の確保

災害輸送のため必要な車両等の確保及びその使用に当たっての調整は、次によるものとする。

(1) 自動車等確保の要請

町本部各部は、災害輸送のため、車両等借上を要するときは、総務班に車両等確保の要請をするものとする。要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

ア 輸送区間又は借上期間

イ 輸送量又は車両（舟艇）の台数等

ウ 車両等集合の場所及びその日時

エ その他の条件

(注) 各部の所属車両をその目的業務に使用する場合は、必要としない。

(2) 輸送の調整等

車両確保等の要請を受けた総務班は、輸送の緊急度、輸送条件、町本部保有車両の活動状況等を総合的に掌握し、輸送の優先順位その他について調整を行うものとする。

(3) 輸送の確保

災害輸送確保のための自動車の借上等は、次の方法により行うものとする。

ア 自動車輸送

- a 町本部所属の車両
- b 農業協同組合等の所有車両
- c 輸送業者の車両
- d その他

車両の借上げに当たっては、当該車両の運転手付で借上げるものとする。

イ 空中輸送

陸上交通途絶時等で、空中輸送によることが適当なときは、県支部に自衛隊のヘリコプター又は県防災ヘリコプターの空中輸送を要請する。ヘリコプター離着陸可能な場所は、第2章第11節「緊急離着陸場等の整備」に定めるとおりとする。

町は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所(指定避難所、避難場所を除く。)を県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図るものとする。

ウ 人力輸送

車両等による輸送が不可能なとき等にあつては、町本部職員(消防団員を含む。)、奉仕団員等の直接人力によって輸送するものとするが、輸送要員の動員等は、それぞれの計画の定めるところによる。

4 緊急物資の一時集積配分拠点の運用

町及び県は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の一時集積配分拠点を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。

なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを一時集積配分拠点とする。

(1) 取り扱い物資

- ア 被災町からの救援要請を受けて、他地域から配送される救援物資(食料、飲料水及び生活用品等)
- イ 食料、生活必需品等の応急生活物資
- ウ 義援物資集積所から被災市町村に配送される義援物資
- エ 医薬品

(2) 一時集積配分拠点における業務

- ア 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類
- イ 指定避難所等の物資需要情報の集約
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 小型車両への積み替え、発送

(注) 大型車両による輸送は原則として一時集積配分拠点までとする。

イのウ、エについては、ボランティアを積極的に活用するものとする。

(3) 指定避難所等への輸送

指定避難所等までの輸送は、原則として物資の供給を受ける被災町が実施する。

5 物資の引継ぎ等

災害輸送に当たって、総務班長は輸送責任者を定め、車両等に同乗させ、あるいは同行させる等の確な輸送に努め、その引継ぎに当たっては、物資等の授受を明らかにしなければならない。なお、物資授受の記録は、「救助用物資引継書（様式15号）」によるものとする。

本章第6節第7項「生活必需品供給活動」参照。

6 応援の要請

町本部総務班は、自動車等が確保できず、あるいは空中輸送を必要とするときは、輸送条件を明示して次により県支部に応援を要請するものとする。

- 建設事業用車両 県支部土木班
- 衛生事業用車両 県支部保健班
- 自衛隊ヘリコプター又は県防災ヘリコプターその他輸送車両 県支部総務班

7 輸送の記録

災害輸送を行ったとき輸送責任者は、次の記録を作成し整備保管しておくものとする。なお、災害救助法が適用されたときは、同法による対策の実施に要した輸送は判然と区分整理しておくものとする。

(1) 車両使用書

車両を使用した者（使用責任者）は、車両使用書（様式16号）を作成し総務班長に提出する。

(2) 輸送記録簿

輸送担当責任者は、輸送記録簿（様式17号）を備え付け車両の使用状況を記録し、整備保管するものとする。

(3) 救助実施記録日計票

輸送担当責任者は、救助実施記録日計票（様式18号）を作成し、整備保管する。

(4) 自動車等の燃料及び修繕料等

自動車燃料、消耗品その他は救助の種目別物資受払状況（様式19号）を備え付け、その出納状況を明らかにしておくものとする。

8 費用の基準及び支払

運送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、地域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとする。なお、自家用車等の借上げについては、借上謝金（運転手付等）とし、運送業者に支払う料金の範囲内（おおむね8割程度以内）で各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書（様式20号）を請求書に添付して提出するものとする。

9 災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次によるものとする。

(1) 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送は、次の範囲とする。

ア リ災者を避難させるための移送

町長、警察官等避難指示者の指示に基づき長距離避難のための移送

イ 医療及び助産のための移送

重傷患者で救護班で処理できないもの等の移送及び医療班の仮設する診療所への患者移送あるいは医療班関係者の移送等

ウ リ災者救出のための輸送等

救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出したり災者の移送

エ 飲料水供給のための輸送等

飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材の輸送

オ 救助用物資の輸送

リ災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医療品等の輸送

カ 遺体搜索のための輸送

遺体搜索のための必要な人員、資材等の輸送

キ 遺体処理のための輸送

遺体処理のための医療班員あるいは衛生材料等の輸送及び遺体を移動させるための必要な人員、遺体の移送

上記以外について輸送あるいは移送の必要が生じたときは、町本部は、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に範囲外輸送についての要請をするものとする。県本部健康福祉政策班は、要請その他により範囲外輸送の必要を認めたときは、厚生労働大臣にその旨申請をし、承認を得て実施することを原則とする。なお、要請及び申請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (ア) 輸送の種類及び輸送物資の内容等
- (イ) 輸送区間又は距離
- (ウ) 輸送を要する物資等の数量、積載台数等
- (エ) 輸送を実施しようとする期間
- (オ) 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- (カ) 輸送を要する理由
- (キ) その他

(2) 輸送の期間

各救助の実施期間中

(3) 費用の限度

8「費用の基準及び支払」に定める費用の基準によるものとする。

(4) 報告その他事務手続

町本部は、輸送及び移送を実施したときは「救助日報（様式3号）」により毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。なお、輸送に関する記録は7「輸送の記録」によるものとするが、災害救助分については判然と区分整理するものとする。

庁 用 車 一 覧

	担 当 課	車 種	ナ ン バ ー	備 考
1	議会事務局	ヴェルファイア	岐阜302 せ 5752	議長車
2	企画課	クラウン	岐阜301 な 8460	町長車
3	総務防災課	日野 リエッセⅡ	岐阜200 さ 952	小型バス（28人乗）
4		日野 メルファ	岐阜200 は 295	中型バス（53人乗）
5		C R-V	岐阜800 さ 5032	消防指令車
6		エヴリイバン	岐阜480 と 4812	防災コミュニティセンター
7	亜炭鉱廃坑対策室	N-VAN	岐阜480 に 8793	
8	環境モデル都市推進室	e-NV200	岐阜100 た 3295	電気自動車
9	税務課	マーチ	岐阜502 さ 3246	
10	住民環境課	プロボックスHV	岐阜400 は 9006	
11		キャリィ（軽トラ）	岐阜480 な 2148	
12		デュトロ	岐阜400 ひ 6799	
13	保険長寿課	エヴリイバン	岐阜480 え 7837	
14		アルト	岐阜480 つ 889	
15		アイミーヴ	岐阜581 あ 2989	電気自動車
16		ミニキャブ ミーヴ	岐阜480 そ 9412	電気自動車
17		ミニキャブ ミーヴ	岐阜480 ち 2018	電気自動車
18		ハイエース	岐阜800 す 2709	
19	福祉課	フィット	岐阜502 ま 2405	保健センター
20		ハイゼットカーゴ	岐阜480 て 5707	日赤車
21		エキスパート	岐阜400 た 226	日赤車
22		ムーヴ	岐阜582 す 8648	
23	農林課	プロボックス	岐阜400 な 8870	
24		ジムニー	岐阜582 き 4671	
25	建設課	ミニキャブバン	岐阜480 こ 1932	
26		プロボックスバン	岐阜400 と 8844	
27		ハイゼット（軽トラ）	岐阜480 つ 8527	
28		ハイゼット（軽トラ）	岐阜480 う 7652	
29		N-VAN	岐阜480 に 8784	
30	上下水道課	ミニキャブバン	岐阜480 こ 1933	
31		e kワゴン	岐阜51 き 4325	
32		ダイナ	岐阜400 ひ 8725	
33		アクティ（軽トラ）	岐阜41 ひ 5975	
34		エヴリイバン	岐阜41 ま 9184	
35	学校教育課	日野 メルファ	岐阜200 は 584	スクールバス①
36		日野 リエッセ	岐阜200 さ 2804	スクールバス②
37		ダイナ	岐阜100 す 901	給食センター おやどり
38		ミニキャブバン	岐阜480 こ 1931	給食センター

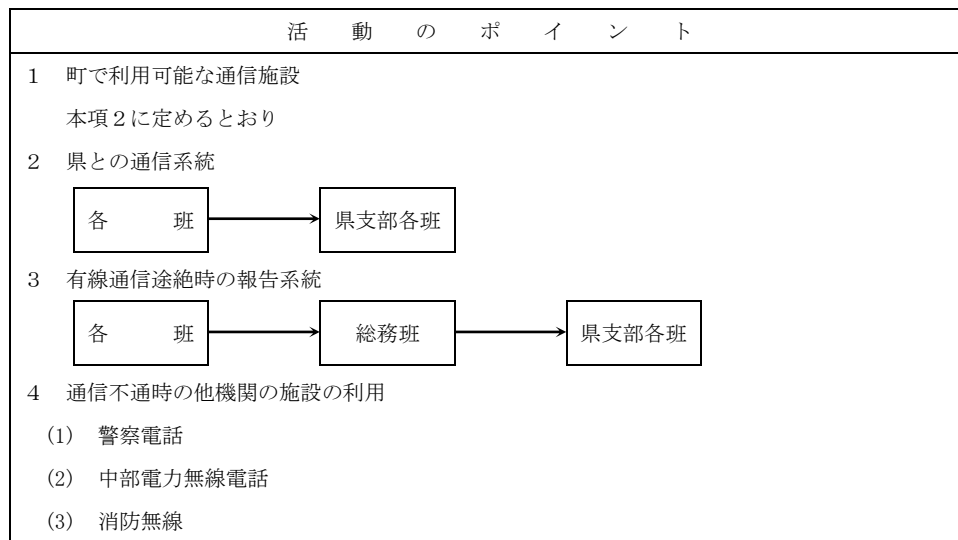
39		ダイナ	岐阜88 ろ 7045	給食センター 冷蔵冷凍車
40	生涯学習課	プロボックスバン	岐阜400 ん 2066	中山道みたけ館
41		エヴリイバン	岐阜480 か 5309	海洋センター
42		アクティ（軽トラ）	岐阜41 け 2244	上之郷公民館
43		アクティ（軽トラ）	岐阜41 さ 4498	御嵩公民館
44		アクティ（軽トラ）	岐阜41 さ 4500	中公民館
45		キャリー	岐阜41 に 548	伏見公民館
46	共用車	エヴリイバン	岐阜480 う 2770	1号車（メール）
47		プロボックスバン	岐阜400 な 9108	2号車
48		プロボックスバン	岐阜400 な 9109	3号車
49		カラーラフィールダー	岐阜503 そ 6361	4号車
50		ヴォクシーHV	岐阜503 み 6681	5号車
51		プロボックスバン	岐阜400 の 5402	6号車
52		エヴリイバン	岐阜480 う 2771	8号車
53		エヴリイバン	岐阜480 ね 936	9号車
54		エヴリイバン	岐阜480 ね 937	10号車
55		エヴリイバン	岐阜480 こ 6082	11号車
56		ヴォクシーHV	岐阜503 ね 8044	12号車
57		コムス	御嵩町 い 76	14号車
58		キャンター 2t ダンプ	岐阜400 せ 4545	20号車
59		ミニキャブ ミーブ トラック	岐阜480 つ 5359	電気自動車
60	消防車	ダイナ	岐阜800 せ 4705	第1分団1号車
61		日野	岐阜800 す 5168	第1分団2号車
62		ダイナ	岐阜800 せ 6428	第2分団
63		日野	岐阜800 そ 3919	第3分団1号車
64		ニッサン	岐阜800 そ 3511	第3分団積載車
65		ダイナ	岐阜800 せ 2396	第4分団
66		ダイナ	岐阜800 さ 2527	常備消防

10 輸送等に当たっての留意事項

災害の輸送及び移送に当たっては、次の事項に留意し又は参考として行うものとする。

- (1) 自動車等の借りに当たっては、被災地に近い地域で確保することを原則とする。
- (2) 災害輸送に当たっては、輸送責任者を同乗させる等の確な輸送に努めるものとする。
- (3) 災害輸送のうち、機関相互における物資の輸送に当たっては、「救助用物資引継書（様式15号）」を作成し、授受を明確に記録しておくものとする。
- (4) 自動車の確保に当たっては、できるだけ当該車両の運転手を含めて借り上げ（雇上げ）るものとする。
- (5) 土木建設業者所有建設車両については、土木関係応急対策事業用に優先する等、その所属、車両の特殊性等を考慮して実際に即した作業のための確保について留意するものとする。

第3項 災害通信計画



1 計画の方針

被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の機能確保

町、県及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

町、県、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社等は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

西日本電信電話株式会社は、災害時における町、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 通信の統制

通信施設の管理者は、災害発生時において、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 各種通信施設の利用

ア 各種通信メディアの活用

町、県及び防災関係機関は、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、コミュニティ放送局等各種通信メディアを有効に活用し、緊急情報通信を行うものとする。

イ 非常通信の利用

町、県及び防災関係機関は、加入電話及び町防災行政無線等が使用不能になったときは、東海地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用するものとする。

ウ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行うものとする。

3 利用可能な通信施設及び方法

第2章第9節「防災通信設備等の整備計画」に定めるとおり、次の施設が利用可能である。

(1) 関係機関との連絡手段

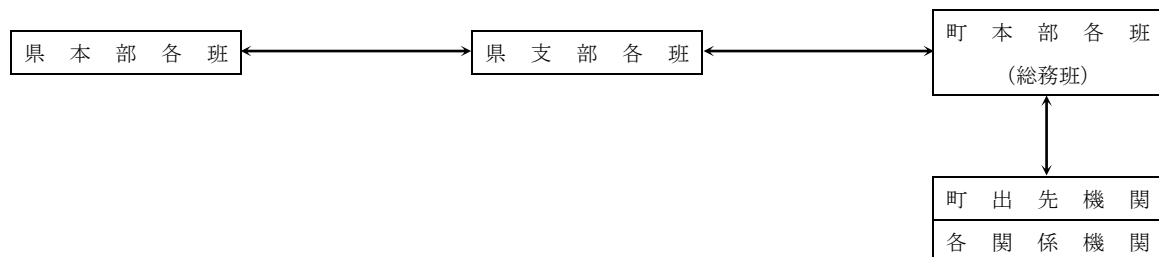
町 ↔ 可茂消防事務組合	電話、消防無線（受令機）、県防災行政無線、衛星通信回線、防災相互通信用無線
町 ↔ 可児警察署	電話、防災相互通信用無線
町 ↔ 御嵩町消防団	電話、防災行政無線（移動系）
町 ↔ 住民（自主防災組織）	電話、防災行政無線（同報系）

(2) 利用可能な通信種別

- ア 岐阜県防災行政無線による方法
- イ 御嵩町防災行政無線による方法
- ウ 電話による方法
- エ 電報による方法
- オ 防災相互通信用無線による方法
- カ 信号による方法
- キ インターネット等による方法
- ク 携帯電話による方法

4 情報（通信）の系統

情報、命令の伝達あるいは被害状況の収集、報告等町本部内及び県機関等に対する通信の系統は、通信施設等の被害の状況により一定ではないが、普通電話可能時にあっては、平常時に各課又は係において行政上連絡する県機関及び町内機関の部門別に基づいて行うことを原則とする。なお、有線通信途絶時における県機関等町外機関への通信に当たっては、できるかぎり総務班においてまとめ一括して行うこと。



5 通信の調整

災害のため平常の方法で通信の確保ができず、他機関の通信施設を利用し、あるいは急使を派遣するような場合にあっては、総務班は優先順位その他について確認を行うものとする。

調整に当たっては、次の点に留意を要する。

(1) 通信の調整

総務班は多数の通信を必要とする施設が不足し、通信の確保ができないときは、災害防除、災害救助にかかる通信を優先させ、特に他機関の専用施設を利用する場合にあっては、必要に応じ、災害の防除と救助の通信に限定するものとする。

(2) 報告等の統制実施

有線通信途絶時の被害報告あるいは現地連絡に対する指示連絡等にあっては、各部門別の通信を避け、できる限りまとめて一括して行うようにするものとする。特に、急使（伝令）派遣時等にあっては、総務班は町本部各部のほか警察機関等にも連絡し、一括通報するものとする。

6 専用施設利用の要請

- (1) 他機関の専用施設を利用して通信を行うときは、緊急必要な事項を限定してできるだけ簡略に要点を明示して施設機関に要請するものとする。
- (2) 要請に当たっては、様式21号により、又は同様式に明示した書類によるものとする。
- (3) 通信の要請は、通信を行おうとする班が総務班に協議し、その結果に基づき、その班が直接又は総務班がまとめて一括要請するものとする。

7 施設別通信方法等

災害時における各施設別の通信方法は、次によるものとする。

(1) 普通電話による非常電話

災害時優先電話から行うものとする。

本町においては、あらかじめ総務防災課等の電話を災害時優先電話として西日本電信電話株式会社岐阜支店に登録申請済である。

なお、一般加入電話による通信（非常通話）については、災害時においても、通常の使用方法により一般加入電話を利用するものとするが、市外通話が困難になった場合は、市外通話が優先的に利用できる「非常通話」により通信を行うものとする。なお、「非常通話」は、102番申込みにより非常扱いの通話である旨を告げて行うが、「非常通話」として扱われる通信の内容及び通信の発着機関は、次の通りである。

- ア 気象機関
- イ 水防機関
- ウ 消防救助機関
- エ 輸送確保関係機関
- オ 通信確保関係機関
- カ 電力供給関係機関
- キ 警察機関
- ク 災害予防、船舶、航空機の救援関係機関

災害時優先電話一覧

(平成25年4月1日現在)

No.	電話番号	住 所	設 置 場 所
1	67—2113	御嵩町御嵩1239—1	御嵩町役場
2	67—2114	〃	〃
3	67—2115	〃	〃
4	67—2116	〃	〃
5	67—1999	〃	〃 (本庁2階防災FAX)
6	67—2322	御嵩町中切1359—2	上之郷保育園
7	67—2324	御嵩町中1977	中保育園
8	67—5221	御嵩町顔戸1176—2	ぽっぽかん
9	67—2325	御嵩町伏見751—1	伏見保育園
10	67—1338	御嵩町宿2002	上之郷小学校
11	67—1191	御嵩町中2628	御嵩小学校
12	67—0530	御嵩町伏見489	伏見小学校
13	67—0431	御嵩町中切1785	上之郷中学校
14	67—1332	御嵩町御嵩1306	向陽中学校
15	67—2105	御嵩町伏見1875—1	共和中学校
16	67—0017	御嵩町中切874—4	上之郷出張所
17	67—4841	御嵩町中2171—1	中出張所
18	67—0502	御嵩町伏見990	伏見出張所
19	67—0238	御嵩町中2628—40	学校給食センター
20	67—0507	御嵩町御嵩626—1	御嵩公民館
21	67—0191	御嵩町上之郷7112—1	綱木グラウンド管理棟
22	67—2558	御嵩町御嵩1502	みたけ会館
23	67—2477	御嵩町中2098—5	老人憩いの家
24	67—5196	御嵩町中2777—28	B & G 海洋センター
25	67—0400	御嵩町中1960—3	中児童館
26	67—3625	御嵩町伏見1311—1	伏見児童館
27	68—1877	御嵩町御嵩1239—10	社会福祉協議会
28	090-1478-0609	御嵩町御嵩1239—1	総務防災課 (携帯電話)
29	090-1623-7928	御嵩町御嵩1239—1	総務防災課 (携帯電話)

(2) 岐阜県防災行政無線及び町防災行政無線による通信

ア 県防災行政無線

災害時において、有線通信途絶時で緊急を要するときは、県防災行政無線により県本部及び県支部と連絡を行う。

イ 町防災行政無線

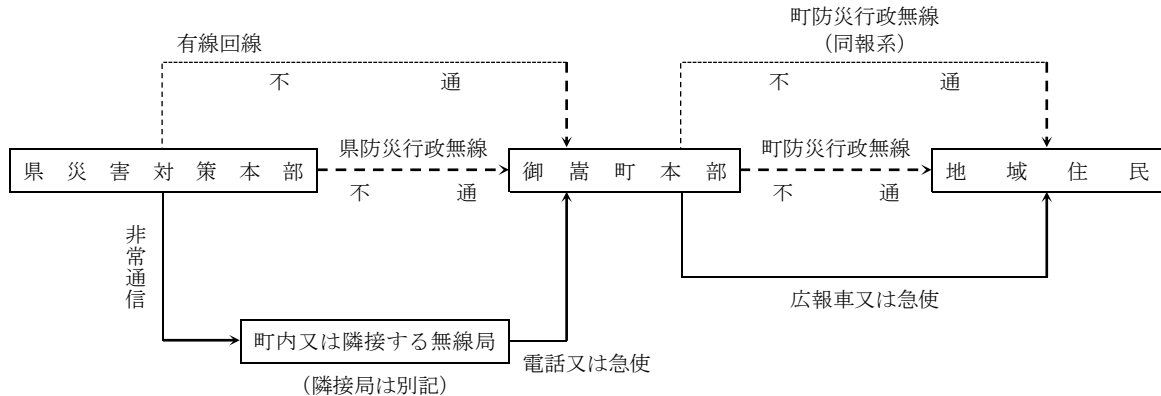
被災現地と町本部及び各施設との通信、通報は、町防災行政無線により行うものとする。

(ア) 同報系固定局 (戸別受信機含む。) による通報

(イ) 陸上移動局による通信

ウ ア及びイの不通時

町防災行政無線及び県防災行政無線並びに有線通信回線の全部又は一部が不通となった場合の非常時の伝達は、次の区分系統によって行う。



(3) 西日本電信電話株式会社の災害対策用無線電話による通信

西日本電信電話株式会社は、一般加入電話の途絶により孤立化した市町村の通信を確保するため、ポータブル衛星通信システム、衛星用可搬型陸上無線機等を活用する。この場合、孤立市町村からは、相手の一般加入電話番号をダイヤルする。

また、県からは、102番申込みにより、相手先番号を告げて、通話を行う。

(4) 防災相互通信用無線による通信

町、県及び防災関係機関は、災害対策等について、他の防災関係機関と相互に連絡を取り合う必要がある場合は、防災相互通信用無線電話により通信を行うものとする。

(5) 非常通信による通信

町、県及び防災関係機関は、一般加入電話及び自局の無線電話による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、東海地方非常通信協議会構成員の協力を得て、非常通信の伝達を依頼する。

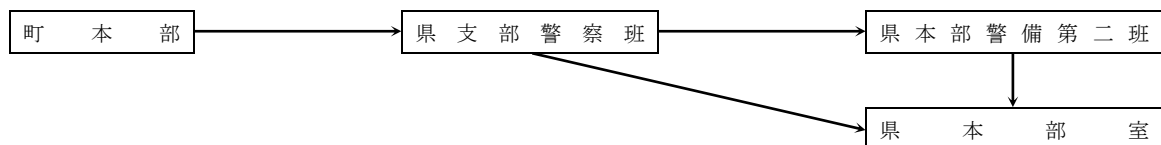
(6) 防災情報通信システム

県は、災害発生時における迅速・的確な情報の収集、共有、提供等の機能を強化し、県全体の防災力の向上を図ることを目的に、「防災情報通信システム」を構築し、平成17年6月から運用を開始している。このシステムでは、被害情報、避難情報、気象情報、地震（余震）情報、河川情報、道路情報等の防災情報を一元的に収集し、処理している。

町でも、このシステムを十分に活用し、情報の収集、共有、提供等に当たるものとする。

(7) 警察電話利用による通信

有線通信途絶時で警察電話による通信を必要とするときは、最寄警察機関に通信の要請をする。要請に当たっては、町本部の通信事項と警察機関の通信事項は、重複することが少なくないので、警察機関にその内容を示し重複を避けるようにするものとする。



(8) 鉄道電話による通信

上記(7)と同様、緊急を要するときは、鉄道機関の協力を得て鉄道専用電話により通信の伝達を依頼する。

(9) 中部電力電話による通信

非常通信を要するときは、中部電力株式会社加茂営業所の協力を得て、中部電力株式会社の電話により通信の伝達を依頼する。

(10) 可茂消防事務組合消防無線による通信

普通通信途絶時で可茂消防事務組合消防無線を利用した通信を必要とするときは、可茂消防事務組合に通信を要請する。

(11) 電報による方法

災害時の通信を西日本電信電話株式会社の非常電報によるときは、依頼に当たって発信紙の余白欄に「非常」と朱書して申し込む。

(12) インターネット等通信による方法

多元的通信手段の確保を図るため、インターネット、携帯電話等の活用を積極的に検討し、より有効的な災害時通信体制の確保を図る。

(13) 信号による方法

消防、水防あるいは避難に関する指示等の信号は、それぞれの計画で定めるサイレン等の信号によるものとする。

(14) 広報車による方法

多数の者に対する徹底事項があるときは、町広報車によって広報する。

(15) 急使による方法

あらゆる通信施設が利用できないときは、伝令等急使を派遣して行う。町本部からの急使は、総務班の伝令が当たるものとするが、各地域における急使（伝令）は、消防団員等が当たる。

(16) 文書による方法

郵送あるいは伝令が持参する等により書面によって通信を行うことが適当なときは、文書によって行う。なお、電話等によって通報した事項についても、文書で提出を要する事項は、重ねて文書によって提出する。発信した事項のうち特に定めるものは、さらに文書により通報する。

(17) 通信の記録

電話、口頭等で通信を行った者は、その状況を様式22号に記録し保管する。

第4節 情報計画

第1項 警報・注意報・情報等の計画

1 計画の方針

災害応急対策活動に役立てるため、気象、水防、土砂災害及び火災に関する警報、注意報、情報及び災害に関する異常現象の通報、伝達等の取扱いは、次によるものとする。

2 気象警報等の種別

岐阜地方気象台は、気象業務法第11条、第13条、第14条及び第14条の2の規定により、気象警報・注意報・情報及び洪水警報・注意報等（以下「気象警報等」という。）を発表するものとする。気象警報等の種類及び予報区は以下のとおり。

(1) 気象警報等の種類

御嵩町	府県予報区		岐阜県	
	一次細分区域		美濃地方	
	市町村等をまとめた地域		中濃	
特別 警報	大雨		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当	
	暴風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	24
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	127 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	洪水		流域雨量指数基準	木曽川流域=86.2, 可児川流域=6
			複合基準※1	—
			指定河川洪水予報による基準	—
				高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	暴風		平均風速	17m/s
	暴風雪		平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	9
			土壌雨量指数基準	82
				避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である

	洪水		流域雨量指数基準	木曽川流域=60.4, 可児川流域=4.8
			複合基準※1	—
			指定河川洪水予報による基準	—
				避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		融雪により災害が発生するおそれのある場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 25%で、実効湿度 60%	
	なだれ		①24 時間降雪の深さが 30cm 以上で積雪が 70cm 以上になる場合 ②積雪の深さが 70cm 以上あって、日平均気温が 2℃以上の場合 ③積雪の深さが 70cm 以上あって、降雨が予想される場合	
	低温		冬期：最低気温-9℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合	
	記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

(2) 警報及び注意報の予報区

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
岐阜県	美濃地方	岐阜・西濃	岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
		中濃	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
		東濃	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
	飛騨地方	飛騨北部	高山市、飛騨市、白川村
		飛騨南部	下呂市

注：警報及び注意報は、県内各市町村を対象として発表する。大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(3) 地形による区分は、次のとおり。

地 域 名	範 囲
平 野 部	起伏の極めて少ない地帯。盆地を除く。
山 間 部	山と山の間の地域。 (1)「山沿い」、「山間部」ともに霜、なだれ、気温、雨、雪の分布に用いる用語である。季節によっては人々の活動範囲が広がるため、注意報・警報では予報の「山沿い」、「山間部」などよりも対象高度を上げなければならないことがある。 (2)「平地」に対しては「山地」、「平野部」に対しては「山岳部」と「山間部」が相対す

	る。「平地」には「平野」と「大きな盆地」が含まれるので、「平地」は「平野部」よりは適用範囲が広い。 (3)「山地」は「山岳部」と「山間部」を含み、このうち人が定住し、活動の多いところが「山間部」である。また、「山沿い」は「平地」から「山地」へ、あるいは「平野部」から「山岳部」へ移る地帯をいう。
山 岳 地 帯	平野部に対して山地の部分。
平 坦 地	概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域
平坦地以外	平坦地以外の地域

注1 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

注2 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

注3 発表基準欄に記載した数値は、岐阜県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

(4) 土砂災害警戒情報

岐阜地方气象台と県は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため警戒を呼びかける情報。危険な場所から全員が避難することが必要とされる警戒レベル4に相当する。

なお、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、次の点に留意する。

ア 個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

イ 対象とする土砂災害は技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としない。

(5) 水防活動用警報等

水防活動に資するため水防関係機関に対し発表する警報及び注意報であり、大雨、洪水各注意報（同警報）の発表をもって、この発表がなされたこととする。

(6) 水防警報等

洪水予報に関連して、水防活動に必要な事項について、水防関係機関が水防管理団体に対して発する警報、情報をいう。

その種別と内容は次表のとおりである。

区 分	警 報 等 の 内 容
1 水 防 情 報	水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上の情報の関係機関に徹底する必要があるとき。
2 水 防 警 報	水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達するか、又ははん濫注意水位（警戒水位）を超えて危険が予想されるとき。

ア 都道府県が行う水防警報

県は、水防法第16条第1項の規定により都道府県知事が指定した河川について、水防警報を発表及び解除する。その種別、内容等は「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

(7) 指定河川洪水予報等

ア 県と气象台が共同で行う洪水予報

県と岐阜地方气象台は、共同して水防法第11条第1項の規定により県知事が指定した河川（以下「県指定洪水予報河川」という。）について、それぞれの河川名を付したはん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報を発表及び解除する。洪水予報の種類と基準等は、「岐阜県水

防計画」の定めるところによる。

イ 都道府県が行う避難判断水位（特別警戒水位）到達情報

県は、水防法第13条第2項の規定により県知事が指定した河川（以下「水位情報周知河川」という。）について、避難判断水位（特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、はん濫警戒情報として水位又は流量を周知させる。避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の種類等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

ウ 河川管理者と地方気象台が共同で発表する洪水予報

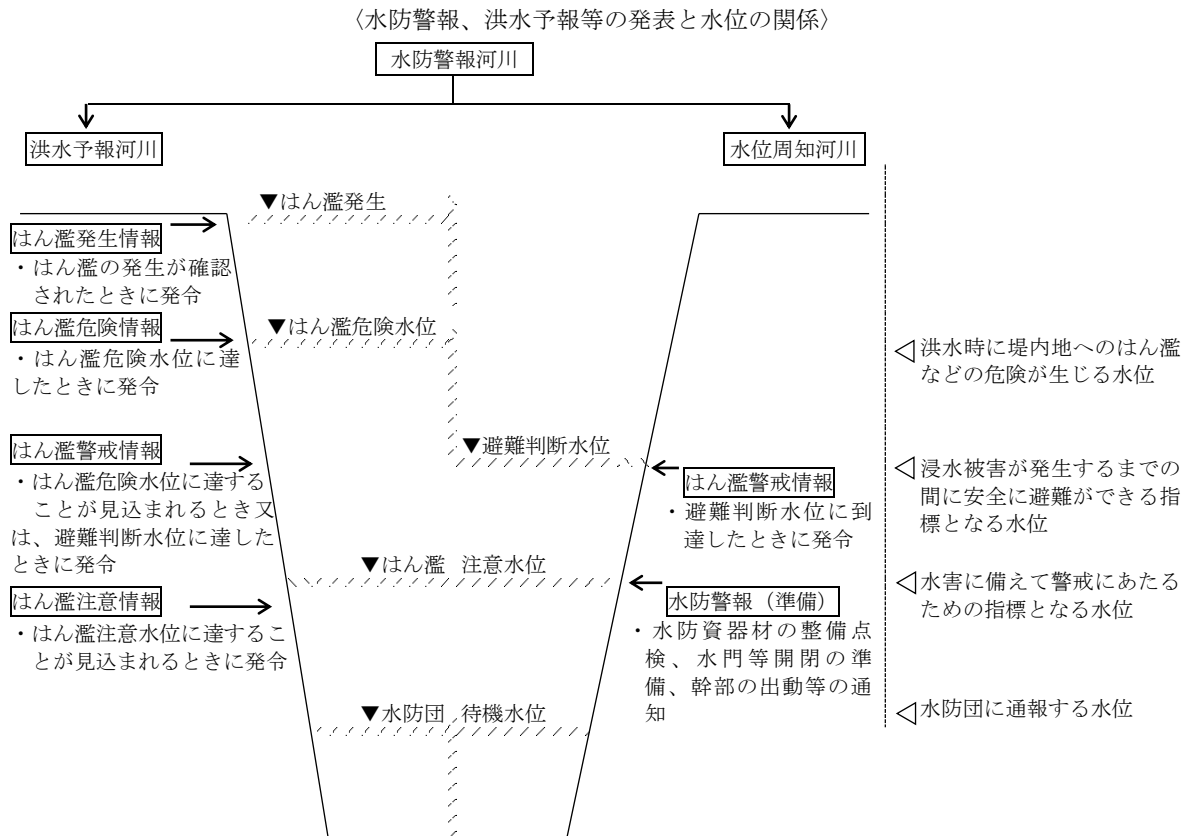
中部地方整備局、岐阜地方気象台及び岐阜県では、洪水予報を行う河川とその区間を指定し、洪水のおそれがある場合に、河川管理者と地方気象台が共同で洪水予報を発表している。

また、市町村や住民がとるべき避難行動等との関連が理解しやすいように、洪水予報の標題と水位の名称を洪水の危険に応じてレベル化している。

〈危険レベルごとの標題と水位の基準等〉

洪水の危険レベル	洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	水位の名称	市町村・住民に求める行動等	※ 基準水位 (m)
レベル5	はん濫発生情報 〔洪水警報〕	(はん濫発生)	逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導 住民は垂直避難なども検討	—
レベル4	はん濫危険情報 〔洪水警報〕	はん濫危険水位	市町村は避難指示の発令を判断 住民は避難を開始	2.0
レベル3	はん濫警戒情報 〔洪水警報〕	避難判断水位	水防団出動 市町村は高齢者等避難の発令を判断 住民は避難を判断	1.4
レベル2	はん濫注意情報 〔洪水注意報〕	水防団待機水位 はん濫注意水位	水防団待機 水防団出動準備 住民ははん濫に関する情報に注意	0.9 1.2
レベル1	(発表なし)	—	住民ははん濫に関する情報に注意	—

※水位観測局名：門前橋 地域名：中濃 水系名：木曽川水系 河川名：可児川 所在地：御嵩町中



※1 洪水予報

国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川において洪水のおそれがあると認められるときに、気象庁長官と協同して、その状況を雨量・水位又は流量を示して直ちに水防管理者等に通知すると共に報道機関の協力を求めて一般に周知すること。

※2 避難判断水位

はん濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。

河川の水位がこれに達した場合には、その状況を水防管理者等に通知するとともに、一般に周知させなければならない。

※3 水位周知河川と洪水予報河川

平成17年度から可児川が水位周知河川に指定されている。洪水予報河川については、本町に関わる河川では指定されている河川はない。

(8) 火災警報

ア 消防法第22条第3項の火災に関する警報は、火災予防上可茂消防事務組合管理者が危険であると認め、かつ、気象の状況が次の各号のいずれかであるときに発令する。

(ア) 実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度が30パーセント以下であるとき。

(イ) 実効湿度が65パーセント以下で、最小湿度が35パーセント以下であって、かつ、現に、風速7メートル以上であるとき又は風速7メートル以上になると予想されるとき。

(ウ) 現に、風速10メートル以上であるとき又は風速10メートル以上になると予想されるとき。

イ (ウ)の場合において、降雨若しくは降雪のとき又は実効湿度が70パーセント以上で最小湿度が50パーセント以上であるときは、同項の規定を適用しない。ただし、台風時はこの限りでない。

3 警報等の伝達

気象警報等の伝達及びその周知徹底は次の方法によるものとする。

(1) 伝達系統

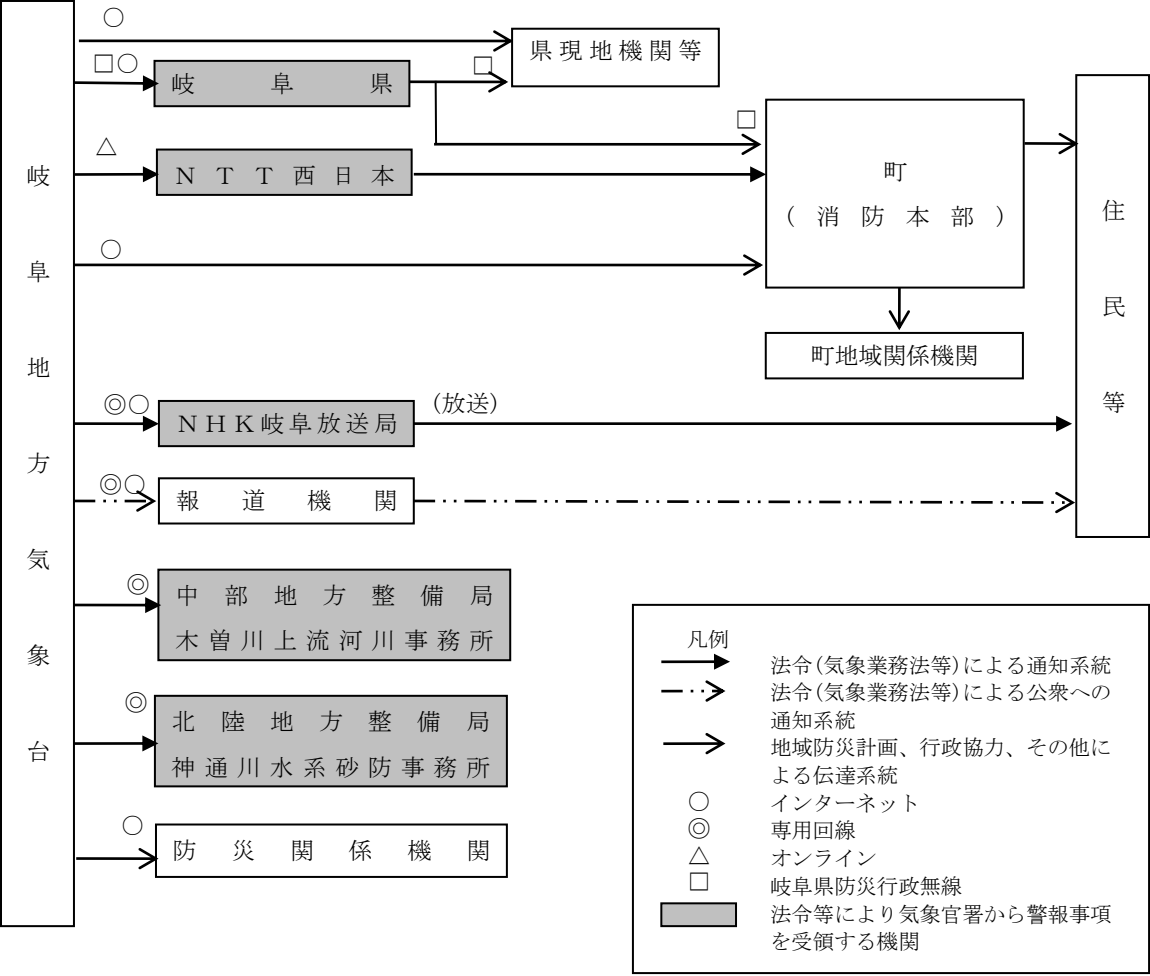
警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達するものとする。

防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

警戒レベル (配 色)	行動を促す情報 (避難情報等)	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
レベル5 (黒)	緊急安全確保	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）	大雨特別警報（土砂災害）
レベル4 (紫)	避難指示	氾濫危険情報	洪水警報の危険度分布 (非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害） の危険度分布（非常に危険）
レベル3 (赤)	高齢者等避難	班来警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布 (警戒)	・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害） の危険度分布（警戒）
レベル2 (黄)	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	洪水警報の危険度分布 (注意)	大雨警報（土砂災害）の 危険度分布（注意）
レベル1 (白)	早期注意情報 (警報級の可能性)			

なお、県、町及び防災関係機関が、職員による宿直制の廃止に伴い代行員制度による場合は、警報等の受信、伝達並びに連絡方法等を明確に定めておくとともに、関係職員は、常時テレビ・ラジオにより警報等の発表に注意し、災害の防止に努めるものとする。

ア 気象警報等



- 。(注) 1 岐阜地方気象台から西日本電信電話株式会社への通知は警報のみ
- 2 岐阜地方気象台からNHK岐阜放送局へはNHK本局経由で伝達する。
- 3 岐阜地方気象台から中部地方整備局木曽川上流河川事務所及び北陸地方整備局神通川水系砂防事務所へは国土交通省経由で伝達する

※ 通信途絶時の代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、次の代替経路により伝達する。

代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

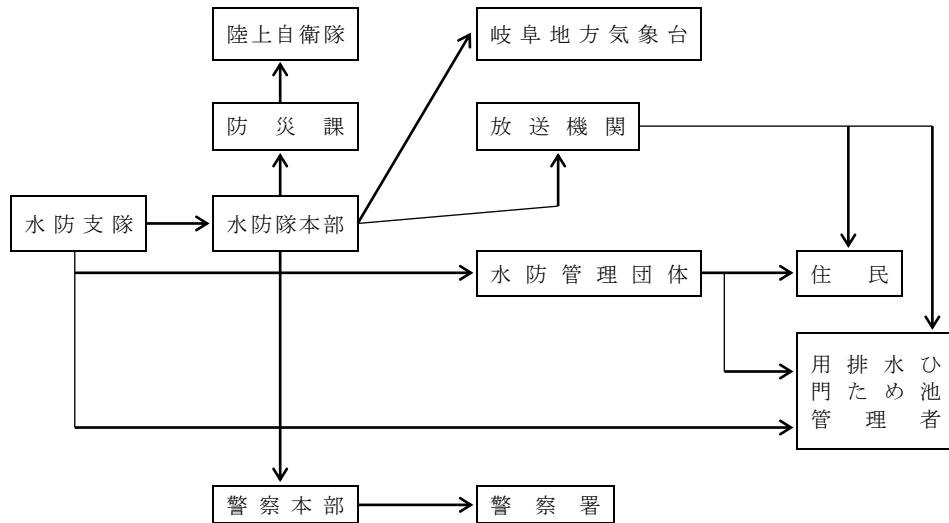
※ 岐阜地方気象台からの伝達(代替経路)

機 関 名	岐阜県防災行政無線番号
岐 阜 県	400 - 2- 2742 400 - 2- 2747
N H K 岐 阜 放 送 局	654 (FAX 兼用)
株 式 会 社 岐 阜 放 送	655 (FAX 兼用)

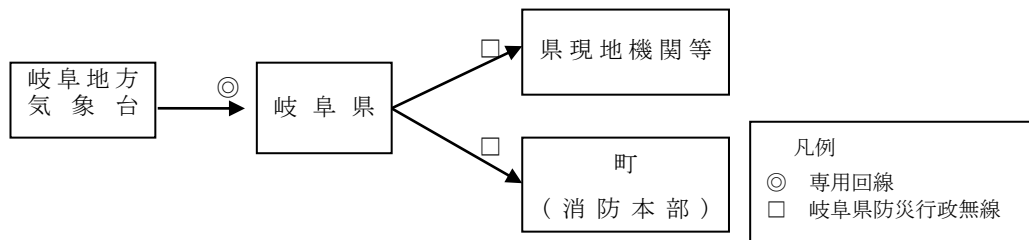
イ 水防活動予警報等

関係機関への伝達はアによる。

ウ 水防警報等



エ 火災気象通報



(2) 伝達の方法

警報等の伝達は、それぞれの通信計画に基づいて伝達するものとする。

(3) 岐阜県防災行政無線及び町防災行政無線による通信

ア 県防災行政無線

災害時において、有線通信途絶時で緊急を要するときは、県防災行政無線により県本部及び県支部と連絡を行う。

イ 町防災行政無線

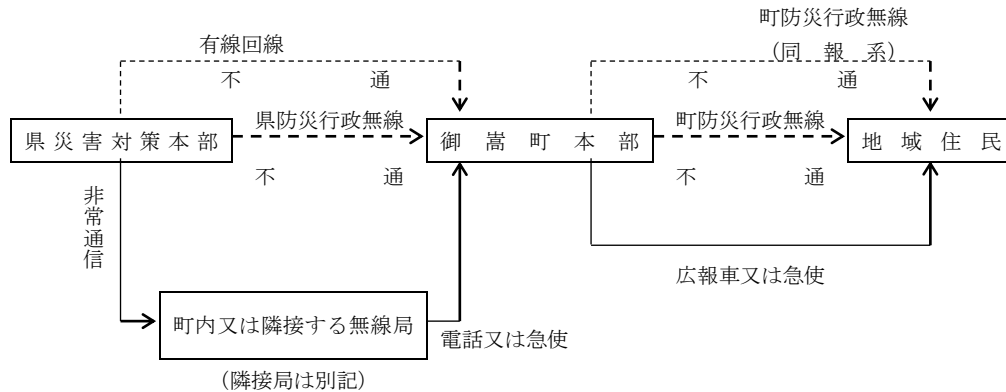
被災現地と町本部及び各施設との通信、通報は、町防災行政無線により行うものとする。

(ア) 同報系固定局（戸別受信機含む。）による通報

(イ) 陸上移動局による通信

ウ ア及びイの不通時

町防災行政無線及び県防災行政無線並びに有線通信回線の全部又は一部が不通となった場合の非常時の伝達は、次の区分系統によって行う。



(4) 警報等の住民等への周知徹底

町は、警報等の発表を知ったときは、関係地域住民等に対し、その内容を徹底する必要があるときは、緊急速報メール、町防災行政無線（同報無線）又は広報車等多様な手段により、その周知徹底を図るものとする。

土砂災害警戒情報は、住民の自主避難の判断を支援する情報であることから、町防災行政無線（同報無線）、広報車により、その徹底を図るものとする。

町は、警報等を住民等に周知徹底するに当たって、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行うように努める。

4 異常現象発見時の対策

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次の方法により関係機関に周知徹底を図るものとする。

(1) 発見者の通知

異常現象を発見した者は、次の区分により関係の機関（職員）に通報しなければならない。

また、その他の現象の場合は、町長又は警察官に通報するものとする。

●火災に関する現象	⇒	消防本部、町本部総務班
●水防に関する現象	⇒	消防本部、町本部総務班、町本部建設班、可児警察署
●土砂災害に関する現象	⇒	消防本部、町本部総務班、町本部建設班、可児警察署
●その他に関する現象	⇒	町本部総務班、消防本部又は可児警察署

(2) 警察官の通報

異常現象を発見し又は通報を受けた警察官は、速やかに当該地域を所管する市町村長に通報するとともに、当該地域を所管する警察署長に通報する。

(3) 受報者の措置

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた関係職員は、速やかにその対策又は措置をとるとともに、総務班に通報するものとする。

5 町の対策

警報等の伝達、連絡を受け、又は火災警報を発し、あるいは異常現象の承知をしたときは、次の方法により

管内の住民及び関係機関に対しその周知徹底と対策等を講ずるものとする。

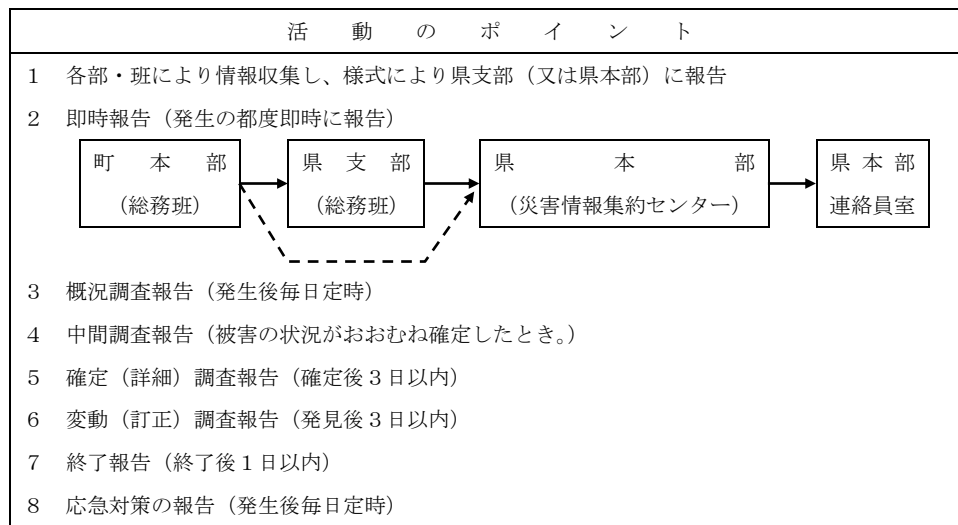
- (1) 西日本電信電話株式会社からの伝達は、警報の種類のみであるから、ラジオ、テレビ放送によりあるいは最寄りの警察機関、水防機関等の連絡を密にし、管内の的確な気象情報の把握に努めるものとする。
- (2) 異常現象を発見し又は通報を受けたときは、岐阜地方気象台に通報するとともにその現象によって予想される災害と関係のある県支部あるいは隣接市町村本部に連絡するものとする。
- (3) 県本部防災班から火災気象通報の伝達を受けたときは、本章第5節第1項「消防・救急・救助活動計画」に定めるところに従い、その地域の条件を考慮して火災警報を発するものとする。
- (4) 警報等を住民等に周知徹底するに当たっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行うように努めるものとする。

なお、3(4)「警報等の住民等への周知徹底」によるほか、災害の発生が予想される地区等については、特に消防団員地区会等の組織をもって周知するよう具体的に町地域防災計画に明記しておき、避難の時機を失しないよう十分留意するものとする。（できれば当番制による住民全体の防災体制を実施することが望ましい。）

6 雨量観測による気象状況の把握

町本部は、注意報、警報発令時においては、自ら設置した簡易雨量計及び管内の雨量観測実施機関の協力を得て、管内の雨量状況の把握に努めるとともに、県土砂災害警戒情報ポータル等により情報を収集し、山崩れ、沢崩れ、がけ崩れ、土石流、出水警戒、堤防のき裂、破堤及び住民の避難等必要な対策をとり、必要に応じて県本部（防災班担当）に連絡するものとする。

第2項 災害情報収集等の計画



1 計画の方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関等を通じた正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

2 情報の収集・連絡手段

(1) 情報の収集

町及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

また、町及び県は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。

(2) 情報の整理

町及び県は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

(3) 情報の連絡手段

町及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとするが、県被害情報集約システム設置機関にあつては、原則、県被害情報集約システムにより報告するものとする。

3 被害状況等の調査・報告

(1) 被害状況等の報告方法

町は、地域内に災害が発生した場合は、災対法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告するとともに、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等に

より県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告するものとする。災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。なお、被害の調査が、被害甚大でその町においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するためその町単独ではできないときは、関係機関（県事務所等）に応援を求めて行う。県においては、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、その応援、協力等の必要を認めたときは、速やかに職員を派遣して被害状況の調査に応援、協力あるいは立会させ、被害情報等の把握に努めるものとする。

(2) 一定規模以上の災害

町は、即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行うものとする。また、消防機関への119番通報が殺到した場合については、町は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。

さらに、町は震度6弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告するものとする。

4 被害状況の調査機関

被害状況その他災害に関する情報は、次の機関が直接又は協力して調査、収集し、あるいは報告するものとする。また、町本部は、被害の調査が、被害甚大で町においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため町単独ではできないときは、関係機関（県支部等）等に応援を求めて行うものとする。県本部及び県支部においては、その応援、協力等の必要を認めたときは、速やかに職員を派遣して被害状況の調査に応援、協力しあるいは立会させるものとする。

被 害 等 の 区 分	担 当 部	調 査 機 関		協 力 機 関
		調 査 事 項	調 査 機 関	
住 家 等 一 般 被 害	総 務 部	住家等一般被害	税 務 班	民生委員、自治会長
町 有 財 産 被 害		町有財産被害	総 務 班	
総 合 被 害		総合被害	総 務 班	
火 災 等 の 発 生		火災被害	総 務 班	自主防災組織
亜 炭 鉱 廃 坑 被 害		亜炭鉱廃坑被害	亜 炭 鉱 対 策 班	
社 会 福 祉 施 設 被 害	民 生 部	保育施設	福 祉 班	
医 療 衛 生 施 設 被 害		医療施設、福祉施設	福 祉 班	医師会、歯科医師会
		衛生施設	住 民 環 境 班	
商 工 業 関 係 被 害	建 設 部	商工業被害	ま ち づ く り 班	商工会、商工業組合
上 下 水 道 施 設 被 害		上下水道施設	上 下 水 道 班	
農 林 業 被 害		農作物被害	農 林 班	農業協同組合
		耕地被害		農業委員会
		林業被害		可茂森林組合
土 木 被 害		土木被害	建 設 班	御嵩町安全協議会
水 害 ・ 土 砂 災 害 の 情 報		水防異常地面現象等に関する情報	建 設 班	
教 育 被 害	教 育 部	学校被害	学 校 教 育 班	教育委員会
		その他教育被害	生 涯 学 習 班	

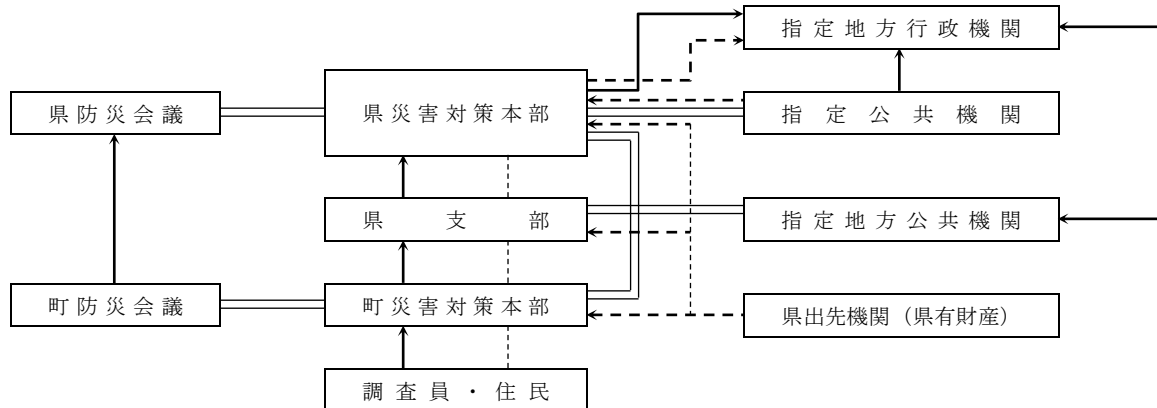
火災等の発生	消 防 部	火災被害	消 防 班	自衛消防隊（自主防災組織）
水害・土砂災害の情報		水防異常地面現象等に関する情報	消 防 班	

5 被害状況等の報告系統

← 被害報告・業務連絡を示す。 ← - - 即時報告を示す。 — 災害情報交換を示す。

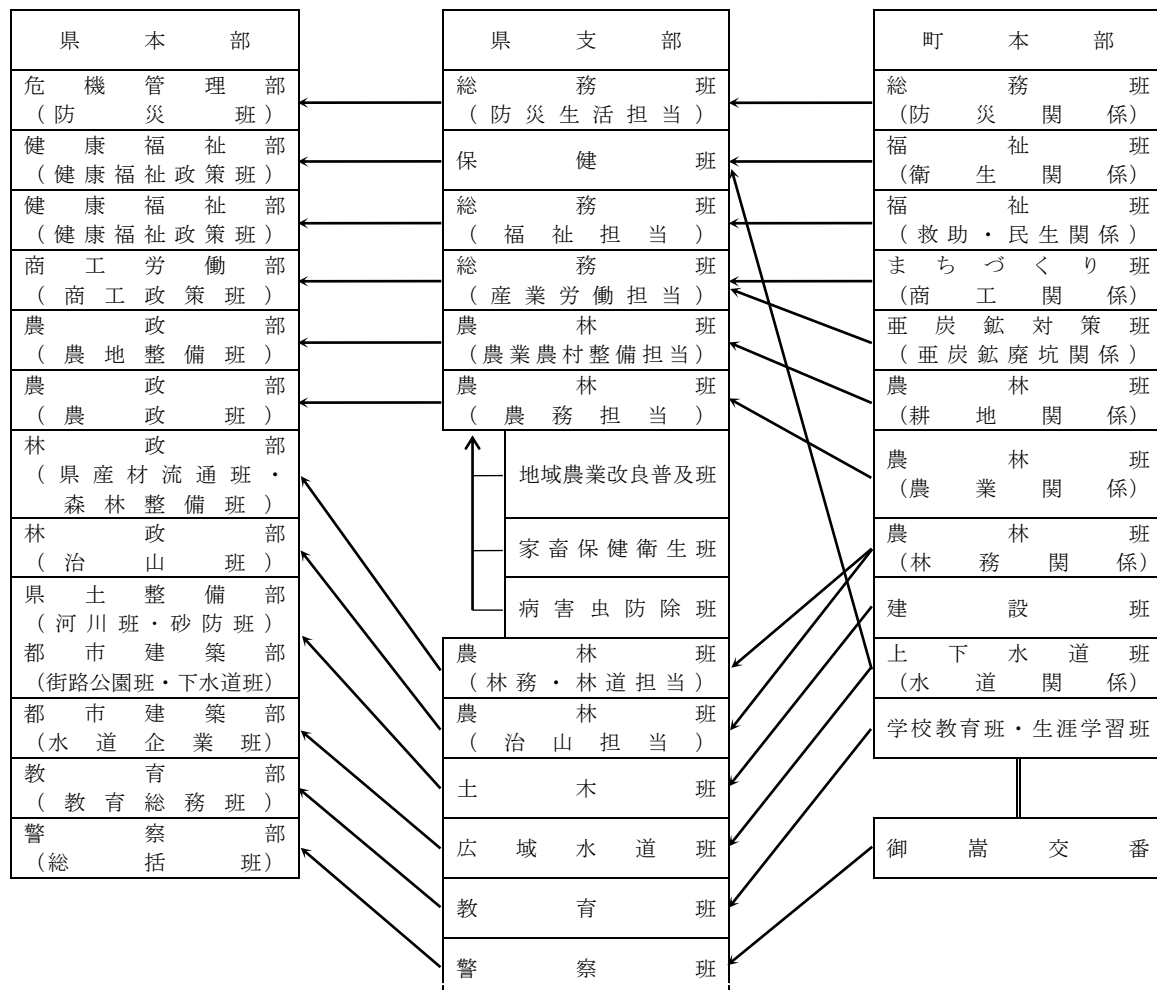
(1) 一般的報告系統図

被害状況等の一般的な報告の系統はおおむね次のとおりとする。



(2) 県内部門別系統図

警戒体制・非常体制・救助体制をとった場合（県が災害対策本部を設置したとき。）



(注) () の班・担当が窓口となって報告事項を一本化する。

6 被害状況等の調査及び報告

町本部における被害状況、その他の災害情報の調査、収集及び報告は、おおむね次の区分によって行うものとする。町本部において掌握した情報は、関係の県機関等にそれぞれ報告を行うものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

種 別 区 分	調 査 報 告 事 項	報告時限・報告様式
災 害 概 況 即 報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発 生 の 都 度 即 時 (様 式 2 3 号)
被 害 状 況 即 報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発 生 後 毎 日 定 時 (様 式 2 4 号)
中 間 調 査 報 告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況がおおむね 確 定 し た 時 (様 式 2 4 号)
確 定 (詳 細) 調 査 報 告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	応 急 対 策 を 終 了 し た 後 2 0 日 以 内 (様 式 2 4 号)

- (注) 1 毎日定時に報告を必要とする場合は、総務班においてその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。
- 2 調査及び報告は、その必要が認められない事項については省略し、また2以上の調査報告をまとめて行って差し支えない。

7 被害状況等の調査報告の優先順位

被害状況等の調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、町本部においては、人的被害（行方不明者の数を含む）と直接つながる被害すなわち住家等一般被害状況の調査、報告を他の被害に優先して行うものとする。

8 調査報告を要する災害の規模

本計画に基づく調査報告は、おおむね次の各号の基準のいずれかに該当したときに被害のあった事項について行うものとする。

- (1) 本章第1節第1項により準備体制、警戒体制をとったとき。
- (2) 町が災害対策本部を設置したとき。
- (3) 町内において自然災害により住家の被害が発生したとき。
- (4) 災害の発生が県下広域に及び県地域に相当の被害が発生したと認められるとき。
- (5) 災害復旧費が国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるとき。

9 調査の事前準備

町本部は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の即報基準に該当する火災・災害等のうち、下記のものを覚知した場合、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を県本部に報告すること。

- (1) 火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する火災・災害等
- (2) 町の対応のみでは十分な対応を講じることが困難な火災・災害等
- (3) 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- (4) 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

消防庁報告先

回 線 別		平 日 (9:30~17:45) ※ 震災等応急室	左 記 以 外 ※ 宿 直 室
N T T 回 線	電 話	03—5253—7527	03—5253—7777
	F A X	03—5253—7537	03—5253—7553
消 防 防 災 無 線	電 話	7527	7782
	F A X	7537	7789
地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	電 話	選択番号：048—500—7527	選択番号：048—500—7782
	F A X	選択番号：048—500—7537	選択番号：048—500—7789

10 火災等報告

- (1) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

ア 航空機火災

イ トンネル内車両火災

ウ 列車火災

- (2) 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

ア 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

イ 負傷者が5人以上発生したもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの

エ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等漏えい事故で次に該当するもの

(ア) 河川へ危険物等が流失し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

オ 市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

カ 市街地において発生したタンクローリーの火災

11 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で、次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) テロ等による救急・救助事故
- (4) 駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

12 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

また、町は、県が自ら実施する応急対策の活動状況等について、県から連絡を受けるものとする。

13 情報の共有化

町及び県は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

14 部門別被害状況等の調査報告

各部門別の被害その他状況の調査、収集及び報告は、次に定める要領、様式により各々関係県支部へ速やかに報告するものとし、各種応急対策の資料及び情報は、次によるものとする。

(1) 即時報告

報告の要領	町本部（総務班）は、住民若しくは関係機関からの情報、自らとった災害防護応急措置等について次の系統で報告する。なお、直接県本部（災害情報集約センター）に報告したときは遅滞なくその内容を所轄する県支部総務班に通報する。
系統図	<pre> graph LR A[町本部 (総務班)] --> B[県支部 (総務班)] B --> C[県本部 (災害情報集約センター)] C --> D[県本部連絡員室] A -.-> 防災情報システム B </pre>
報告事項	様式23号に定める事項のほか、死傷者の発生した原因、救護応急活動状況、大規模な公共建造物の被害、自衛隊の災害派遣の要否等について、防災情報システム無線電話、有線電話及びインターネット等により報告するものとする。

(2) 亜炭鉱廃坑の被害

調査、報告の要領	亜炭鉱廃坑関係の被害と思われるものの被害状況を掌握し、応急対策等の資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	
調査、報告事項	特定鉱害復旧等業務規程第3条に基づく「被害概要書」を経済産業省中部経済産業局、岐阜県商工労働部商工政策課、岐阜県産業経済振興センターへ速やかに送付する。

(3) 住家等一般被害状況等の調査報告

調査、報告の要領	人命、住家の被害あるいは、これに関する情報を掌握し、救助その他応急対策実施の資料とするため次の系統で報告を行う。
系統図	
調査、報告事項	「住家等一般被害状況等報告書（様式25号）」に定める各事項について調査報告する。 詳細（確定）調査に当たっては、「住家等一般被害調査表（様式25の2号）」により世帯別に調査し、これを集計して確定被害とする。防災情報システム等で報告する。

(被害状況判定の基準)

被害等区分	判定基準
死者	遺体を確認した者又は死亡したことが確実な者
行方不明	1 所在不明となり死亡した疑いのある者 2 家屋倒壊のため生き埋め、下敷きとなった者等生死不明の者
重傷	1 カ月以上の治療を要する見込みの者
軽傷	1 カ月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
滅失 (全壊、全焼、全流失)	1 損失部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの 3 被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用出来ないもの
半失 (半壊、半焼)	1 損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの 3 被害住家の残存部分を補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの
床上浸水	床上に浸水した建物又は土石竹木等のたい積等により一時的に居住することができない建物
床下浸水	住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	建物の被害が半失には達しないが相当の復旧費を要する被害を受けた建物（窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない。）
住家	現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非住家	非住家とは、本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以上の被害を受けた全建物を計上する。
1棟	「棟」とは、1つの独立した建物をいう。なお主屋に付属している風呂、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。
1戸	住家として居住するに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離れ座敷等を含めた一群の建物単位
世帯	生計を一にしている実際の生活単位（寄宿舎、下宿等で共同生活を営んでいるものについてはその寄宿舎等を1世帯とする。）

(注) (1) 同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として扱う。

①全失 ②半失 ③床上浸水 ④床下浸水 ⑤一部破損

(2) 破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。

(3) 住家の付属建物（便所、浴場等）の被害のみであるときは、その付属建物の被害が滅失であっても総延面積の比率によって判定する（比率が小さければ住宅の一部破損とする。）。

(4) 遺体の調査計上は、被災市町村において行う。ただし、遺体が漂着した場合で被災地が明確でない場合にあってはその者の被災地が確定するまでの間は、遺体の保存（処置）市町村の被害として計上する。

(5) 非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上するものとする。なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調において調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上するものである。

ア 調査の方法等

被害状況の調査に当たっては、次の事項に留意し、又は参考として行うものとする。

(ア) 概況調査のうち水害による浸水の調査等は、時間、交通等の関係から個々についての調査が

不可能な場合が少なくない。かかる場合は、浸水地域（自治会等）の世帯数、面積、水深の状態等を考慮のうえその地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する等の方法により、またり災人員についてもその地域（自治会）の平均世帯人員によって計算する等の方法もやむを得ない。

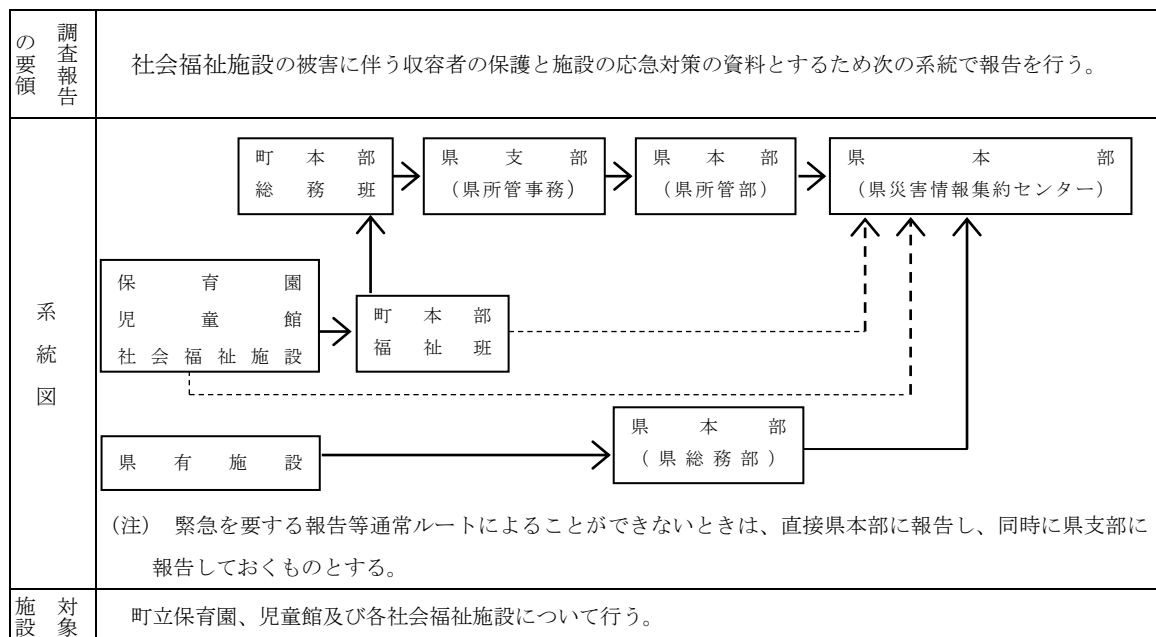
- (イ) 詳細（確定）調査に当たっては、「住家等一般被害調査表（様式25の2号）」によって調査員が世帯別に調査し、これを集計して確定被害とする。なお、調査に当たっては、現地調査のみによることなく住民登録、食料配給事務等の諸記録とも照合し、適確を期するものとする。
- (ロ) 災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため危険地域の居住者等に対し、知事、町長、水防管理者、警察官及び自衛官等により、避難の指示等を行った場合は、本章第6節第4項の規定にもとづき、これらの情報をとりまとめ、町本部等に通知する。
- (ハ) 「住家等一般被害状況等報告書」に定める調査報告事項については、災害救助法の適用の決定及び同法に基づく救助の実施を迅速、的確に行うため、特に人的被害並びに住家被害の世帯数及び人員の把握に努める。

イ 報告の方法等

被害状況その他の報告に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (ア) 本報告は、町本部（総務班）の責任において実施を要する。報告の遅延は、災害救助法適用の決定及び同法に基づく救助の遅延ともなるので速やかに行うものとする。
- (イ) 中間報告を要する災害にあつては、少なくとも毎日午前10時までに報告するものとする。
- (ロ) 総務班は、報告責任者を定めておくとともに毎年度4月30日までに、次の事項を県本部健康福祉政策班に報告するものとする。
 - ア 救助実施機関名及び所在地並びに電話番号
 - イ 報告責任者の所属、職名、氏名
 - ロ 報告副責任者の所属、職名、氏名

(4) 社会福祉施設の被害等



調査、報告事項	「社会福祉施設等被害状況等報告書（様式26号）」に定める各事項について行う。 保育所その他施設の管理者は、それぞれ各施設に被害があったときは、その概況を直ちに町本部に報告する。なお、被害が確定したときは、「社会福祉施設被害調査表（様式26の2号）」によって調査表を作成し町本部に提出する。
---------	--

(5) 医療衛生施設の被害等

調査報告の要領	医療衛生施設の被害状況を掌握し、医療救助その他衛生対策の資料とするため次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR subgraph Facilities A[診療施設福祉班] B[上下水道施設上下水道班] C[清掃施設住民環境班] end A --> D[町本部総務班] B --> D C --> D D --> E[県支部
県所管事務所] E --> F[県本部
県所管部] F --> G[県本部
県災害情報集約センター] H[県有施設] --> I[県本部
県総務部] I --> G D -.-> F </pre> (注) 緊急を要する報告等で、通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておくこと。
調査、報告事項	「医療衛生施設被害状況等報告書（様式27号）」に定める被害その他の事項について調査、報告する。 町本部福祉班の保健衛生施設の各管理人（責任者）は、管理する施設に被害があったときは、直ちにその概況を調査し各班に報告する。なお、被害が確定したときは、「医療、衛生施設被害状況報告書（様式27の2号）」に準じて調査表を作成し、町本部各班に提出する。また、その他医療機関等に被害があったときは、福祉班は調査員を派遣し、医師会等の協力を得て調査するものとする。

ア その他留意事項

- (ア) 被害状況のうち建物については、「住家等一般被害状況等報告書（様式25号）」と重複計上されるものである。ただし、建物が住宅と併用されているものの棟数は、本被害には計上せず施設数と被害額のみを計上する。
- (イ) 応急対策その他の状況の記載に当たっては、町内医療機関も含めたその地域における総合的な状況によるものとする。

(6) 商工業関係の被害等

調査、報告 の要領	商工業関係の被害状況を掌握し、その応急対策実施上の資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR A[調査員] --> B[町本部 (まちづくり班)] B --> C[町本部 総務班] B --> D[県支部 (県所管事務所)] D --> E[県本部 (県所管部)] F[県有施設] --> G[県本部 (県総務部)] E --> H[県本部 (県災害情報集約センター)] G --> H B -.-> E </pre> (注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。
調査、報告 事項	「商工業関係被害状況等報告書（様式28号）」に定める事項、区分に従って調査、報告する。

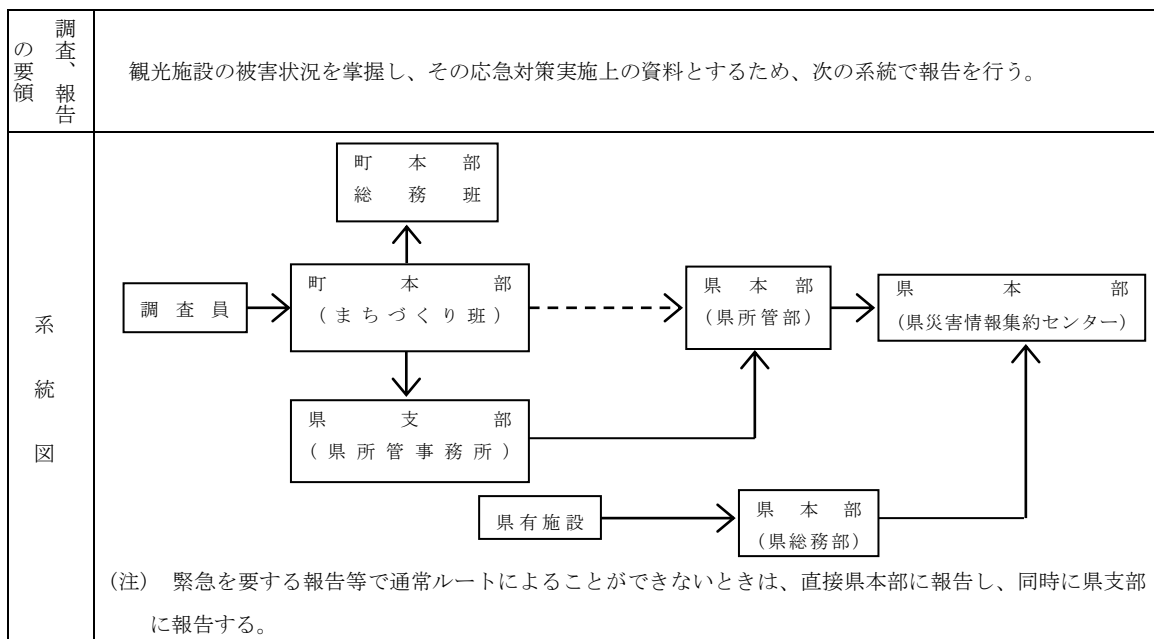
ア 調査、計上に当たっての基準

- (ア) 建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数は計上せず件数と被害額のみを計上する。
- (イ) 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は（ ）外書として計上する。
- (ウ) 建物、施設の滅失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- (エ) 共同施設欄には、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。
- (オ) 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価値の減少額等を計上する。

イ その他留意事項

- (ア) 本被害のうち建物被害については「住家等一般被害状況等報告書（様式25号）」の非住家と重複計上されるものである。
- (イ) 電報、電話に当たっての略記号の使用順位は次による。
 a ア、イ、ウ……
 b ア、イ、ウ……
- (ウ) 町営施設等の調査に当たっては、「町営施設被害調査表（様式26の2号「社会福祉施設被害調査表」に準じて作成）」によって行い、確定報告を文書によって行うときに添えて提出する。
- (エ) 被害計上に当たっては、農林被害との関係に留意し重複、もれの防止に努めること。（例、材木、農産加工製造品等）

(7) 観光施設の被害等



調査、報告 事項	「観光施設被害状況等報告書（様式29号）」に定める事項、区分に従って調査、報告する。
-------------	--

ア 調査、計上に当たっての基準

- (ア) 区分欄のうち、その他観光施設欄には、休憩舎、売店、公衆便所、駐車場等観光に関する施設及び施設に類するすべてについて記入する。
- (イ) 建物、施設欄のうち、建物の被害は、一部破損以上の被害建物を計上する。
- (ロ) 滅失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- (エ) 浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査するものとする。

イ その他留意事項

- (ア) 本被害のうち建物被害については「住家等一般被害状況等報告書（様式25号）」と重複計上されるものである。
- (イ) 電報、電話に当たっての略記号の使用順位は次による。
- a ア、イ、ウ……
- b ア、イ、ウ……

ウ 町営施設等の調査に当たっては、「町営観光施設被害調査表（様式26の2号「社会福祉施設被害調査表」に準じて作成）」によって行い、確定報告を文書によって行うときに添えて提出する。

(8) 農業関係の被害等

調査、報告 の要領	農業関係の被害状況を掌握するとともに、その応急対策実施の基礎資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR A[調査員] --> B[町本部農林班] B --> C[県支部 (県農林事務所)] C --> D[県本部 (県農政部)] D --> E[県本部 (県災害情報集約センター)] B -.-> F[町本部総務班] B -.-> D </pre> (注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。
調査、報告 事項	様式30号～様式30の12号までに定める事項、区分に従って調査、報告する。

ア 調査方法

(ア) 農作物等

農作物、飼料作物及び桑園の被害は、農林班が各地区別に調査員を派遣し、被害の田畑等について直接に被害率の認定調査を行い、作付面積を乗じて被害数量及び被害額を算出するものとする。調査に当たっては、農業協同組合職員（農事改良組合長）等の協力を得るとともに、普及指導員等県支部農業関係職員の立会いを求めて次の事項を調査する。

農作物（含果樹）関係の被害

飼料作物及び牧草被害

(イ) 農地等

農地（含牧草地）及び農業関係施設の被害については、農林班が各地域別に調査員を派遣して土地改良区、農事改良組合等の協力を得、あるいは必要に応じ県支部耕地関係職員の立会いを求めて調査する。

(ロ) その他農業被害

その他の農業関係の被害については、農林班及び農業協同組合の職員、農事改良組合の役員等の協力を得て、各地区別に班を設けて各農家（酪農、養蚕家を含む。）及び各施設について次の事項を調査する。

- a 共同利用施設の被害
- b 家畜等の被害
- c 飼料、肥料、農作物の貯蔵品、加工品等の被害

イ 調査基準

(ア) 農地等の被害区分

流 失 その筆における耕地の厚さ1割以上が流失した状態のものをいう。

埋 没 土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のものをいう。

(イ) 農作物等作物被害は、その災害により収穫量の減収相当分を推定して計上する。

(ロ) 冠水

作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものをいう。

ウ 電話等による報告

電話、電報等によって報告するときの略記号は、次の要領によるものとする。

- (ア) ア、イ、ウ……
- (イ) ア、イ、ウ……
- (ロ) ア、イ、ウ……

エ 報告書記載作成の方法

町営施設の被害については、「町有財産被害状況報告書（様式35号）」によって町有財産として報告する。

(9) 林業関係の被害

調査、報告の要領	林業関係の被害状況を掌握するとともに、その応急対策実施の基礎資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR A[調査員] --> B[町本部農林班] B --> C[県支部
(県農林事務所)] C --> D[県本部
(県林政部)] D --> E[県本部
(県災害情報集約センター)] B -.-> F[町本部総務班] F -.-> D </pre> (注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。
調査、報告事項	様式31号～様式31の10号までに定める各事項、区分について調査し、報告する。

ア 調査、報告の方針等

- (ア) 調査は、農林班が調査員を現地に派遣し、森林組合員の協力を得て、必要に応じて県支部関係職員の立会いを得て行う。
- (イ) 林業被害のうち、次の被害については県支部農林班が行うので、その被害を承知したときは、その旨を県支部農林班に連絡しておくものとする。
- a 施行中の県営事業及び補助事業に関連のある被害
 - b 県有林（部分林を含む。）の立木及び林地被害
 - c 県有種地の苗木等の被害
- (ウ) 立木被害については、利用伐期以上のものは林産物の木材関係欄に、その他の立木は造林地被害として扱う。

(10) 土木施設の被害

調査、報告の要領	土木施設の被害状況を掌握するとともに水害の防止、道路交通の確保等応急対策実施の資料とするため次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR S[調査員] --> TB[町本部
(建設班)] S --> TB2[町本部
(総務班)] TB -.-> CB[県本部
(県県土整備部)] TB --> CB2[県支部
(県土木事務所)] CB2 --> CB CB --> CC[県本部
(県災害情報集約センター)] C1[中部地方整備局] --> CB C2[中日本高速道路株] --> CB C3[運送関係機関] --> CC CP[県警察] --> CC </pre> (注) 報告の内容が緊急を要するときは、町本部は直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。
調査、報告事項	「土木施設被害状況等報告書（様式32号）」に定める各事項、区分について調査し、報告する。

ア 調査報告の方法

- (ア) 調査は、建設班が被害区域に職員を派遣して行うものとするが、調査に当たっては、県支部県土木事務所員と共同して町道のほか県維持管理の土木施設についても行うものとする。
- (イ) 地域内の国直轄施設の被害については、参考的に調査し、報告に当たっては（ ）外書して行うものとする。
- (ウ) 電報、電話に当たっての略記号の使用順位は、次による。
- a ア、イ、ウ……
 - b ア、イ、ウ……
- (エ) 雨量及び主な河川の水位の状況は、別に定める様式によって通報する。

(11) 都市施設関係の被害

調査、報告の要領	都市施設の被害状況を掌握するとともに、その応急対策実施の基礎資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR S[調査員] --> A[町本部
(建設班)] A --> B[町本部
(総務班)] A --> C[県支部
(県土木事務所)] A -.-> D[県本部
(県県土整備部)] C --> D E[中部地方整備局] --> D F[中日本高速道路(株)] --> D G[運送関係機関] --> D D --> H[県本部
(県災害情報集約センター)] I[県警察] --> H </pre> (注) 報告の内容が、緊急を要するときは、町本部は直接県本部に報告をし、同時に県支部に報告する。
調査、報告事項	「都市施設被害状況報告書（様式33号）」に定める各事項、区分について調査し、報告する。

(12) 教育・文化関係施設の被害

調査、報告の要領	教育・文化関係施設等の被害を掌握するとともに施設の応急復旧等応急的な対策実施資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR S[各施設管理者
(各学校)] --> A[町本部
(学校教育班)
(生涯学習班)] A --> B[町本部
(総務班)] A --> C[県支部
(県教育事務所)] A -.-> D[県本部
(県教育委員会)] E[県立文教施設] --> C C --> D D --> F[県本部
(県災害情報集約センター)] </pre> (注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し同時に県支部に報告すること。
調査、報告事項	「教育関係被害状況等報告書（様式34号）」に定める各事項区分について調査し、報告する。

ア 調査、報告の方法

- (ア) 調査、報告は町立の教育施設及び町地域内の文化財について行う。
- (イ) 学校の被害は、各学校の調査責任者が、文化財についてはその管理責任者が調査報告し、公民館については施設管理者が直接調査し計上する。

(13) 町有財産の被害等

調査、報告の要領	町有財産の被害を掌握し、その応急対策樹立の資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR A[各施設管理者] --> B[町本部 各班] </pre>
調査、報告事項	「町有財産被害状況報告書（様式35号）」の事項区分に準じて調査し報告するものとするが調査・報告に当たっては、「町有財産被害調査票（様式35の2号）」により、施設別の状況を添えて行う。

ア 調査の範囲

次の被害については別途にそれぞれの施設管理機関において調査する。

- (ア) 公営住宅及び敷地
- (イ) 庁舎及び出先機関並びにその敷地
- (ウ) その他の財産、物品

(14) 消防団員の活動

調査、報告の要領	災害時における消防機関の活動状況等を掌握し、応急対策の基礎資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR A[消防団各分団] --> B[町本部 総務班] C[消防機関] --> B B --> D[県支部(県事務所)] D --> E[県本部 (県災害情報集約センター)] E --> F[警察本部] F --> G[警察署] G --> B </pre>
調査、報告事項	「消防職団員活動状況報告書（様式36号）」に定める様式事項区分について調査し、報告する。

ア 調査、報告の方法

- (ア) 活動状況については出動月日につき1枚とする。
- (イ) 「消防団」であることを明記する。(消防本部と区別するため)

(15) その他の被害

その他、火災、水害等により被害が発生したときの災害情報は、別に定める「消防計画」及び「水防計画」の定めるところによる。

(16) 総合被害

総合被害は、次の方法によってとりまとめ、町における災害応急対策の資料とするほか、関係の各機関及び住民に徹底する。

ア 収集の系統

災害状況等の収集（集計）は次の系統によって行う。

住家等一般被害及び応急救助の情報	→	税務班
社会福祉施設の被害等の情報	→	福祉班
医療衛生施設の被害等の情報	→	福祉班、上下水道班、住民環境班
商工業関係の被害等の情報	→	まちづくり班
観光施設の被害等の情報	→	まちづくり班
農業関係の被害等の情報	→	農林班
林業関係の被害等の情報	→	農林班
土木・都市施設の被害等の情報	→	建設班
上下水道施設被害等の情報	→	上下水道班
教育・文化関係施設の被害等の情報	→	学校教育班、生涯学習班
町有財産の被害等の情報	→	総務班
消防に関する情報	→	消防部
水防に関する情報	→	建設班、消防部

イ 被害の集計

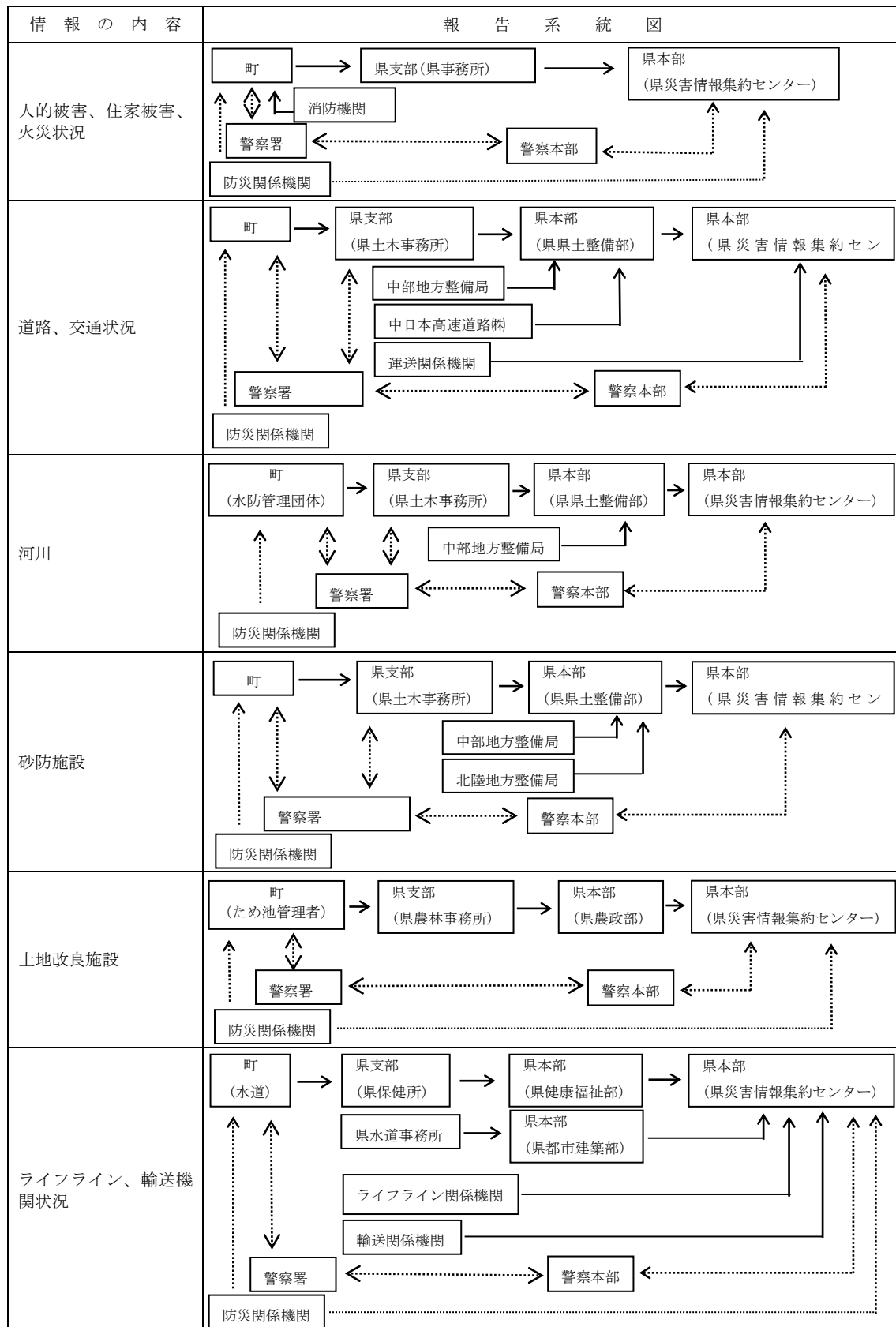
町本部における被害の集計は、「総合被害状況調（様式37号）」の各項目に分類して集計する。

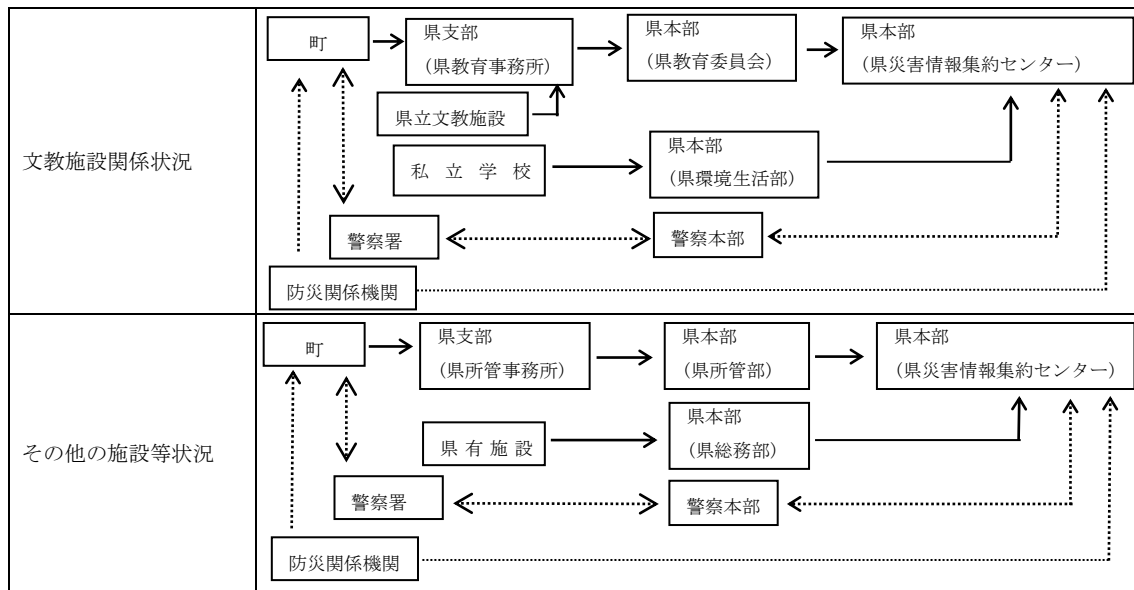
ウ 被害の通報

総合被害をとりまとめたときは、次の各機関に通報する。なお、住民等に対する広報は、本節第3項「災害広報計画」の定めるところによる。

- (ア) 防災会議構成委員の所属機関
- (イ) 町内各課
- (ウ) 県防災課
- (エ) 報道機関

別表 1

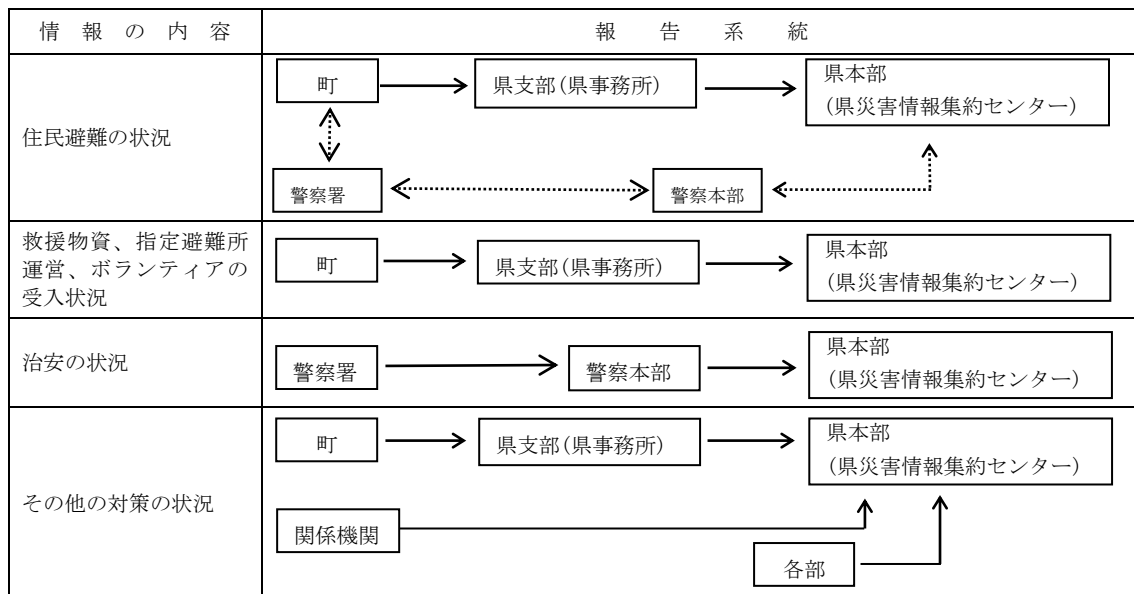




→ 報告

.....→ 情報収集

別表2



→ 報告

.....→ 情報収集

第3項 災害広報計画

活 動 の ポ イ ン ト
1 部内の役割分担の決定
2 問い合わせ電話への対応
3 被害状況調査結果及び応急対策状況の把握
4 広報事項の整理（緊急広報事項の決定）
5 広報車両、掲示板等の確保
6 防災関係機関との連絡（情報の入手）

1 計画の方針

住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

2 災害広報の実施

町、県及び防災関係機関は、災害発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して、被災住民をはじめとする住民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行う。

(1) 町及び県の広報する災害に関する情報

ア 町と県との役割分担

(町の役割)

- ・地域住民に向けての広報

(県の役割)

- ・被災地の外に対する広報
- ・広域に及ぶ広報

3 広報実施機関

町本部における被害状況その他の災害情報の収集は総務班が、その広報は企画班が担当する。

4 災害情報の収集

- (1) 企画班は、写真担当者を指定し、現地に派遣して災害現場写真を撮影する。その際、デジタルカメラ及び携帯電話等を積極的に活用する。
- (2) 関係機関その他住民等が撮影した写真の収集を図る。
- (3) その他現地における資料の収集を図る。

5 広報の手段

報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、コミュニティFMやケーブルテレビの放送、インターネット（SNSを含む）、エリアメール、携帯電話による情報提供、広報紙等の配布、広報車の巡回、掲示板への貼紙、その他広報手段を有効に活用し、また自主防災組織を通じるなど、伝達手段の多重化・多様化に配慮し、迅速かつ的確な広報に努める。

被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙「ほっとみたけ」やチラシの配布、役場又は各地区

の掲示板への掲示を通じて周知する。

対 象 機 関	方 法
報 道 機 関	口頭、文書、電話、FAX
各 防 災 関 係 機 関	電話、広報車、連絡員の派遣、町及び県防災行政無線、FAX
一 般 住 民、り 災 者	広報車、町防災行政無線（同報系）、広報紙、インターネットホームページ（SNSを含む）、すぐメール
庁 内 各 課	庁内放送、電話、口頭
その他必要とするもの	掲示板、チラシ（新聞折込み）

6 広報の内容

災害の発生状況、避難に関する情報（指定緊急避難場所又は指定避難所、避難情報）、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他住民の生活に関することなど、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

被災者等への広報内容の主なものは、次のとおりとする。

《広 報 事 項》

- (1) 「事前情報の広報」
 - ア 気象に関する情報
 - イ 河川の水位の情報
 - ウ 公共交通機関の情報
 - エ その他の情報
- (2) 「災害発生直後の広報」
 - ア 災害の発生状況
 - イ 住民のとるべき措置
 - ウ 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
 - エ 医療・救護所の開設状況
 - オ 道路情報
 - カ その他必要情報
- (3) 「応急復旧時の広報」
 - ア 公共交通機関の状況
 - イ ライフライン施設の状況
 - ウ 食料、水、その他生活必需品等の供給状況
 - エ 公共土木施設等の状況
 - オ ボランティアに関する状況
 - カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
 - キ 被災者相談窓口の開設状況
 - ク その他必要事項

7 防災関係機関が広報する災害に関する情報

防災関係機関は、各機関の有する広報手段により、住民等に対し必要な広報（ライフラインの被害状況、復旧見込み等）を行うほか、必要に応じて町及び県と連携し、又は、報道機関の協力を得るものとする。

8 報道機関との連携

(1) 情報の提供及び報道の要請

町及び県は、災害、復旧に関する情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道を要請する。また、防災関係機関は、県に準じ、報道機関に対し、居住者等に密接に関係のある事項について情報提供及び報道を要請する。

報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。

9 デマ（風評）等の発生防止対策

町、県及び防災関係機関は、デマ（風評）等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ（風評）等の事実を確認したときは、その解消のため適切な措置を講ずる。

10 被災者等への広報の配慮

町等は、文字放送、外国語放送等の多様な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行う。

11 住民の安否情報

町は、住民の安否情報を収集し、一般住民等からの安否照会に対応する。

電話（通信）事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び携帯、災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図るものとする。

12 住民に対する広報

民心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

また、広報車を利用する際は、各地区ごとに分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区ごとの被害状況や電気、水道等の復旧状況に応じた広報に留意する。

13 総合的な情報提供・相談窓口の設置

町等は、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、総合対応窓口を設置する。

第5節 災害防除計画

第1項 消防・救急・救助活動計画

火災その他災害に際しての消防機関の災害応急対策は、県計画第3章第11節「消防・救急・救助活動」に定めるもののほか本計画によるものとする。

1 方針

災害発生に伴う火災から住民の生命、身体を保護するため、出火、延焼の防止、迅速な被災者の救出、救助等を行う。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

2 出火、延焼の防止

(1) 出火等の防止

町は、出火等を防止するため住民、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等はこれに協力し出火等の防止に万全を期するものとする。

(2) 初期消火

自主防災組織等は、道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力するものとする。

(3) 延焼の防止（火災防ぎょ）

消防機関は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災の延焼防止に努める。

町は、火災の状況が町の消防力を上回る場合には、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより消防相互応援を行う。

3 危険物関係施設における災害拡大防止措置

(1) 危険物施設の所有者の措置

ア 施設の異常を早期に発見するための点検の実施

イ 危険物の安全な場所への移動、漏えい防止の措置、引火、発火等を防ぐための冷却等の安全措置

ウ 異常が見られ災害が発生するおそれのあるときの消防、警察及び町への通報、付近住民への避難の周知

エ 自衛消防隊その他の要員による初期消火活動や延焼防止活動の実施

(2) 消防機関及び警察の措置

ア 施設の所有者等に対する災害拡大防止の指示、自らの措置の実施

イ 警戒区域の設定、広報活動の実施、住民の立入制限、退去等の命令

ウ 消防隊の出動、救助及び消火活動の実施

エ 警察による施設周辺の警戒、交通規制の実施

4 負傷者等の救出及び救急活動

(1) 消防機関、警察等による救出・救急活動

消防機関、警察等は、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送するものとする。

ア 救出活動

(ア) 生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き埋め者等の早期発見に努める。

(イ) 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。

イ 救急活動

(ア) 消防機関は、救出した傷病者に対し、必要な処置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、応急救護所又は医療機関等への搬送を行う。

(イ) 道路の損壊に伴い車両による搬送が不可能な場合や医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。

(ウ) 相互協力

消防機関及び警察は消防組織法に基づき、消防機関及び自衛隊は大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（平成8年1月17日締結、消防庁次長、防衛庁防衛局長）に基づき相互に協力する。

(2) 地域住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関等の救急救助活動に協力する。

(3) 応援要請

県は、町の要請又は自らの判断により、国、自衛隊、他都道府県、他市町村に応援を要請するとともに、応援活動の全国的な調整を行う。

町は、相互の応援協定に基づき他市町村の応援を要請する。

(4) 応援部隊の指揮

被災地を管轄する消防本部は、応援部隊の受入れにあたっては、応援側代表消防機関と協議しながら指揮する。

5 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

6 火災警報発令計画

消防法第5章第22条第3項の規定により、次の火災警報発令基準の適合する気象条件に際して、火災警報を発令する。（可茂消防事務組管理者又は本部長が火災予防上危険であると認め、かつ、気象状況が本章第4節第1項「警報・注意報・情報等の計画」2(8)「火災警報」に定めるいずれかに該当するときに発令することができる。）

(1) 火災警報発令信号

打 鐘 信 号	余いん防止付サイレン信号	そ の 他 の 信 号		
1点と4点の斑打 ○ ○—○—○—○	30秒 ○—6秒—○—	掲示板 火災警報発令中	吹流し 赤・白	旗 赤・白

(2) 火災警報伝達、徹底計画

- ア 火災警報発令信号
- イ 電話通報（消防関係者、町内官公署、その他主要防火対象物）
- ウ 広報宣伝車の巡回
- エ 防災行政無線による広報（同報無線）

7 出動計画

- (1) 第1出動
- (2) 第2出動

8 消防（防ぎよ）計画

各種防御に関する計画は、おおむね次の事項について別に定めるところによるものとする。

(1) 特殊建築物消防計画

- ア 木造建築物
- イ 耐火、防火建築物
- ウ 重要建築物

(2) 特殊地域消防計画

- ア 傾斜地域
- イ 危険地域
- ウ 危険物件密集地域

(3) 異常時消防計画

- ア 烈風時火災
- イ 乾燥時火災
- ウ 多発、続発火災
- エ 地震火災

(4) 特殊火災消防計画

- ア 地下建築物及び無窓建築物火災
- イ 油火災
- ウ LPガス充てん所及び運搬車両火災
- エ R・I（ラジオ・アイソトープ）施設火災

(5) その他火災消防計画

- ア 山林火災
- イ 車両火災

9 警戒計画

- (1) 火災警報下の警戒計画
 - ア 出動態勢の強化
 - イ 火災の早期発見、警報発令下の措置
- (2) 特別警戒計画
 - ア 歳末特別警戒
 - イ その他異常気象下の特別警戒

10 断減水時の計画

消火栓の断水及び減水

- (1) 事前計画
 - ア 防火水槽を始め、自然水利、人工水路の点検整備も強化し、水利確保に努める。
 - イ 防災行政無線（同報系、戸別受信機）を活用して防火PRを強化する。
 - ウ 断減水地域の防御計画を協議し対策を講じる。
- (2) 消防（防ぎよ）計画
 - ア 消防車の有効な活用
 - イ 遠距離の水利より中継放水が予想されるので第2、第3出動措置を迅速に実施する。

11 風水害等警防計画

- (1) 消防団員の招集
- (2) 配備計画（警戒巡視）
- (3) 資機材の配備
 - ア 資機材の備蓄
 - イ 資機材の配備活用
- (4) 事前措置

12 応援部隊誘導計画

応援部隊を要請したときは、指令する消防団員又は本部付員をもって応援部隊の到達する主要道路に誘導員として待機し、防御部署について現場本部の指令を伝達し誘導する。なお、防御部署完了後は、応援部隊の総指揮者並びに伝令要員を現場本部へ誘導する。

13 相互応援計画

本章第2節第1項「災害応援要請計画」に定めるところによる。

14 その他の計画

(1) 火災通報計画

- ア 消防部は、火災専用電話119番の活用PRに努める。
- イ 警察機関、中部電力、上水道、その他必要な官公署へ通報連絡する。
- ウ 県消防政策課に対する火災即報

(2) 災害広報計画

- ア 消防部所属広報車並びに町本部住民班と協力して広報周知に努める。
- イ 町全域は、防災行政無線（同報系、戸別受信機）を活用する。

第2項 水防計画

洪水等による水災を警戒、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するため、水防体制に万全に期す。

町地域における水防に関する応急対策は、次によるものとする。河川の水防及びため池の水防は、消防部及び建設班において対策を立て応急の措置をする。

1 組織運用計画

(1) 配備計画

ア 警戒配備（水防情報が発せられたとき。）

イ 巡視配備（水防警報が ” ）

ウ 非常配備（危険な状態になったとき。）

(2) 動員計画

消防部は建設班と協議のうえ各分団長、班長に電話連絡をし、第1次出動により動員する。また、非常配備については、消防部はその状況に応じ第2次出動により動員する。

2 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害個所、水衝部その他特に重要な個所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、ため池等の管理者及び県に連絡する。

河川管理者（国土交通大臣、県知事）及びため池管理者（町長、土地改良区、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

3 情報計画

(1) 警報等の伝達

消防部は、各分団長及び班長に注意報以上の警報を電話又は電子メールにて連絡する。

(2) 雨量、水位の観測情報等

雨量は、町が設置する雨量計により、水位は、岐阜県川の防災情報により広見観測点を観測した情報を町本部長に報告する。

(3) 信号標識

出動信号		サイレン信号	
第1次	○—∧	○—	
	5秒	6秒休止	
第2次	同 上		
第3次	○—∧	○— ○—	
	3秒	2秒休止	

(4) 異常現象発見時の処理

通報を要する異常現象の範囲は、次のとおりとする。

- ア 急激に増水して溢水のおそれのあるとき。
- イ 堤防等に亀裂が生じ破堤のおそれがあるとき。
- ウ ろう水甚しく破堤のおそれがあるとき。
- エ その他巡視中に特に水路上重要な事項を発見したとき。

巡視員は、異常現象を発見したら、直ちに町本部（消防部）に連絡するとともに、直接付近の住民にその状況を伝える。

4 ため池等の管理

(1) ため池等の管理

各消防分団は、区域内にあるため池の管理状況を把握しておくとともに溢水、ろう水等が生じた場合は、付近住民に周知することとする。なお、本部にも連絡し万全を期する。

(2) ダム、ため池、水門、こう門等の操作

ダム、ため池、水門、こう門等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作に万全を期するものとする。

5 既存ダムの事前放流時の情報共有

既存ダムの洪水調節機能強化のため、治水協定に基づき、ダムの事前放流を実施する体制に入る場合には、ダムの貯水位、流入量、放流量や、気象情報、下流河川水位等の情報を河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体との間で情報を共有する。

6 水防作業

水防管理者は、河川、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となる場合、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得易い工法を施工する。

7 水防機材の調達

(1) 資機材の調達

不足する資機材の調達は、速やかに建設班において行うこと。

(2) 建設機械の借上

建設機械の必要を生じたときは、県支部建設班に要請するとともに、なお不足するときは、民間業者より借り入れる。

8 水防情報

水防管理団体、河川管理者及び関係機関は、適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたって重要となる河川の情報について、それぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に努める。

9 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者等は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及びはん濫する方向の隣接水防管理団体等に報告する。

また、決壊箇所等については、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。

10 湛水排除

町又は土地改良区は、河川の決壊等により湛水した場合は湛水排除を実施するほか、町は、排水ポンプにより排水作業を実施し、都市下水路等の下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

11 その他の計画

その他水防活動については、それぞれが定める水防計画等によるものとする。

(1) 活動の安全

現地指揮者は、細心の注意をもって従事者の安全を確保する。

(2) 活動状況により一定しないが長時間にわたるときは、隊員の休養を取るようにし交替をすること。

(3) 炊き出し確保の方法

本章第6節第5項「食糧計画」による。

(4) 一般住民等に対する協力要請の方法

町内各自治会長に要請する。

(5) 警察機関等との連絡協調方法

消防部長は、出動の警察官と連絡をとるとともに町本部を通じて連絡協調する。

第3項 県防災ヘリコプター活用計画

1 計画の方針

町本部は、災害が発生した場合、住民の生命、身体、財産を保護するため、より迅速かつ的確な対応を必要とする場合に、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターによる支援を要請し、災害応急対策の充実強化を図る。

2 要請方法

(1) 消防組織法上の活動に係る支援要請

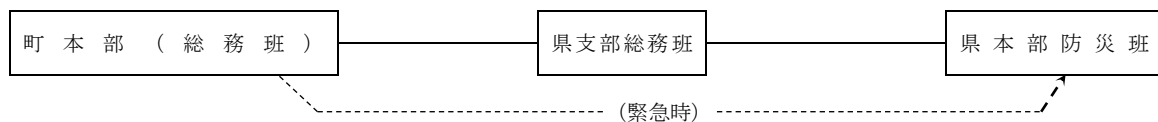
消防組織法上の災害に係る活動について、町長から知事に支援を要請する場合は、「岐阜県防災ヘリコプター支援協定」の定めるところによる。

要請は、可茂消防本部消防長から岐阜県防災航空センターに電話及びファクシミリを行う。

[岐阜県防災航空センター第1事務所 電話 0583-85-3772 F A X 0583-85-3774]

(2) 災対法第68条に基づく支援要請

物資及び負傷者等の輸送、災害情報収集等のため防災ヘリコプターの応援が必要な場合には、次の系統で出動要請を行う。



(3) 防災ヘリコプター支援要請時に明らかにしておく事項

町が防災ヘリコプターの支援要請をする場合は、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行う。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状態
- エ 離着陸を伴う場合においては離着陸予定地及び地上支援体制
- オ その他必要事項

第4項 孤立地域対策計画

1 計画の方針

災害時において孤立状態が発生した場合、被害実態をはじめとした孤立の状況を確認・把握したうえで応急対策を立案する必要がある。

このため、災害により孤立地域が発生した場合には、関係機関と連携、協力し、救出等の応急活動を実施する。

2 孤立応急対策の実施順位

孤立地域における災害応急対策は、次の優先順位をもって当たる。

- (1) 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

3 孤立実態の把握

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、町災害対策本部から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

4 救助・救出活動の実施

孤立を生じた地域は、概して被害が大きいことが予想される。負傷者等の発生などの人的被害の状況が判明した場合は、県、消防等関係機関と協力して早急な救助・救出活動を実施する。

5 通信手段の確保

孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要があり、本章第3節第3項「災害通信計画」に定めるところにより通信手段の確保を図る。

6 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、県防災ヘリコプターや自衛隊の派遣要請による空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

7 道路の応急復旧活動

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保する。

8 その他

町は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第6節 り災者対策

第1項 災害救助法の適用

1 方針

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要であり、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、災害発生時における迅速かつ的確な法の適用を図る。

2 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を町長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、内閣総理大臣が定める基準に従い県知事が定めることとされており、町及び県が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、町は一時繰替支弁することがある。

また、町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

3 被害状況の把握及び報告

(1) 被災状況等

町域において被災した場合町は、速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は概数による緊急報告を行うものとする。

また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、町は、直接、国に対して緊急報告を行うものとする。

4 災害救助法の適用

町長は、災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対しその旨を要請するものとする。

県知事は、町長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。

5 その他

災害救助法の適用等の詳細については、本節第3項「4 災害救助法適用基準、5 災害救助法による救助の種類と実施者」、岐阜県災害救助法施行細則及び別に定める災害救助の手引によるものとする。

第2項 災害救助法非適用地域に対する県の財政援助

1 方針

災害救助法の適用に至らなかった地域について、一定の基準に該当する場合は、県における救助に対する助成措置を要請する。

2 県の財政援助

町は、災害救助法の適用に至らなかった地域について、次に該当する場合は助成措置を行うよう県に要請する。

(1) 適用地域

県内1以上の市町村に災害救助法による救助が実施された場合、災害救助法適用市町村に近接し、被害の規模が災害救助法施行令別表第1に掲げる3分の1以上の被害があった場合

(2) 助成の対象となる救助の種類

助成の対象となる救助の種類は、災害救助法第23条第1項の規定による救助とする。

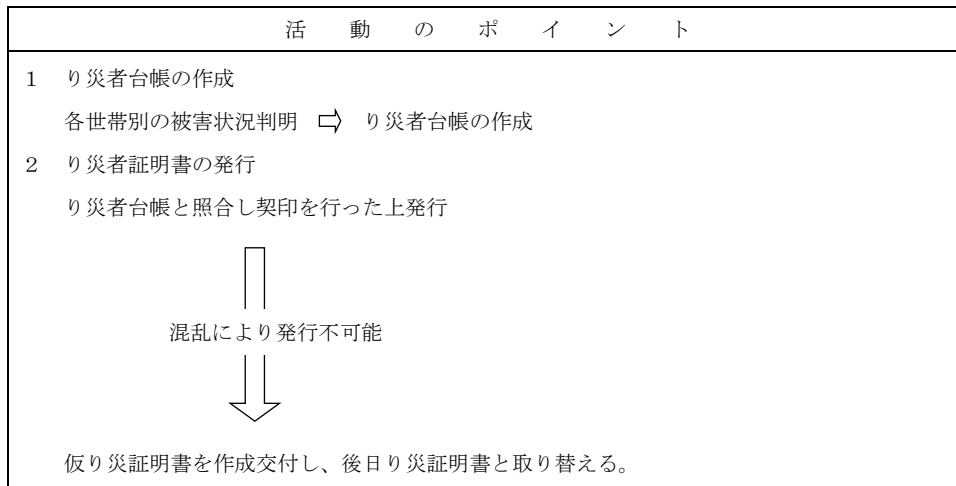
(3) 助成の対象となる救助の程度等

助成の対象となる救助の程度、方法及び期間は、岐阜県災害救助法施行細則別表第1の基準による。

(4) 助成の対象となる費用

上記(2)、(3)に要した経費を補助金として交付を受ける。

第3項 り災者の救助保護計画



1 計画の方針

災害時におけるり災者の救助及び健康の保持又は救助実施上の関連手続及び災害救助法による救助の基本等は、次によるものとする。

2 り災者台帳の作成

町本部（税務班）は被害状況の把握につき総務班との連絡を密にし、かつ、関係各班の協力を得て、各世帯別の被害状況が判明したときは、速やかに「り災者台帳（様式38号）」を作成する。

作成に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 「り災者台帳」は、できるだけ速やかに作成するが、災害時の混乱等により作成が遅れるときは、「住家等一般被害調査表（様式25の2号）」又は「救助用物資割当台帳（様式50号）」を一時的に利用するが、この場合にはできるだけ早い時期に「り災者台帳」を作成する。
- (2) 「り災者台帳」の作成に当たっては、「被害状況即報、中間調査報告、確定調査報告」に基づくことはもちろんであるが、戸籍（住民登録）あるいは食料配給事務等の係と連絡し正確な情報を整理する。
- (3) 「り災者台帳」は、救助その他の基本となるものであり、また世帯別救助等の実施記録となるものであるから救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し、整備保管しておく。

3 被災に関する証明書の発行

り災証明の交付は、被災者からの申請に基づき、遅滞なくり災証明書を交付する。そのため、速やかに、り災証明書の様式を定めるとともに、交付に必要な職員の体制、手続き方法、受付窓口等について定める。また、被害認定基準に関する調査方法について習熟した職員の確保及び育成を図るとともに他の市町村や建築士等との連携体制の構築に努める。

(1) り災証明書

町本部（税務班）は、被災世帯に対して「り災証明書（様式39号）」を交付するものとする。ただし、災害時の混乱等により前様式による証明書の交付ができないときは、とりあえず「仮り災証明書（様式41号）」を作成交付し、後日速やかに「り災証明書」と取り替えるものとする。証明書の発行に当たっては、次の点に留意する。

ア 「り災証明書」は、災害救助はもちろんであるが、後日諸対策の基礎となるものであるから特に慎重に扱うこと。

イ 「り災証明書」は、り災者台帳（仮証明書のときは、「被害状況即報、中間調査報告、確定調査報告」又は「救助用物資割当台帳」）と照合し、発行に当たっては、契印を行う等発行の事実を判然とし、重複発行（仮証明書と本証明書の重複を含む。）を避けるように留意する。

ウ 本証明書は、救助用物資支給前に発行し、物資支給時には、「り災証明書」の掲示を求めるようにする。

(2) り災者旅行証明書

町本部（税務班）は、住家に被害を受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難（旅行）する者から要請があったときには、「り災者旅行証明書（様式40号）」を作成し交付する。

4 災害救助法適用基準

災害救助法による救助の適用は、町本部（税務班）が作成し総務班が報告する「住家等一般被害状況等報告書（様式25号）」による被害及び応急対策実施状況に基づき県本部長が決定するが、この場合の適用される被害の基準は、おおむね次のとおりである。

(1) 適用被害基準

町地域内の被害が、次の各号に該当する災害時で、県本部長が災害救助法による救助実施の必要があると認めるとき。

ア 住家の滅失世帯が50世帯以上に達したとき。

イ 県地域の滅失住宅被害の集計が2,000世帯以上に達し、かつ、町地域内の被害が25世帯以上に達したとき。

ウ 県地域の滅失住宅被害の集計が9,000世帯以上に達し、かつ、町地域内で救助を要する被害が発生したとき。

エ 多数の者が災害により生命若しくは身体に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

（注）前記被害に達しないときでも災害が隔絶した地域に発生し、災害にかかった者の救助がいちじるしく困難とする特別の事由がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき等にも適用される。

(2) 被害計算の方法

適用基準である滅失世帯の換算等の方法は、次によるものとする。

ア 住家の半失（半壊、半焼）世帯は、滅失世帯の1/2、床上浸水又は土砂たい積等により、一時的に居住することができない状態になった世帯は1/3として計算する。

イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なくあくまで世帯数で計算する。

したがって、例えば被害家屋は1戸であっても、3世帯が居住していれば、3世帯として計算する。

ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して、実情に即して決定する。

エ 災害の種別については、限定はしない。

したがって、洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

5 災害救助法による救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類とその実施者は、次のとおりである。

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 の 区 分
指 定 避 難 所 の 開 設 及 び 収 容	7 日 以 内	町本部

炊き出し及び食品の給与	7 日 以 内	町本部
飲料水の供給	7 日 以 内	町本部
被服、寝具及び生活必需品の給貸与	10 日 以 内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝町本部
医療	14 日 以 内	医療班派遣＝県本部、日赤支部、町本部
助産救助	分べんした日から7日以内	その他＝町本部
学用品の給与	教科書1箇月以内 文房具及び通学用品15日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝町本部
災害にかかった者の救出	3 日 以 内	町本部
埋葬救助	10 日 以 内	町本部
仮設住宅の建設	着工20日以内	町本部
住宅応急修理	1 箇 月 以 内	町本部
遺体の捜索	10 日 以 内	町本部
遺体の処理	10 日 以 内	町本部
障害物の除去	10 日 以 内	町本部

- (注) 1 本実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので実際の実施に当たっては、県本部実施分を町本部が、町本部実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して決定するものとする。
- 2 救助法の実施は、知事である県本部長が法的責任者であるが、町本部の行う救助活動は災害救助法第30条第1項の規定による知事の町長に対する職権委任に基づくものである。
- 3 救助を実施し、又は実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡をするものとする。ただし、実施に当たって連絡しその指示を得るいとまのないときは、町本部で実施した結果を報告するものとする。
- 4 実施期間は災害発生の日から期限（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。従ってこの期間内に救助を終了（着工）するようしなければならない。

6 町本部実施の応急救助と救助法との関係

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、町本部は、本計画の定めるところにより、り災者の救出、指定避難所の開設及び炊き出しあるいは医療、助産の応急救助を実施する。また、その状況を速やかに県本部健康福祉政策班（県支部総務班経由）に報告する。実施した応急救助については、災害救助法が適用されたときは、災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない災害にあっては、町本部単独の救助として処理するものとする。

7 救助実施状況の報告

町本部（福祉班）は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときには以下の様式により毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。

なお、救助別の報告を要する事項及び内訳は、次表のとおりとする。報告事項		様式No.	様 式 名 称	そ の 都 度 報 告	日 報	期 間 指 定 報 告
被害避難所設置	概 況 報 告	25	住家等一般被害状況等報告書	○		
	中 間 報 告			○		
	確 定 報 告					○2日以内
	開 設 報 告	—	—	○		
	収 容 状 況 報 告	3	救 助 日 報		○	

	閉鎖報告	—	—	○		
仮設住宅設置	住宅対策報告	53	住宅総合災害対策報告書			○5日以内
	入居該当世帯報告	54	応急仮設住宅入居該当世帯調			○5日以内
	着工報告（町委託分）	3	救助日報		○	
	竣工報告（町委託分）	3	救助日報		○	
	入居報告	—	—	○		
	炊出状況報告	3	救助日報		○	
	飲料水供給状況報告	3	救助日報		○	
被災者生活支援	世帯構成員別被害報告	51	世帯構成員別被害状況			○2日以内
	支給状況報告	3	救助日報		○	
	支給完了報告	—	—	○		
医療・助産	医療班出動要請	—	—	○		
	医療班出動報告	58の2	医療班出動編成表	○		
	医療助産実施状況報告	3	救助日報		○	
	り災者救出状況報告	3	救助日報		○	
住宅応急修理	住宅対策報告	53	（住宅総合災害対策報告書）			○5日以内
	住宅応急修理該当世帯報告	55	住宅応急修理該当世帯調			○5日以内
	着工報告（町委託分）	3	救助日報		○	
	竣工報告（町委託分）	3	救助日報		○	
学用品支給	被災教科書報告	3	被災教科書報告書			○5日以内
	学用品支給状況報告	3	救助日報		○	
	学用品支給完了報告	—	—	○		
	埋葬救助状況報告	3	救助日報		○	
	遺体捜索状況報告	3	救助日報		○	
	遺体処理状況報告	3	救助日報		○	
障害物除去	住宅対策報告	53	（住宅総合災害対策報告書）			○5日以内
	障害物除去該当世帯報告	56	障害物除去該当世帯調			○5日以内
	障害物除去状況報告	3	救助日報		○	
	障害物除去完了報告		—	○		
	輸送、人夫雇上状況報告	3	救助日報		○	
	救助期間、程度、方法、特例申請	—	—			（期間特例） 各救助実施 期間中

（注） 詳細内容は、各救助計画の定めるところによるものとする。

8 救助関係の様式

救助に関する様式は、各節に定めるもののほか、各節に共通する様式は、次によるものとする。

- （1） 救助実施記録日計票（様式18号）
- （2） 救助の種目別物資受払状況（様式19号）

第4項 避難計画

活 動 の ポ イ ン ト	
1	災害の状況により避難の指示を実施 県⇨報告 指示の内容 → 避難対象地域、避難時間、避難場所、避難経路、誘導者、避難理由等注意事項
2	避難の周知徹底 町防災行政無線、広報車、信号、口頭等のうち最も適切な方法
3	指定避難所の開設 ⇨ 県に報告（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込等） 大雨・暴風警報発令時 → 第一次避難所開設 避難指示時 → 第一次、第二次避難所開設 (1)避難施設への移送、(2)職員の派遣、(3)世話人の設置とボランティアの協力依頼、(4)資機材の確保、(5)水、食料等物資の確保
4	避難行動要支援者の保護 避難誘導にあたっては避難行動要支援者を優先し、御嵩町老人憩いの家等に避難行動要支援者専用の区画を設け、収容する。
5	県、他市町村への応援要請 明示事項 → 応援要請の内容及び理由、対象人員、移送方法等

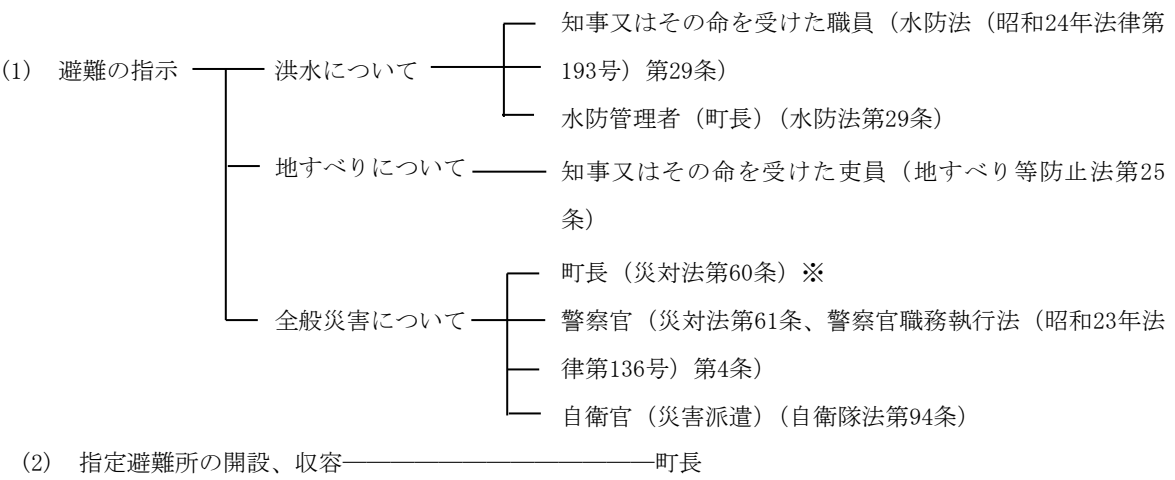
1 計画の方針

災害発生により危険が急迫し、住民等の生命及び身体の安全の確保等が必要と認められるとき、町長を中心として防災関係者が相互に連携をとり住民に対し、避難のための立退きの指示等をして、危険な場所から避難させる。

また、避難のための立退きの指示及び誘導並びに指定避難所の開設、収容は、次によるものとする。

2 実施責任者

避難のための立ち退きの指示及び指定避難所の開設並びに指定避難所への収容保護は、次の者が行う。



避難の指示から指定避難所への誘導までは、避難の指示者が行い、誘導に際してり災者等の移送で救出作業の必要により実施する作業及び指定避難所の開設、収容保護は、災害救助法を適用する災害にあつては、同法に基づき町長が実施し、災害救助法の適用を受けない災害にあつては町独自の応急対策として町

長が実施するものとするが、関係機関と緊密な連絡を保って応急対策に当たるものとする。

3 避難の指示

災害から、住民等の生命、身体への保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、町長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル、県から提供される水害危険情報図等に基づき、住民等に対して避難のための立ち退きの指示を行う。

(1) 町長の措置

町長は、住民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの指示を行う。（災対法第60条第1項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及びおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。（災対法第60条第3項）

(2) 県知事の代行措置

県知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、当該町長に代わってその事務を行う。（災対法第60条第5項）

(3) 県知事等の措置

県知事等は、洪水あるいは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、危険地域の住民に対し、避難のため立ち退くべきことを指示するものとする。（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

(4) 警察官の措置

警察官は、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに危険地域の住民等に対し避難のための立ち退きの指示を行う。（災対法第61条第1項、警察官職務執行法第4条第1項）

(5) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいるときは、危険な場所にいる住民等に対し避難の指示を行う。（自衛隊法第94条第1項）

(6) 水防管理者の措置

水防管理者は、洪水により危険が切迫していると認められるとき、危険地域の住民に対し、避難のため立ち退くことを指示する（水防法第29条）

4 避難の実施

避難に関する対策の実施は、次の区分によるそれぞれの機関が行う。

(1) 避難の指示者

ア 町本部長（町長）

(イ) 洪水及び地すべりに伴う避難（総務班、消防部、建設班）

(ロ) その他の災害に伴う避難（消防部及び警察署）

ただし、緊急を要する場合等で現地において直接指示を行う必要があるときは、その場所で活動中の本部職員、消防職員及び消防団員等が直接行う。

- イ 県本部及び県支部（県知事又はその命を受けた土木関係職員）
洪水及び地すべりに伴う避難指示
- ウ 警察官
全災害についての避難指示
- エ 災害派遣中の自衛官
全災害についての避難指示（その場に警察官がいない場合）
- (2) 関係機関への通知
町長、警察官及び自衛官が避難に関する措置を実施した場合は、それぞれ関係機関に通知する。
 - ア 町長の措置
町長→県知事（防災課）
 - イ 警察官又は自衛官の措置
 - (7) 災対法に基づく措置
警察官→警察署長→町長→知事（防災課）
 - (4) 職権に基づく措置
警察官→警察署長→警察本部長→知事（防災課）→町長
 - (9) 自衛官の措置
自衛官→町長→知事（防災課）
- (3) 避難の周知徹底者
町本部における避難の周知徹底は、企画班（広報担当）が各避難の指示者の通知に基づいて行う。ただし、現地において指示を行ったときは、緊急必要な範囲に対する徹底は、指示者が直接行う。
- (4) 避難者の誘導
避難者の誘導は、消防部が消防職員、警察官と協力して行う。ただし、消防部員が防除活動等のため誘導できないときは、町本部職員等のうちから町本部長が命じた者が当たるものとする。
- (5) 指定避難所の開設及び収容
指定避難所の開設及び収容は、福祉班及び学校教育班及び生涯学習班各班が使用する施設の管理者その他関係者の協力を得て行う。
- (6) 特定施設（個人）の行う避難
特定の施設あるいは個人が単独で行う避難については、その施設の管理者あるいは各個人がそれぞれの判断によって行うが、多人数を収容する施設等にあつては、平常時からその対策を樹立しておく。

5 指示の発表

- (1) 災害により危険が急迫し、人命保護その他災害の拡大防止等のため、特に避難の必要が認められるときは、指示者は避難のための立退きの指示を行う。なお、指示に当たっては、次の事項（以下本節において「指示・条件」という。）を明示する。
 - ア 発令者
 - イ 発令日時
 - ウ 避難情報の種類
 - エ 対象地域・対象者
 - オ 予想される災害の概要と見通し（避難しなければならない理由）
 - カ 避難場所、避難経路及び避難誘導者
 - キ 避難の時期・時間（直ちに、等）

ク 避難にあたっての留意事項

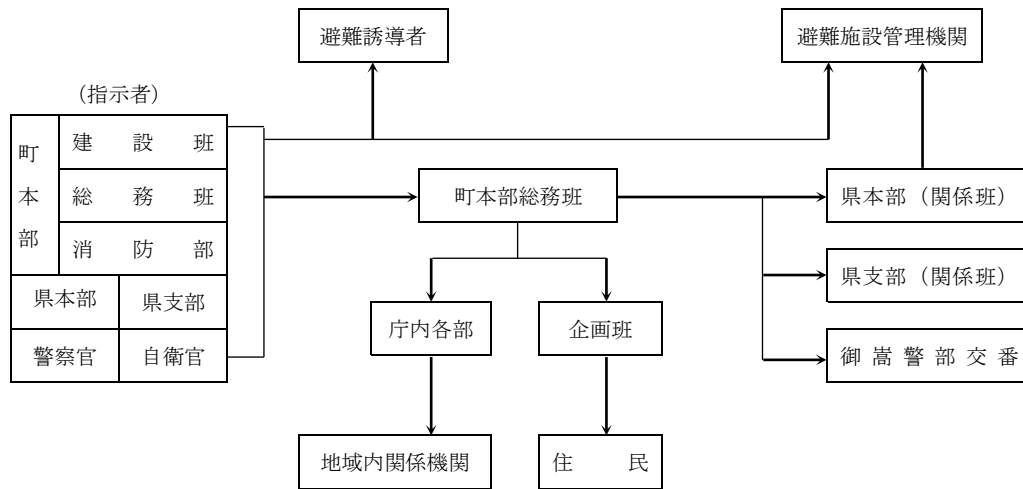
(2) 避難情報の基準は、おおむね次のとおりとする。

種 別	発令時の状況	拘束力	住民に求める行動
高齢者等避難	○避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○事態の推移によっては避難指示を行うことが予想されるため、避難のための準備を呼びかけるもの	○避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者は、あらかじめ定められた避難場所への避難行動を開始（避難支援者も避難行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	○人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ○岐阜県及び岐阜地方気象台から土砂災害警戒情報が発令された状況 ○大雨警報発表後、土砂災害の前兆現象が確認された状況 ○洪水警報発表後、水位周知河川においてははん濫警戒情報が発令された状況	○指示に従わない者に対する直接強制までは行わない。	○未だ避難していない対象住民は、あらかじめ定められた避難場所へ直ちに避難行動を開始
緊急安全確保	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況又は既に人的被害が発生している状況 ○堤防の隣接地等地域の特性から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○洪水警報発令後、水位周知河川においてははん濫危険情報が発令された状況	○命の危険があるため、安全確保を呼びかけるもの	○避難情報の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その時間的余裕がない場合は生命を守る最低限の行動

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

6 機関相互の連絡

避難の指示者は、指示を行ったときは、直ちに町本部総務班に通知する。なお、関係機関に対する通知（連絡）は、次の系統によって行うが、通知に当たっては、できる限り指示条件あるいは災害の状況等を明示するように努める。



7 避難の周知徹底

総務班は、避難の指示を承知したときは、次の要領によって避難する地域の住民、その他関係機関に指示の徹底を図る。なお、現地で直接避難の指示をしたときは、指示者は、関係者の協力を得て、次の要領に準じてその地域内の住民等に徹底を図る。

(1) 周知徹底事項

避難の周知徹底に当たっては、できる限り必要な事項を具体的に示すこととし、避難までに時間的余裕があるとき等にあつては、次の事項のうち特に必要な事項について徹底できる範囲の対策を行う。

- ア 避難の指示者及び避難誘導者（機関）
- イ 避難場所及び経路
- ウ 予想される災害の概要と見通し
- エ 避難に当たっての留意事項

(2) 周知徹底の方法

地域内住民等に対する避難の指示は、次の方法のうちから最も適切な方法で行うが、特に短時間にその徹底を図るため必要に応じて下記の方法を併用する等十分な対策を講じる。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

ア 町防災行政無線（同報系）による徹底

町防災行政無線（同報系）によりその地域の徹底に当たる。

イ 広報車による徹底

町有広報車を当該地域に派遣し、拡声機によりその徹底に当たる。

ウ 信号による徹底

消防（水防）機関に連絡し、信号により徹底する。使用する信号は、次によるが、信号の発信については、適当な時間継続することとし、必要に応じて警鐘とサイレンを併用する。

○警鐘信号 乱打

○サイレン信号

60秒

60秒

60秒

○—————5秒休止○—————5秒休止○—————

エ 口頭による徹底

電話又は伝令により各自治会長等に伝達し、自治会長は自治会の班長等の協力を得て、地域内の各世帯まで大声で呼びかける等その徹底に当たる。

オ インターネット等の活用による徹底

登録制メールや町ホームページ等のインターネットの活用によりその徹底するものとする。

カ 関係機関への伝達

避難の指示地域の次の機関に対しては、一般の伝達徹底のほか直接電話又は伝令をもって徹底するものとする。

各保育園、児童館	福祉班
社会教育施設	生涯学習班
小中学校及び幼稚園	学校教育班

8 避難路の通行確保

避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

9 避難の誘導

避難誘導者は、指示者から通知を受け、あるいは本部長から命ぜられたときは、直ちに避難者の誘導に当たるものとするが、避難誘導にあたっては、指定緊急避難場所又は指定避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるとともに、10「避難に当たっての留意事項」の内容に留意する。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

○警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	命の危険がある。直ちに安全を確保する。	緊急安全確保（必ず発令される情報ではない。）
警戒レベル4	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）

また、町本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の現地本部等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

10 避難に当たっての留意事項

(1) 着衣等

避難に当たっては、次のものを着用し、又は携行すること。

- ア 頭に座布団、ヘルメット（保安帽）等をつけること。
- イ 夏季等でも身体の一部を露出を避け、できるだけ厚着をすること。
- ウ 夜間は、懐中電灯を携帯すること。
- エ ロープ、紐等を携帯すること。

(2) 携帯品（所持品）

携帯品は、できるだけ最小限度に止め自力で所持でき避難に際して障害にならない程度とすること。

○ 携帯（所持）すべき主なものは、おおむね次のとおりである。

- ア 主食（にぎり飯、パン等）2～3食分程度
- イ 副食（かん詰、漬物等携帯可能なもの）若干
- ウ 飲料水（水筒、携帯ポット等による。）
- エ 貴重品（現金、印鑑等）
- オ 肌着等衣類（雨具のほか気温を考慮し、寒冷期には毛布等も携帯する。）
- カ その他（タオル、チリ紙、携帯ラジオ、救急薬品等）

(3) 避難後の戸締り等

避難の際に戸締りを行うことや余裕がある場合は家屋に補強を施す等の指示を行う。

(4) 避難の方法

避難者あるいはその誘導者は、避難に当たっての行動に際しては、次の点に留意すること。

ア 避難の順序

避難を時期的に段階に分けて行うときは、傷病者、身体障がい者、高齢者、幼児等を先にし、一般青壮年男子は後にすること。

イ 集団避難

避難は集団で行い、できるだけ単独行動は避けること。

ウ 誘導者の補助

誘導補助者が不足し、あるいはいないときにあつては、避難者等の内から壮健なものが誘導補助者あるいは直接誘導者となって統制をとり安全を期すること。

エ 集団の脱落防止

集団避難する場合にあつては、誘導者は人員の掌握に努めるとともに脱落等を防ぐため、ロープ等によって集団の確保に努めること。なお、集団の配列に当たっては、高齢者や子供は中央の安全な場所に位置させ、あるいは必要に応じて各人をロープにつなぐ等集団の確保と安全を図ること。

オ 誘導者の配置

集団避難時にあつては、誘導者が先頭と後尾につくこと。ただし、集団の規模あるいは危険度の高いときは、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を期すること。

カ 病人等の避難

避難は、各人が自力で行動することが原則であるが、病人、高齢者、障がい者、乳幼児等自力で行動できないものがあるときは、誘導者あるいはその補助者が、その家族に助力し必要に応じ担架、車両等によって移送すること。

キ その他事故防止

その他避難に当たっての事故防止に努めるため、次の点に留意すること。

- (ア) 台風時にあっては雨風をよけるため家屋の軒下を通るようなことは避け、建物が倒れても下敷にならないようにすること。
 - (イ) 避難中に電線が垂れ下がっているような場合は、絶対にふれないこと。
 - (ウ) 自動車交通のひんぱんな道路を避難するときは、交通事故の防止に努め必要に応じ警察機関と連絡し避難者の安全を確保すること。
 - (エ) 避難のために家屋等を空けるとき等にあっては、盗難予防あるいは財産保全のために戸締り施錠を厳重にし、危険のある災害に応じた家財等の処置（浸水時にあっては家財を高い所に移す等）をする。なお、予想される災害の程度を考慮して必要に応じ家族のうち青壮年者が居残る等の対策を講じること。
- (5) 自主防災組織による避難活動
- 自主防災組織は、自ら又は町等の指示、指導により、次のとおり避難活動を実施する。
- ア 避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底
 - イ 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知
 - ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
 - エ 防火、防犯措置の徹底
 - オ 組織的な避難誘導、指定緊急避難場所又は指定避難所への収容
 - カ 地域内居住者の避難者の把握

11 避難先の安全管理

町及び県警察は、指定緊急避難場所及び指定避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の収容及び救援対策が安全に行われるよう措置するものとする。

12 指定避難所の開設及び収容保護

指定避難所の開設及び収容保護は、災害救助法が適用された場合は同法により、災害救助法が適用されない災害又は適用されるまでの間は、町本部独自の応急対策として実施する。

（大雨・暴風警報の発令と同時に第一次指定避難所を開設する。その他の警報発令時は開設を検討する）

(1) 指定避難所の開設場所

町は、災害の態様に応じ安全適切な場所を選定して指定避難所を開設する。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を促す。

町及び県は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 指定避難所の周知

町長は、指定避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

(3) 収容者

指定避難所へは次の者を収容する。

ア 避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住家を立ち退き避難した者

イ 住家が災害により全焼、全壊、流失し、又は半焼、半壊し、若しくは床上浸水の被害を受け日常起居する場所を失った者

上記の者であっても被災を免れた建物に居住し、あるいは親戚縁故者に避難する者はこの限りでない。

(4) 避難施設への移送

指定緊急避難場所が野外のため収容保護することが困難なとき等にあつては、集団的に収容保護できる適当な施設へ避難者を移送して保護する。

(5) 野外仮設

避難者を収容する適当な既存施設がないときは、テント等を使用して野外に避難施設を仮設するものとする。

(6) 本部職員の駐在

指定避難所を開設したときは、本部職員を派遣駐在させるものとする。駐在員は、福祉班の指示に従い、指定避難所の管理と収容者の保護に当たり次の事務を処理する。

ア 避難所設置及び収容状況（様式42号）並びに収容者名簿の記録整備

イ 救助実施記録日計票（様式18号）を記録整備し、福祉班に報告すること、並びに避難所用施設及び器物借用整理簿（様式43号）、救助の種目別物資受払状況（様式19号）を記録整備すること

ウ 飲料水、食料、生活必需品等の配分

エ 指定避難所の防疫清掃等衛生管理に関すること

オ その他被災状況に応じた応援救援措置

(7) 指定避難所の適切な運営管理

町は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って運営されるよう指導する。さらに、長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者のこころのケアに努める。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師や看護師等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

さらに、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。また、指定避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県を通して国等への報告を行う。

町本部は特に以下の事項に留意し、適切な運営管理を行う。

ア 指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、指定避難所、住民、自主防災組織等の自主的な運営を基本とし、対応が困難な場合は、他の提携市町村、県支部総務班に連絡及び応援要請すること。

イ 指定避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めること。避難者の協力を得つ

つ、特に負傷者、災害による遺児、衰弱した高齢者、障がい者等の要配慮者の所在の把握に努め、必要な保護を講じること。

ウ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めること。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮すること。

エ 要配慮者に対する健康状態の把握と、情報の提供について十分配慮すること。

(8) 指定避難所開設状況の報告

福祉班は、指定避難所を開設したときは、速やかに県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するとともに、その後の収容状況を毎日、「救助日報（様式3号）」により報告する。

なお、報告は、次の事項について電話等によって行う。

総務班は、岐阜県被害情報集約システムに入力する。

ア 開設状況の報告

(ア) 開設日時

(イ) 開設場所及び施設名

(ウ) 収容状況（うち、避難指示による者）（施設別に）

(エ) 開設期間の見込

イ 収容状況の報告

(ア) 収容人員

(イ) 開設期間の見込

ウ 閉鎖報告

閉鎖日時（施設別に）

(9) 世話人の設置

ア 指定避難所を開設したときは、駐在員を補佐するため避難者のうちから世話人若干名を置く。

イ 世話人及びボランティアは、駐在員の指示に従って指定避難所の運営に協力する。

(10) 資機材の確保等

避難施設の状況に応じ、収容保護に必要なろうそく、燃料等の確保はまちづくり班が、仮設便所の設置については上下水道班及び住民環境班が行う。

(11) 指定避難所開設の労力

指定避難所の開設その他収容保護に必要な労力は、世話人等収容者の奉仕によるが、不足するときにあっては日本赤十字奉仕団、その他NPO・ボランティア団体の協力を得て、指定避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。

(12) 収容期間

災害救助法による指定避難所の開設、収容、保護の期間は災害発生の日から7日間とするが、それ以前に必要ななくなった者は逐次退所させ、期間内に完了する。ただし、開設期間中に、り災者が住居あるいは仮住居を見い出すことができずそのまま継続するときは、その数が少数であれば以降の収容は災害救助法によらず町本部独自の収容として行うものとし、また8日目以降においても多数の収容者を続けて収容する必要があるときは、災害発生後5日以内に県支部（総務班）を通じて県本部に開設期間の延長を要請する。

なお、要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 延長を要する期間
- イ 延長を要する地域
- ウ 延長を要する理由
- エ 延長を要する指定避難所名及び収容人員
- オ 延長を要する期間内の収容見込
- カ その他

(13) 費用の基準

1人1日当たりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則（資料編に掲載）に定める額の範囲内とする。

(14) 所要物資の確保

指定避難所開設及び収容保護のための所要物資は、原則として町本部において確保する。ただし、町本部において確保できないときは、県支部（総務班）に指定避難所用物資の確保について連絡し、県本部（健康福祉政策班及び商工政策班等）又は県支部（総務班）に物資の確保及び輸送を要請する。

(15) 施設使用の強制

指定避難所の設置に当たり、その施設の所有者又は占有者の反対により、当該施設を使用することができず、かつ、他に適当な施設がないときは、県支部（総務班）を通じ県本部に強制命令の執行を要請するものとし、県本部はこれにより調査・検討をし、その必要を認めたときは公用令書による強制命令を執行する。

(16) 応援の要請

広範かつ大規模な災害のため、御嵩町の地域内において収容保護ができないときは、福祉班は総務班と協議して県支部（総務班）に応援の要請をする。ただし、緊急を要する場合は、県本部（健康福祉政策班）又は近隣市町村、県支部（警察班）に応援の要請をする。応援の要請に当たっては、次の事項を明示する。

- ア 応援を求める内容及び理由
- イ 対象人員
- ウ 移送の方法
- エ その他必要な事項

(17) 福祉避難所の開設

災害により、特に指定した避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者等に対して、第2章第10節「避難対策」に定める福祉避難所に要配慮者用の区画を設置し、町社会福祉協議会、日本赤十字奉仕団、ボランティア等の協力を得て、移送、収容の上、運営する。

13 応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の提供

町及び県は、学校等が指定避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、指定避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。

また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

14 要配慮者への配慮

町及び県は、避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、身体障がい者の指定避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

15 行政区域を越えた広域避難の支援要請

町及び県は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、行政区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常災害本部等を通じて、避難収容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）又は都道府県に広域避難収容に関する支援を要請する。

16 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請または、当該町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

17 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則等による。

第5項 食糧計画

活 動 の ポ イ ン ト
1 災害時の米穀、乾パンの調達 (1) 県に米穀、乾パン等のあっせんを依頼 (2) 副食、燃料等は町において業者から購入 2 炊き出しの実施 (1) 予定施設—集団給食施設、被災をまぬがれた家庭等及び米飯業者への委託 (2) 配分—指定避難所駐在員、自治会等ボランティアの協力を得て実施 (3) 実情により米飯業者等に炊き出しの基準を明示して購入する。 3 災害救助法による基準（本項12参照）

1 計画の方針

災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じるおそれがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

災害時におけるり災者及び災害防護活動者等に対する炊き出し及び食品の給与は、「災害救助法及び国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」（平成18年6月15日付け18総食第294号農林水産省総合食料局長通知。以下「緊急引渡要領」という。）「災害時における乾パンの取扱要領」（平成19年3月30日付け18総食第1327号総合食料局長通知）、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡に関する協定書」、「県民食料備蓄事業実施要綱」、「災害時における精米の供給等の協力に関する協定」（以下「精米供給協定」という。）及び「災害時に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定」に基づき、本計画の定めるところによる。

2 実施体制

(1) 実施体制

炊き出し及び食品給与の直接の実施は、町本部福祉班及び学校教育班が担当するが、食料供給のため必要な原材料及び燃料にあつてはまちづくり班が、配布作業にあつては福祉班が、それぞれに分担協力する。なお、小規模災害時において地区単位に実施する炊き出しにあつては、その程度に応じ各自治会単位においてそれぞれに実施する。ただし、町において実施できないときは、県本部又は県支部若しくは隣接市町村本部が応援又は協力をして実施する。

災害救助法が適用されたときは、県知事の委任を受けて町長が実施する。

ただし、被災地域において実施できないときは、県若しくは隣接市町村が応援又は協力をして実施する。

(2) 供給活動における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

3 実施場所

炊き出しの実施は、指定避難所（食事をする場所）にできるだけ近い適当な場所において実施する。ただし、近くに適当なところがないときは、適宜の場所あるいは施設で実施し、自動車等で運搬する。

4 炊き出しの方法

炊き出しは、町本部が奉仕団等の労力により給食施設等既存の施設を利用して行う。

実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 町本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給する。
- (2) 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮する。
- (3) 炊き出し場所には町本部の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊き出しを避難所施設において行うようなときは、指定避難所に派遣の職員が兼ねて当てる。

5 主食料の一般的確保

被災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品の給与のために必要な米穀は、原則として町本部において、管内の米穀販売業者から米穀を購入するものとする。

6 主食料の緊急確保

災害救助法が発動された場合において、前記5の食糧の一般的確保が困難な状況において主食料の確保は次による。

(1) 食料緊急引渡要請

町本部は、前記5の方法による米穀の確保が困難な場合若しくは政府所有の乾パンの配給を受ける必要がある場合は、県本部（農産園芸課）に所要数量及び引渡希望事項を示して申請書を提出する。

(2) 引渡品目

緊急引渡しを行う品目は米穀（精米又は玄米）又は乾パンとする。

(3) 引渡数量

緊急引渡しを行う数量は、次表のとおりとする。

区 分	米 穀	乾 パ ン
被災者供給用	精米 1 人 1 食当たり 200 g	1 人 1 食当たり 115 g
	又 は 玄米 1 人 1 食当たり 220 g	
災害救助従事者供給用	精米 1 人 1 食当たり 300 g	1 人 1 食当たり 115 g
	又 は 玄米 1 人 1 食当たり 330 g	

(4) 引渡場所等

災害の状況による緊急引渡しを行う場所、引渡品目及び引渡しを受ける者の区分は、次表のとおりとする。

災 害 の 状 況	引 渡 場 所	引 渡 品 目	引渡しを受ける者
知事と町長の連絡ができる場合	岐阜地域センター	乾パン	知事又は町長
	岐阜県の指定する場所	米穀（精米）	町長
交通、通信の途絶等のため知事と町長の連絡がつかない場合	東海農政局指定倉庫	米穀（玄米）	町長

(5) 引渡手続

災害救助用食料の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

ア 知事と町長の連絡ができる場合

(ア) 米穀（精米）

- a 町長は、知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助食糧（米穀・乾パン）緊急引渡申請書（様式44号）を1部提出する。ただし、申請書を提出する時間的余

裕がないときは、ファックス又は電話により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行う。

- b 知事は、町長の申請に基づき東海農政局岐阜地域センター長と協議のうえ、引渡数量を決定し、米穀卸業者の所在地と町との距離、農林水産省指定倉庫の在庫数量等を勘案したうえで、米穀卸業者の中から精米の供給を行う業者（以下「供給者」という。）を選定し、災害救助用米穀緊急引渡要請書（様式46号）により精米の供給の要請を行う。ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、ファックス又は電話により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行う。

この際知事は、供給業者以外の米穀卸売業者に対しても、電話等により連絡を行い、いつでも対応できる体制をとるよう要請する。

- c 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、町長へ引渡しを行う。
- d 町長は、精米の引渡しを受ける際に、供給業者へ災害救助食糧（精米）受領書（様式44の2号）を1部提出する。
- e 町長へ引渡しを行った供給業者は、災害救助用食糧（食糧）引渡報告書（様式45号）に災害救助食糧（精米）受領書の写しを添えて、速やかに知事に1部提出する。

(イ) 乾パン

- a 町長は、知事に災害用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助食糧（米穀・乾パン）緊急引渡申請書（様式44号）を1部提出する。ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、ファックス又は電話により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行う。
- b 知事は、町長の申請に基づき引渡数量を決定し東海農政局岐阜地域センター長に対し、緊急引渡要領第3に準じ乾パンの引渡しを要請する。
- c 知事は、東海農政局岐阜地域センター長の指示に従い、乾パンを町に引き渡す。
- d 町長は、乾パンの引渡しを受ける際に、知事へ災害救助食糧（乾パン）受領書（様式44の3号）を1部提出する。

イ 交通、通信の途絶等のため知事と町長の連絡がつかない場合

（町長がアの規定による災害救助用食料の引渡しを受けることができない場合）

- (ア) 町長は、東海農政局岐阜地域センター長（センター長に連絡のとれないときは、当該総合食料局指定倉庫等の保管指導担当者である地域センター職員（以下「所長等」という。））に対し、災害救助用米穀緊急引渡要請書（様式46号）を提出し災害救助用米穀受領書（様式46の2号）と引換えに農林水産省指定倉庫において米穀を受領する。ただし、所長等に対して連絡のとれないときは、農林水産省指定倉庫の責任者に対して、直接、前記の手続きを行うことができる。

- (イ) 町長は、農林水産省指定倉庫から米穀を受領したときは、連絡のつき次第、知事に報告するとともに、速やかに、災害救助用米穀緊急引取報告書（様式46の3号）を提出する。

(6) 買受手続等

知事は、町長が(5)のアの(ア)により災害救助用食料を受領したときは精米供給協定第3条の規定に基づき価格の決定を(5)のアの(イ)、又は(5)のイによる引渡手続により災害救助用食料を受領したときは、緊急引渡要領第4及び第5の規定に基づき買受手続を、速やかに行う。

(7) 代金納付

買受手続等が完了した後の代金納付については、次のとおりとする。

- ア 町長は、県が発する納付書により指定する期日までに県金庫に払い込むものとする。
- イ 知事は、災害救助用食料を町長が受領したその日から起算して30日以内に東海農政局岐阜地域センター長に、精米供給協定に基づく請求のあったときから起算して30日以内に供給業者に、それぞれ納付する。

7 副食等の確保

副食及び副食の原材料並びに炊き出しのため必要な燃料等の確保は、福祉班の要請に基づいてまちづくり班が購入する。ただし、災害の規模その他により町内において確保することができないときは、県支部総務班又は隣接市町村確保輸送し、あるいは確保のあつせんをする。また、必要に応じて町は、防災関係機関、事業者等の協定に基づき応援食料等を調達する。

8 配分

炊き出し品その他食品の給与は、次による。

(1) 引継ぎ

連絡責任者は、炊き出し品の配分条件を示して、次の者に引き継ぐ。

- ア 指定避難所施設にあっては、指定避難所駐在員、避難者による自治組織役員及びボランティア
- イ 災害応急対策従事者にあっては、その部隊（団体）の指揮者
- ウ 分散収容されている被災者にあつては、その地区の奉仕団役員（自治会長又は民生委員）

(2) 配分

引継ぎを受けた者は、配分条件に基づき各対象者に配分するものとするが、災害救助法に基づく炊き出し品の配分は、次による。

- ア 指定避難所における配分は、駐在員が世話人及びボランティアの協力を得て各世帯別に配分する。
- イ この場合は、その状況を収容者名簿に記録する。
- ウ 分散収容者に対する配分に当たっては、配分責任者は、名簿（収容者名簿に準ずる。）を作成し、これに配分の状況を記録する。
- エ 前記の記録は救助終了後、町本部福祉班に引き継ぐ。

9 食品衛生

町本部は、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

- (1) 炊き出し施設には飲料適水を十分供給すること。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付けること。
- (3) 炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。
- (4) 供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意すること。
- (5) 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入を行い保管にも注意すること。
- (6) 炊き出し施設は、給食センター又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、これらが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、じんあい汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。
- (7) 炊き出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等は避け、できるだけ要員を固定化すること。また、炊き出しに携わった者を明確にしておくこと。
- (8) 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があつた場合には、直ちに県支部保健班に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。
- (9) 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに食品の品質低下を避ける

措置をとること。

- (10) 臨時に仮設便所を設置するような場合にあっては、湿地、排水の悪い場所、じんあい及び汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。

10 炊き出し労力

炊き出しに関連した作業に必要な労力は、奉仕団及びボランティアによるものとする。

11 応援の要請

町域内において炊き出し等食品の供給ができないとき、または物資の確保ができないとき、福祉班及び学校教育班は、総務班と協議し、県支部総務班に次の条件を明示し、応援の要請をする。なお、緊急を要する場合にあっては、直接に近隣市町村に応援の要請をする。

(1) 炊き出しの要請

炊き出し食数（人数）、炊き出し期間、炊き出し品送付先、その他必要な事項

(2) 物資の確保

所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日、その他必要な事項

12 災害救助法による基準

炊き出し食品の給与のうち災害救助法に基づく実施基準その他は次のとおりである。

(1) 対象者

ア 炊き出し

炊き出しは、次の者に対して行う。

(ア) 指定避難所に収容された者

(イ) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできる方途のない者

(注) 1 床下浸水の場合は、炊き出しの対象とはならない。ただし、避難の指示に基づき指定避難所に収容した者は対象とする。

2 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等は、町本部による救助の対象とする。

イ 食料品その他の食品の給与

床上浸水以上の被害を住家に受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で、食料品を喪失し、持ち合わせのない者（避難の指示による避難は対象とならない。）に対して行う。

(2) 実施期間

ア 炊き出し

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限前に必要がなくなったときは、その日までとし、また期限を経過しても多数の者に対して継続実施の必要があるときは、町本部は期間内に県支部総務班を経由して、県本部健康福祉政策班に期間延長の要請をする。期間延長の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 延長の期間
- (イ) 延長を要する地域及び対象人員
- (ウ) 延長を要する理由
- (エ) その他

イ 食品の給与

災害発生の日から7日以内とする。ただし、炊き出しと重複して支給することはできない。

(注) 「り災者旅行証明書」を発行した者に支給されるものである。

(3) 費用の基準

1人1日当たりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則（資料編に掲載）に定める額の範囲内とする。

- (注) 1 費用の内容は、主食、副食、燃料、雑費等の合計をいう。ただし、炊き出しに要する労力は、奉仕団により経費中には含まれない。
- 2 費用の基準は、1人1日分であって、1食分については、1日の費用の3分の1としなければならない。
- 3 食品の給与は、主食、副食及び燃料費等の支給が基準額以内で現物により給付するものである。
- 4 り災者が一時縁故地等へ避難する場合における食品の給与は3日分以内とする。

(4) 費用の範囲種別

支出できる費用は、次の範囲とする。

ア 主食費

- (ア) 販売業者から購入した主食代（小売価格）
- (イ) 知事が岐阜農政事務所から一括売却を受け配分した主食代（売却価格）
- (ウ) 配給食料のほか一般食料品店等から購入したパン、うどん、乳児用ミルク等（購入価格）

イ 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限はない。

ウ 燃料費

品目、数量については制限はない。

エ 雑費

器物（釜、鍋、やかん、しゃくし、バケツ）等の借上料、謝金その他茶、はし、荷札等の購入費であって、備品類の購入は認められない。なお、市町村等公共団体からの借用した物品の借上料及び謝金は認められない。

オ その他

人夫費、輸送費は、特別の場合を除き原則として認められない。

(5) その他事務手続

町本部（福祉班及び学校教育班）は、各炊き出し場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに炊き出しの状況を報告する。

ア 作成記録

- 救助実施記録日計票（様式18号）
- 炊き出し給与状況（様式47号）
- 救助の種目別物資受払状況（様式19号）
- 炊き出し協力者、奉仕者名簿（様式48号）

イ 炊き出し状況報告

炊き出しの実施状況は、毎日県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に炊き出し場所数及び炊き出し場所別給与人員を（朝、昼、夕に区分して）報告する。報告は電話等によるものとし、「救助日報（様式3号）」による。

13 その他

- (1) 災害救助法により災者の炊き出しは、特別の場合を除いて7日間以内とされるので、8日以降は、自力で炊事ができるように物資の配分その他について配慮する。
- (2) 災害救助法による以外の炊き出し等に当たっては、災害救助の基準等を参考にして町本部において計画し実施する。なお、防護活動者に対する米の炊き出し量は1食300gとして実施する。

第6項 給水計画

活 動 の ポ イ ン ト	
1	水道施設の被害調査と応急復旧の実施
2	給水箇所 ⇨ 指定避難所、炊き出し場所、病院、社会福祉施設、断水地域
3	給水方法 ・ポリ容器・給水タンクによる運搬給水（応援要請） ・臨時給水栓の設置 ・県、他市町村等に応援要請
4	給水量 1人1日3リットルを目安とする。
5	災害救助法による基準（本項10参照）

1 計画の方針

災害のため飲料水が枯渇し、あるいは汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

災害救助法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）その他による飲料水の供給は、本計画の定めるところによる。

2 実施体制

(1) 実施主体

給水の実施主体は、町であり、県はこれを応援する。

飲料水の供給は、上下水道班が担当し、災害救助による給水は、福祉班と上下水道班が連絡を保って実施し、その他の場合の給水は、上下水道班において直接実施する。

ただし、町本部において自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づき、飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材について、県に必要な措置を要請する。

他には、隣接市町村本部が応援又は協力して実施する。

なお、災害救助法による給水については、県本部健康福祉政策班が担当し、県支部保健班、県本部薬務水道班の協力を得て実施する。

(2) 給水活動における配慮

町は被災者へ給水等を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努める。

3 取水及び浄水方法

町は、取水する水源について、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能な場合は比較的汚染の少ない井戸水、河川等をろ水機によりろ過したのち、滅菌して給水する。

4 給水の目安

- ・給水量：おおむね1人1日3リットル
- ・給水期間：飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間
（震災時においては7～15日程度）

5 給水の方法

- (1) 飲料水の供給は、地上式消火栓等適当な水源からポリ容器（20リットル入）により輸送し配分するものとするが、不足する場合は調達し、また自動車等が利用できないときは、適当な容器を使うなど、臨機に対応し、奉仕労力によって輸送配分する。

給水は公平に行うものであるが、医療機関や指定避難所等を優先的に行うよう配慮する。

飲料水の配分は、各世帯のバケツ等に注水するが、炊き出し場所や指定避難所には貯水槽、ポリ容器等を備え付けできるだけ十分に供給する。

また、緊急給水の実施に際し、水源を河川に求める場合には、木曽川水系緊急水利調整協議会と緊密な連絡をとり実施する。なお、木曽川水系以外の水系についても、木曽川水系に準じて実施する。

輸送に必要な一般の自動車、舟艇は契約管財班に連絡して確保する。

- (2) 給水拠点を定め、給水拠点における水の確保の方法を定める。このとき、給水拠点での給水が給水車、給水タンク等による場合は、水源、運搬方法を定め、給水拠点が飲用井戸等である場合は、飲用に適することの確認の方法、非常時用ポンプ及び電源の確保について考慮する。
- (3) 避難施設、医療機関、福祉施設等における水の確保の方法を定める。
- (4) 必要となる資機材の確保の方法を定める。
- (5) 給水可能な配水管がある場合は、仮設配管を行い、臨時給水栓を設けて給水する。

6 自衛隊による給水

渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によってもなお飲料水の確保ができないとき、町は本章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき自衛隊の災害派遣要請を県知事に要求する。

7 給水順序

飲料水の供給に当たって、順位を設けて配分する必要があるときは、次の順序で行う。

- (1) 指定避難所及び炊き出し場所
- (2) 病院（手術、入院施設のあるものを優先する。）
- (3) 社会福祉施設
- (4) 断水地域の住民、施設

8 応援要請

町本部において飲料水の供給ができないときは、岐阜県水道災害相互応援協定、その他の規定に定めるところにより、上下水道班は総務班と協議し、県支部保健班に応援等の要請をする。

— 応援要請に際し示すべき事項 —

- 1 給水を必要とする人員
- 2 給水を必要とする期間及び給水量
- 3 給水場所
- 4 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

9 水道の対策

上下水道班は、災害による水道事故に対処するため、緊急時の対応方針をあらかじめ定めておくものとする。対処方針は、主として次の事項について定める。

- (1) 災害時の連絡体制
- (2) 被災状況の確認、応急給水、応急復旧等に係る関係職員の対応、役割分担等
- (3) 「5 給水の方法」に定める応急給水の方法
- (4) 必要な復旧用及び給水用資機材の備蓄、手配等の方法
- (5) 水道水等の衛生確保の方法

10 災害救助法による基準

飲料水の供給のうち災害救助法に基づく実施の基準その他は、次のとおりとする。

(1) 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない地区に居住している者に対して行う。ただし、本救助は他の一般救助と異なり、住家とか家財の被害がなくてもその地区において自力で飲料水を得ることができない者であれば対象とする。また、反対に住家に被害があっても自力で近隣において確保できるときは本救助の対象とはしない。

(2) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限前に必要のなくなったときはその日までとし、また期限を経過しても多数の者に対して継続して実施する必要があるときは、町本部及び上下水道班は、期限内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に次の事項を明示して期間延長の申請をする。

ア 延長を要する期間

イ 延長を要する地域及び対象人員

ウ 延長を要する理由

(3) 費用の範囲

支出できる費用は、おおむね次の範囲とする。

ア ろ水器その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費

(ア) 機械とは、自動車、給水車、ポンプ等をいう。

(イ) 器具とは、バケツ、樽、瓶、水のう等をいう。

イ 浄水用薬品及び資材費

(ア) 薬品とは次亜塩素酸ナトリウム（カルキ）等をいう。

(イ) 資材とはろ水に必要なネル、布、ガーゼ等をいう。

ウ 飲料水の輸送費及び供給のための賃金職員等雇上げ費

エ 費用の限度は、おおむね1人1日当たり3リットルを供給するのに必要な範囲の額とする。

(4) その他事務手続

町本部は、各給水場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに飲料水の供給状況を報告する。

ア 作成記録

救助実施記録日計票（様式18号）

飲料水の供給簿（様式49号）

救助の種目別物資受払状況（様式19号）

イ 給水状況報告

飲料水の供給状況を毎日県支部総務班経由県本部健康福祉政策班に給水地区、対象人員、供給水量、供給方法等を報告する。報告は、電話等によるものとし、報告は「救助日報（様式3号）」によって行う。

御嵩町管工事組合一覧

名 称	所 在 地	自 治 会	電 話
(有) 御 嵩 管 工	御嵩1261番地14	若 宮 1	67—0778
(有) 田 口 プ ロ パ ン	御嵩1376番地	昭 和 町	67—0271
(有) 三 嶋 設 備 工 業 所	中2229番地3	南 町	67—0125
羽 賀 水 道 設 備	中947番地3	大 庭	67—4341
河 村 電 機	顔戸387番地2	顔 戸 南	67—0246
土 屋 管 工 設 備	伏見928番地	西 本 町	67—0516
大 東 商 店	中切1115番地	平	67—0402

第7項 生活必需品供給活動

活 動 の ポ イ ン ト	
1 物資の確保	
小売業者、商工会等に供給を依頼	
2 生活必需物資の供給	
(1) 物資集積場所	⇒ 御嵩町防災コミュニティセンター
配分場所	⇒ 被害の少ない公共施設
(2) 上記場所が被災した場合	⇒ 代替場所を指定
(3) 物資配分の流れの周知（本項5参照）	
3 災害救助法による基準（本項9参照）	

1 計画の方針

災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

2 実施体制

(1) 実施機関

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与については、町が町計画の定めるところにより実施する。災害救助法が適用された場合も、各世帯に対する割当及び支給は、町が実施する。ただし、町は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請する。

県は、町における被災者に対する生活必需品の給与又は貸与が不可能であると認められる場合、県において生活必需品等の確保を行い、町に供給する。また、災害救助法が適用された場合は、これらの物資の確保及び輸送は県が行う。

(2) 生活必需品等供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努める。

3 給付品目

被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 衣料品（作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、ズボン下等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、地下足袋、靴下、サンダル等）
- (5) 炊事器具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用雑貨（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固形燃料、木炭等）

4 物資の確保

(1) 備蓄品の放出

本町においては、防災倉庫内に毛布、懐中電灯等の備蓄を行っており、災害初期には備蓄品の放出を行う。

(2) 町内業者等からの調達

まちづくり班は、町内の小売業者、商工会等に協力を依頼し、生活必需品等の供給を行う。

(3) 災害救助法適用時

原則として県本部が行うが、県本部又は県支部から物資確保の指示があったときは、福祉班の要請に基づき、まちづくり班が行い、指示条件に従って町地域内あるいは隣接市町村において購入確保する。

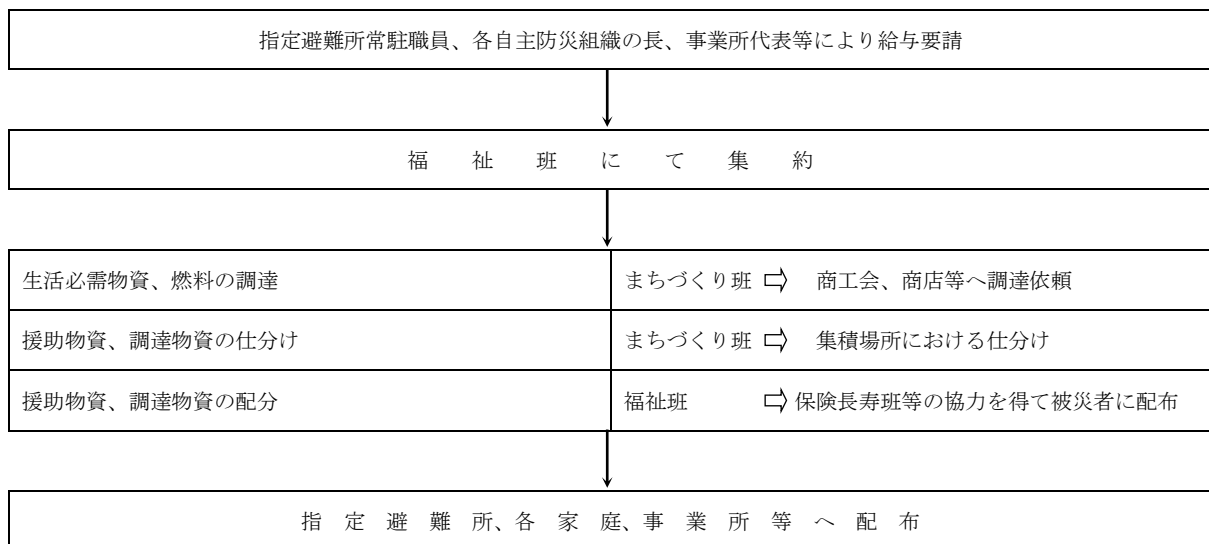
5 調達及び配分の要領

物資の給与又は貸与については、次のとおり行うが、職員が不足する場合は関係班以外の班の応援を行うほか、自主防災組織、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。また、災害救助法が適用された場合の物資の調達は県本部が行うが、県本部長から現地において確保するよう指示があったときは、次により行う。

また、生活必需品の調達及び輸送は、町において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

さらに、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。



6 物資の集積及び配分場所

災害時における物資の集積及び配分場所は、第2章第8節5「物資の集積場所」の定めるところによる。

7 物資の割当

物資の割当ては、町本部が次の方法で行う。

(1) 割当台帳の作成

「救助用物資割当台帳（様式50号）」により、滅失世帯と半失世帯（床上浸水世帯を含む。）に区分して作成する。

(2) 割当の基準

物資の世帯別の割当ては、災害救助法に基づく応急救助業務計画に定める「物資割当基準表」による。ただし、県本部長が特に指示したときは、その指示した基準によるものとする。

(3) 注意事項

物資の割当ては、次の事項に注意して行う。

ア 割当ての基準（県本部長が指示したときはその指示）を変更してはならないこと。（余剰物資があってもそのまま保管しておくこと。）

イ 世帯人員は、被災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成人員によること。ただし、給貸与するまでに死亡した者又は死亡したと推定されるものは除かれること。

ウ 世帯の全員が災害救助法適用外市町村に転出したときは除かれること。

エ 災害発生後出生した者があるときは、県に連絡した上割り当てること。

オ 性別、年齢等により区分のある物資は実情に適して割り当てること。

8 物資の保管

町本部は、物資の引継ぎを受けてから配分するまでの間は厳重な保管に留意し、保管場所の選定、警察機関に対する警備の要請等十分な配慮をする。なお、り災者に対して物資を支給した後の残余物資については（通常の場合残余物資の生ずるように輸送される。）、町本部は厳重に保管し、県本部の指示によって処置（返還）する。

災害発生時に緊急物資を迅速に指定避難所まで届ける手段として、町は、県と連携して、御嵩町防災コミュニティセンターに一時集積配分拠点施設を設置する。

一時集積配分拠点施設については、道路の交通混乱を避け、被災地内の指定避難所等へ緊急物資を配送するための中継拠点としての役割を果たし、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの期間に限定して活用する。取り扱い物資については、食料、医薬品、生活必需品等の被災者支援のために緊急に必要とされる物資とする。

一時集積配分拠点における業務は次のとおりとする。

- (1) 一時集積及び分類
- (2) 指定避難所等の物資需要情報の集約
- (3) 配送先別の仕分け
- (4) 小型車両への積み替え、発送

9 災害救助法による基準

(1) 対象者

ア 住家が滅失（全焼、全壊、流失家屋をいう。）及び半失（半焼、半壊家屋をいう。）並びに床上浸水した世帯（床上浸水には、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものも含む。）

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した世帯

ウ 物資販売機構の混乱等により資力の有無にかかわらず家財を直ちに入手することができない状態にある世帯

(2) 世帯構成の調査報告

町本部は、「住家等一般被害調査表（様式25の2号）」による調査を終了したときは、速やかに「世帯構成員別被害状況（様式51号）」を作成し、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。なお、本報告に当たっては緊急を要するので文書の提出に先立って電話によって行う。

(3) 物資の支給の基準額

支給する物資は、り災者が一時的に急場をしのぐことができる程度のものとし、応急救助業務計画の基準の範囲内において、物資を現物により支給する。

(4) 物資支給の期間

災害発生の日から10日以内に各世帯に対して支給を完了するものとする。ただし、期限内に支給することができないと認めたときは、町本部は、期間内に速やかに県支部総務班を経由し、県本部健康福祉政策班に期間延長の要請をする。県本部健康福祉政策班は、要請を受け、あるいは県本部における確保輸送が不可能なときは、速やかに厚生労働大臣に期間延長の申請をし、その承認を待って必要最小限度の期間を延長することができる。

ア 延長する期間

イ 延長を要する地域

ウ 延長を要する理由

エ 延長を要する地域ごとの世帯数

(5) 物資の輸送

物資の輸送は、県本部健康福祉政策班が、直接町本部まで行うものとする。ただし、県本部長が確保場所まで引取りを指示したときは、町本部が、その場所で引継ぎを受け輸送する。

ア 輸送に当たっての荷造りは、市町村ごとに行い授受を便利にすること。

イ 県内の輸送は、原則として自動車輸送とすること。

ウ 自動車輸送に当たっては、責任者が同乗し輸送の的確を期すること。

エ 引継に当たっては、「救助用物資引継書（様式15号）」を作成し、授受の関係を明確に記録しておくこと。

(6) その他事務手続

町本部は、物資支給についての責任者を定め、さらに直接の支給場所には各物資別に職員を配し、適確な配分を期するとともに物資の保管及び配分の状況を「救助日報（様式3号）」により毎日県支部総務班を経由して県本部に報告し、次の諸記録を作成、整備保管しておくものとする。

ア 救助用物資引継書（様式15号）

イ 救助用物資割当台帳（様式50号）

ウ 救助実施記録日計票（様式18号）

エ 物資の給与状況（様式52号）

オ 救助の種目別物資受払状況（様式19号）

第8項 要配慮者対策

1 方針

災害発生時、要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。また、要配慮者、特に避難行動要支援者の単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあるため極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細やかな施策を行う。

2 在宅の要配慮者対策

町及び県は、要配慮者を支援するため、できるだけきめ細やかな対策を講ずる。

- (1) 要配慮者が必要とする支援内容の把握（時系列で）
- (2) 要配慮者のニーズに応じた救援、救護
 - ア 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供
 - イ 要配慮者用資機材（車イス、障がい者用トイレ、ベビーベッド等）の提供
 - ウ ボランティア等生活支援のための人材の確保及び派遣
 - エ 情報提供
 - オ 人工透析及び難病患者等への医療の確保など
- (3) 指定避難所での要配慮者への配慮
- (4) 要配慮者向け相談所の開設
- (5) 二次指定避難所としての社会福祉施設の活用検討
- (6) 要配慮者向け仮設住宅の提供、優先入居

3 町の対策

- (1) 町は、要配慮者であって、特に避難行動要支援者名簿に掲載されている者について地図等を利用するなどして居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。

また、発災時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効率的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に、指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

- (2) 避難行動要支援者を発見した場合は、
 - ア 指定避難所への移動
 - イ 施設緊急入所等の緊急措置
 - ウ 居宅での生活が可能な場合には在宅保健福祉サービスのニーズの把握等を実施する。

4 避難支援等関係者の連携

町は、避難支援等関係者と連携して、予め定めた避難計画に従い、自主防災組織が避難行動要支援者とともに避難するよう配慮する。

5 自主防災組織等の対策

自主防災組織等は、地域の避難行動要支援者の避難誘導について、予め定めた避難計画に従い、避難行動要支援者班を中心に地域ぐるみで協力支援する。

6 社会福祉施設の対策

社会福祉施設においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

(1) 入所者の保護

ア 迅速な避難

災害の程度、種別等に応じた避難場所を選定しておき、予め定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ 臨時休園等の措置

保育園にあつては、保育を継続することにより乳児・幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児・幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。

また、児童館、児童センター、障がい者支援施設等の通所施設についても、保育園に準じた措置をとる。

その他の社会福祉施設にあつては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関の応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、町本部、県支部総務班に連絡又は要請する。

エ 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、町等の協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

オ 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、町本部、県支部総務班に連絡しその応援を要請する。

カ 食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図る。

確保できない時は、不足が予想される物資の内容や程度について町本部、県支部総務班に連絡しその支援を要請する。

キ 健康管理、メンタルケア

入所者はもちろん職員等の健康管理（特にメンタルケア）に、十分配慮する。

(2) 被災者の受入れ（二次指定避難所）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等支援の必要性の高い者を優先する。

7 災害時における要保護児童対策

町は、次の方法等により被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見及び保護を行う。

- (1) 指定避難所の管理者・リーダーを通じ、指定避難所における乳幼児の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について児童相談センターに対し通報がなされるようにする。
- (2) 保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受入れの可能性を探るとともに養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (3) 保護者が災害復旧事業に従事する等により、保育に欠ける乳幼児に対して、町は保育園に入園させ保育するものとする。

8 外国人対策

- (1) 各種通訳の実施

通訳が必要となる場合町は、通訳ボランティアの派遣を県に要請する。

- (2) 正確な情報の伝達

町及び県は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通じた正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、指定避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努める。

第9項 帰宅困難者対策

1 方針

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、指定避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

2 住民、事業所等の啓発

町及び県は、町の区域において、公共機関が運行を停止し、帰宅困難者が発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。また、各種手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努める。

3 避難所対策、救援対策

町は、帰宅途中で救援が必要になった人、指定避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

4 徒歩帰宅困難者への情報提供

町及び県は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

第10項 応急住宅対策

活 動 の ポ イ ン ト	
1	用地の選定 (1)公共用地を優先、(2)飲料水等の入手、衛生環境、交通の便、学校との距離等を考慮
2	建設資機材及び業者の確保
3	要配慮者の優先入居等に配慮
4	災害救助法が適用された場合又は町のみでは行うことが困難な場合は、県支部総務班に応援を要請

1 計画の方針

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修繕又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

ただし、災害発生直後における住宅の対策については、本章第6節第4項「避難計画」の定める指定避難所の開設及び収容によるものとする。

2 実施担当者

町本部における住宅の対策は、次の区分で分担するものとする。

(1) 応急住宅対策

建設班が関係部と協議して行う。

(2) 仮設住宅の建設

建設班が行う。ただし、町本部において仮設住宅を建設する場合にあっては、建設班の要請によりまちづくり班が協力する。

(3) 住宅の応急修理

建設班が行う。ただし、町本部において修理を行う場合にあっては、建設班の要請によりまちづくり班が協力する。

(4) 障害物の除去

消防部が行うが、団員が不足する時は、他班、奉仕労力の応援を得て、防疫、清掃と併せ一括実施する。

3 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなったり災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。

対 象 種 別		内 容
住 宅 の 確 保	1 自力確保	(1)自 費 建 設 り災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2)既 存 建 物 の 改 造 被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3)借 用 親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存公営施設収容	(1)公 営 住 宅 入 居 既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2)社 会 福 祉 施 設 へ の 入 所 老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫資金融資	災 害 復 興 住 宅 融 資 自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。

住宅の修繕	4 公営住宅建設	(1)災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2)一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
	5 災害救助法による仮設住宅建設供与		生活能力が低い世帯のため町が仮設の住宅を建設する。
	1 自費修繕		り災者が自力(自費)で修繕する。
	2 資金融資	(1)国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。
		(2)その他公費融資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のため市町村が応急的に修繕する。
障害物の除去等	4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。
	1 自費除去		り災者が自力(自費)で除去する。
	2 除去費等の融資		自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために市町村が除去する。
	4 生活保護法による除去		保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

- (注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 住宅の確保のうち3の融資、4の建設及び5の供与は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
- 3 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいうものである。

4 実施体制

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、原則として町長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、町長が行うものとする。町及び県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕について、業界団体に協力を求めて実施する。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備する。

町は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施する。

5 住宅対策等の調査報告

建設班は、関係各班と協力して、次の方法により総合及び各種対策を講ずる。

(1) 住宅復興方針の決定

住宅復興及び住宅に関する応急対策の基本方針は、総合的な災害復興計画の中で審議する必要があるため、町の本部員会議に諮って決定する。

(2) 希望調査

り災者に対し住宅に関する諸制度及びその内容を徹底するため、建設班は住宅対策の種別及びその概略を伝える説明会を開催し、あるいは必要に応じて相談所を開設するとともに各制度別の希望世帯をとりまとめる。

- ア 公営住宅入居希望者
- イ 国庫資金借入希望者
- ウ 生活融資資金借入希望者
- エ 母子福祉資金借入希望者
- オ 寡婦福祉資金借入希望者
- カ 社会福祉施設入居希望者
- キ 仮設住居入居対象者
- ク 住宅応急修理対象者
- ケ 障害物除去対象者

(3) 調査の留意点

調査に当たっては、次の点に留意をして行うものとする。

- ア 制度種別が極めて多くかつその内容がそれぞれ相当に異なるので、り災者に対して十分にその内容を徹底する必要があること。
- イ 建設あるいは融資等の時期が異なるため、本調査後相当の変更希望が予想されるが、直ちに着手する災害救助法による制度については、特に正確を期するように努めること。
- ウ 各制度別重複計上を避けることにこだわり、本人の第1希望のみによって計上することなく、その世帯条件等も十分考慮して適切な種別を希望できるよう指導すること。
- エ 各制度種別のうち次の制度間については、重複して差し支えないこと。
 - (ア) 応急仮設住宅と各種公営住宅
 - (イ) 応急仮設住宅と各種資金融資
 - (ウ) 住宅の応急修理と各種資金融資
 - (エ) 障害物の除去と各種資金融資
- オ 各制度別の調査方法は、本計画及び県計画第3章第24節「応急住宅対策」の定めるところによること。

(4) 仮設住宅建設予定世帯等の選定

建設班は、仮設住宅の建設及び住宅の応急修理並びに障害物の除去を希望する世帯をとりまとめ、該地域の民生委員及び自治会長の意見を参考にして、その予定者を選定し順位を決めるものとする。

(5) 対策の決定

住宅対策のうち特に次の対策は、本部員会議に諮って決定するものとするが、災害復興住宅建設補修資金の債務保証については、町議会の議決を得るものとする。

- ア 総合住宅対策の樹立
- イ 応急仮設住宅建設予定世帯の選定
- ウ 住宅応急修理予定世帯の選定
- エ 障害物除去予定世帯の選定
- オ 公営住宅及び仮設住宅建設予定地の選定
- カ 災害復興住宅建設補修資金の債務保証の可否

(6) 報告

建設班は、住宅対策が決定したときは、「住宅総合災害対策報告書（様式53号）」により県支部総務班を経由して、県本部健康福祉政策班に報告するものとする。報告は、災害発生後5日以内に行うものとする。

6 応急仮設住宅の建設及び入居

町は、災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。設置場所については、町において決定するものとする。

なお、町及び県は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を確保しておくものとする。

建設及び入居等については、次の方法による。

(1) 実施者

仮設住宅の建設は、町本部が直接又は建設業者に請負わせて実施する。ただし、町本部において実施できないときは、次の方法により応援を得て実施する。

ア 町本部は、県支部総務班に仮設住宅建設の応援を要請する。

イ 町本部は、仮設住宅建設の予定場所を選定し、「応急仮設住宅入居該当世帯調（様式54号）」に略図（適宜No等を付し、入居該当者調と対照できるようにする。）を添えて県支部総務班に提出するものとする。敷地の選定に当たっては、できる限り集团的に建築できる公共地等から優先して選ぶものとする。

なお、選定した敷地については、契約期間3箇月以上の土地貸借契約書又は貸与承諾書を作成又は徴して保管し、その「写し」を県本部健康福祉政策班に提出する。

(2) 対象者及び入居予定者の選定

町本部は、次の各条件に適合する対象者のうちから入居予定者を選定し、前記「応急仮設住宅入居該当世帯調」により災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

ア 住家が滅失（全焼、全壊又は流失）した世帯であること。

イ 居住する仮住宅がなく又は借家等の借上げもできない世帯であること。

ウ 生活程度が低く、自己の資力では、住宅を確保することができない世帯であること。

選定に当たっては、民生委員その他関係者の意見を聴き生活能力が低く、かつ、住宅に必要な度の高い世帯から順次建設戸数の範囲内において選定するものとし、高齢者、障がい者の優先的入居に配慮するものとする。なお、必要に応じ適宜補欠も選定しておくものとする。

(3) 建設基準

ア 面積の程度 29.7㎡以内

イ 費用の限度（整地費、附帯工事費、事務費等を含む。）は、岐阜県災害救助法施行細則（昭和35年岐阜県規則第67号）（資料編に掲載）に定める額の範囲内とする。

ウ 必要に応じ、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置に努めるものとする。

（注）面積に応じ建設費の限度額をやむを得ない事由で超過させる必要があるときは、町本部は県本部健康福祉政策班に連絡する。

(4) 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとする。なお、20日以内に着工できないときは、県本部健康福祉政策班に、その理由を付して厚生労働大臣あて着工期間延長の協議をし、その同意を得て必要最少限度の期間を延長する。申請に当たっては次の事項を明示して行う。

- ア 延長を要する期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由
- エ 期間の延長を要する地域ごとの設置戸数
- オ その他

(5) 建設資材及び用地の確保

ア 建設資材

建設のための資材は、原則として請負業者が確保するが、災害時における混乱等により確保することができないときは、県本部（商工労働部及び林政部その他の機関）が確保についてのあっせんを行い又は確保して資材を供給するものとする。

イ 用地

町は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性を配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を把握しておくものとする。

(6) 応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

ア 家賃及び維持管理

- (ア) 家賃は、無料とする。
- (イ) 維持補修は、入居者において負担する。
- (ウ) 地料を必要とするときは、入居者の負担とする。
- (エ) 維持補修に当たって原形が変更される場合は、町に届出で実施するものとする。町長は、承認に当たっては県の意見に従って承認するものとする。

イ 入居台帳の作成

町本部は、入居予定者が仮設住宅に入居したときは「応急仮設住宅入居者台帳（様式54の2号）」を作成し、入居誓約書とともに整備保管しておくものとする。なお、町本部は、前記入居者台帳を作成したときは、その写しを県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に提出する。

ウ 貸与期間その他

町本部は、り災者を応急仮設住宅へ入居させるに当たっては、応急仮設住宅の趣旨をよく説明し、貸与期間が2年間であること等も指示し、「災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書（様式54の3号）」を徴する。

(7) 着工及び竣工届

町本部は、着工報告及び竣工報告（写真添付）を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に提出する。

(8) 備付帳簿等

応急仮設住宅建設に関し、次の諸記録を作成し、警備保管しておく。

- ア 応急仮設住宅入居者台帳（様式54の2号）及び災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書（様式54の3号）
- イ 応急仮設住宅入居該当世帯調（様式54号）及び入居該当者選考関係書類
- ウ 建設請負契約関係書類及び敷地貸借契約関係書類
- エ 救助実施記録日計票（様式18号）
- オ 救助の種目別物資受払状況（様式19号）

7 要配慮者への配慮

町は、応急仮設住宅への入居については、要配慮者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮する。

8 住宅の応急修繕

災害により住宅が損壊し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、災害救助法により住宅の応急処理を行う。

修繕は、次の方法による。

(1) 実施者

住宅の応急修繕は、町本部が行うものとする。

(2) 修繕対象世帯の選定

町本部は、次の各条件に適合する対象者のうちから修繕予定者を選定し、「住宅応急修理該当世帯調（様式55号）」により災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策に報告する。

ア 災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない世帯であること。

イ 生活程度が低く自己の資力では、住宅の応急修繕を行うことができない世帯であること。選定に当たっては、民生委員その他関係者の意見を聴き、生活機能が低く、かつ、住宅の必要度の高い世帯から順次修理戸数の範囲内において選定するものとする。なお、必要に応じ適宜補欠世帯も選定しておくものとする。

(注) 住宅の修繕については、借家は家主が、社宅、寮については会社が、公舎、公営住宅については設置主体が行うものとするが、借家等で家主に修繕能力がなく、かつ、借家人にも修繕能力がないような場合は本救助の対象とする。

(3) 経理基準等

住宅の修繕箇所及び費用は、次の基準による。

ア 修繕箇所

応急修繕は、居室、炊事室、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。すなわち、個々の修繕部分については、日常生活に欠くことのできない緊急を要する破損箇所の応急修繕で、例えば、土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等のいかに問わないものである。

イ 費用の基準

1世帯当たりの費用（原材料費、労務費、輸送費、事務費等一切）は、岐阜県災害救助法施行細則（資料編に掲載）に定める額の範囲内とする。

(4) 修繕期間

災害発生の日から1箇月以内とする。ただし、1箇月以内に修理することができないと認められたときは、町本部は、県支部総務班に期間延長を要請し、県本部健康福祉政策班は、厚生労働大臣に期間延長の

協議をし、その同意を得て必要最少限度の期間を延長するものとする。期間延長の申請に当たっては、次の事項を明記して行う。

- ア 延長を要する期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由
- エ 期間延長を要する地域の応急修理戸数
- オ その他

(5) 修繕資材の確保

住宅修繕のために必要な資材は原則として修繕を請け負った業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により業者において確保することができないときは、町本部は県支部を経由して県本部に要請し、県本部の商工労働部、林政部その他関係機関において、その確保についてのあつせんを行い又は確保して資材を供給するものとする。

(6) その他

町本部は、修繕についての着工報告及び竣工報告を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に提出するものとする。

(7) 備付帳簿等

住宅の応急修繕に関し、次の帳簿類を作成し、警備保管しておくものとする。

- ア 住宅応急修理該当世帯調（様式55号）
- イ 住宅応急修理記録簿（様式55の2号）
- ウ 修理請負契約関係書類
- エ 住宅応急修理該当者選考関係書類
- オ 救助実施記録日計票（様式18号）
- カ 救助の種目別物資受払状況（様式19号）

9 障害物の除去

災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対して災害救助法により次の方法で除去するものとする。

(1) 実施者

障害物の除去は、町本部が奉仕労力又は人夫を雇い上げ、機械器具を借り上げて直接実施し又は土木業者に請け負わせて実施する。ただし、町本部において実施できないときは、次の方法により応援を得て実施する。

ア 町本部は、県支部総務班に障害物除去の応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等にあっては相互応援協定に基づき、隣接市町村本部に直接応援の要請をする。

イ 応援の要請を受けた県支部総務班は、管内の隣接する市町村本部に応援の連絡調整をし、又は県支部において直接実施（業務請負を含む。）する。

ウ 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 応援を要する地域（作業場所）
- (イ) 障害物の除去を要する戸数及び状況
- (ウ) 応援を求める内訳（人員、機械、器具）
- (エ) 応援を求める期間
- (オ) その他

(2) 除去対象世帯の選定

町本部は、次の各条件に適合する対象者のうちから除去予定世帯を選定し、「障害物除去該当世帯調（様式56号）」により災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。

ア 住家が半壊又は床上浸水の被害を受け、土石、竹木等が住家又はその周辺に選ばれ日常生活に著しい障害を示している世帯であること。

イ 生活程度が低く自己の資力では、障害物を除去することのできない世帯であること。

ウ 老人世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯等で自力で除去することができない世帯であること。対象世帯の選定にあたっては、民生委員その他関係機関の意見を聴き、能力が低く、かつ、除去すべき障害物の条件の悪い世帯から順次除去対象数の範囲内において選定する。なお、必要に応じ、適宜補欠世帯も選定しておくものとする。

(3) 除去する基準等

障害物の除去に要する経費は、岐阜県災害救助法施行細則（資料編に掲載）に定める額の範囲内とする。ただし、同一住家（一戸）につき2以上の世帯が居住している場合は、一世帯あたりの限度額の範囲内とする。実施は、居室、便所、炊事場等について、人夫の雇上、器具の借上、除去のため輸送等被害の条件に適した方法によって行うものとするが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による清掃との関係を考慮し本章第6節第19項「清掃活動」に準じて実施する。

(4) 除去する期間

障害物を除去する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日以内に除去することができないと認められるときは期間内に町本部は、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に期間延長を要請する。県本部健康福祉政策班は、要請を受けその必要を認めたときは厚生労働大臣に期間延長の申請をし、その承認を受けて必要最少限度の期間を延長する。期間延長の協議、同意に当たっては次の事項を明示して行う。

- ア 延長を要する期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由
- エ 期間の延長を要する地域ごとの戸数
- オ その他

(5) 報告事務手続

町本部は、障害物の除去を実施したときは、その状況を毎日「救助日報（様式3号）」により県支部総

務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するとともに次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。

- ア 障害物除去該当世帯調（様式56号）
- イ 障害物除去記録簿（様式56の2号）
- ウ 除去工事その他関係書類
- エ 障害物除去対象生態選考関係書類
- オ 救助実施記録日計票（様式18号）
- カ 救助の種目別物資受払状況（様式19号）

10 低所得世帯数に対する住宅融資

町及び県は、低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯で災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して次の資金を融資する。

- ア 生活福祉資金の災害援護資金
- イ 母子福祉資金の住宅資金
- ウ 寡婦福祉資金の住宅資金
- エ 災害援護資金の貸付

各資金の貸付条件等は、本章第6節第14項「災害援護資金等貸与計画」の定めるところによる。

11 生活保護法による家屋修理

町及び県は、災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をする。

(1) 家屋修理費等

国が定める基準額の範囲内において必要最少限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

(2) 土砂等の除去費

家屋修理費の一環として(1)による基準の範囲内において土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び人夫賃等

12 社会福祉施設への入所

町は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者については、必要性の高い者から入所させるものとする。

町及び県は、被災者の避難状況等をかんがみ、他県等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させるものとする。

13 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第11項 医療・救護計画

活 動 の ポ イ ン ト
1 医療・助産の実施 (1) 現地救護所の開設 ⇨ 医療班の現地派遣 (2) 医療機関による実施 ⇨ 福祉事務所長の医療券の交付による診療 2 移送・収容 (1) 自動車 ⇨ 総務班へ要請 (2) ヘリコプター ⇨ 県、自衛隊へ出動要請 3 県、他市町村への応援要請（明示事項） (1) 医療班の派遣要請 ⇨ 救助実施場所、救助対象者及び医療機関の状況、実施方法及び程度等 (2) 医薬品、衛生材料 ⇨ 品名及び数量、送付場所、送付期限等 (3) 重傷病患者の移送救助要請 ⇨ 患者数及び傷病程度、希望施設名、移送の時期及び方法等 4 災害救助法による基準（本項9参照） 5 町内医療機関 本節末に定めるとおり

1 計画の方針

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護体制を確立する。なお、詳細は、岐阜県地震災害等医療救護計画による。

2 実施責任者

災害時において平常時の医療が不可能又は困難となったときの医療及び助産は、災害救助法を適用された場合の直接の実施は、同法に基づき町長（知事の補助執行者としての町長をいう。以下本節において同じ。）が、また同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間等は、町独自の応急対策として町長が実施するものとする。ただし、町本部限りで実施が不可能又は困難と認めたときは、県支部、県本部あるいは日本赤十字社及び岐阜県医師会その他がそれぞれの医療班を派遣する等の方法によって実施する。

町においては、具体的には福祉班が担当する。

（注） 災害時であっても、当該医療施設の管理者が平常の医療が可能又は一部が可能と判断したときは、可能な範囲の医療、助産は本計画によらず平常時の医療、助産の制度、方法によることができる。ただし、実施責任者から災害時医療実施の要請があったときは、この限りではない。

3 医療班の編成

被災現場等における応急医療等の実施のため、可児医師会及び可児歯科医師会との協定により、福祉班は現地に出勤を要請するものとする。

4 県等における医療班の編成

県及び日本赤十字社等においては、医療班を編成し、出動する。

5 救助対象者

医療及び助産の救助は、次の者に対して実施するものとする。

(1) 医療救助

- ア 医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにかかわらず災害のため医療の途を失った者
- イ 災害時における異状な状況のストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的な配慮の上から、これを医療救護の対象とする。

(2) 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で災害のため助産の途を失った者（死産、流産も含む。）

6 実施の方法

医療の実施は災害の条件によって一定できないが、おおむね次の方法によるものとする。

(1) 町の医療救護活動

町は、救護所を設置するとともに医療救護班を派遣し、災害の程度に即した救護活動を行う。災害の程度により必要と認めたときは、県に応援を要請するものとする。

(2) 医療救護班の派遣による方法

被災現地において医療の必要があるときは、福祉班は、医療救護班を現地に派遣して実施する。

医療救護班は、現地（指定避難所又は災害現地）の近くの適当な施設を利用して診療に当たるものとするが、適当な施設がない場合にあっては天幕等により野外に現地救護所を開設する。なお、医療救護班の活動は、原則として災害発生後1日～2日間とし、長期間に及ぶときは、県支部保健班に派遣を要請する。

(3) 医療機関による方法

被災地又は隣接地域の医療機関（医療施設）によって救助することが適当なときは、福祉班は、医療機関の代表者と協議して平常時の取扱いに準じて実施する。この場合、患者は医療機関に医療券を提示して診療を受ける。

(注) 1 医療機関中には、はり、あんま、きゅう師を含むものとする。

2 医療券は、町長の要請に基づき県事務所長が、生活保護法による医療券に「災害」と朱書して直接救助対象者に発するものとする。

なお、町長は県事務所長に医療券の発行を要請するいとまのないときは、連絡票（診察依頼書）を発行し、「災害」と朱書して直接救助対象者に交付するとともに、その旨を県事務所に連絡するものとする。

(4) 医療等関係機関による方法

ア 日本赤十字社岐阜県支部

県の要請に基づき、医療救護班を派遣し、救護活動を行う。医療救護班の業務内容は、災害救助法による救助委託協定書の定めるところによるものとする。

イ 岐阜県医師会

医療救護班の派遣に協力するとともに、日本医師会が派遣する J M A T の調整を行う。

ウ 岐阜県病院協会

医療救護班等の派遣に協力する。

エ 岐阜県歯科医師会

医療救護班の派遣に協力する

オ 岐阜県精神科病院協会

心のケアチームの派遣に協力する。

カ 岐阜県薬剤師会

医療救護班の派遣に協力するとともに、救護所、指定避難所等への薬剤師の派遣に協力する。

キ 岐阜県製薬協会、岐阜県医薬品卸協同組合、一般社団法人日本産業・医療ガス協会医薬品、東海歯科用品商協同組合岐阜県支部

医療資機材の調達に協力する。

(5) 医療救護活動の原則

医療救護活動は、県との調整のもと、救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施する。

なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくため、それに対応した医療救護活動を行う。

(6) 移送、収容

ア 医療を要するものの状態が重傷病で施設（病院）へ収容する必要があるときは、医療救護班、医療機関又は発見者は福祉班に通知、協議し、町内医療機関又は近隣市町村の医療機関に搬送、収容するものとする。

イ 消防機関の救急車両が確保できない場合など、患者の移送に当たって自動車等を必要とするときは、移送をしようとする者は、直ちに総務班に対して車両等の確保を要請する。

ウ 道路の損壊等の場合、遠隔地への搬送を必要とする場合、または早急に医療を施さなければならぬ場合で、空中輸送を必要とするときは、県支部総務班に県防災ヘリコプター及び自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。

(7) トリアージ実施

医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じトリアージを実施し、効率的な活動に努めるものとする。

(8) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

町、県は、必要に応じて医療関係機関又は国非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行う。

その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣に係る調整及び活動場所（医療機関、救護所など）の確保は、県が行う。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行う。

(9) 後方医療活動の要請

ア 広域後方医療活動の要請

町、県は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行う。

イ 広域搬送拠点の確保、運用

町及び県は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行う。

なお、町内が被災しなかった場合には、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、広域搬送拠点から、非被災地方公共団体内の医療機関までの重症者等の輸送を実施する。

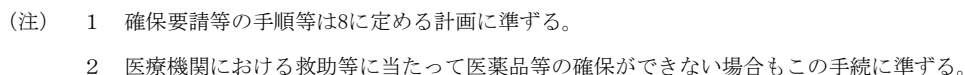
(1) 基本方針

町、県及び岐阜県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）は、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器及び血液の確保を図るものとする。

医療救護班が行う医療及び助産救助のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、医療救護班を編成する医療関係者（医療機関）の手持品を繰り替え使用し、後日それを補てんし、又は代価を支払うものとする。ただし、手持品がなく、又は不足した場合は薬店より調達し、なお確保不可能又は困難なときは、福祉班は県支部保健班に報告し確保する。

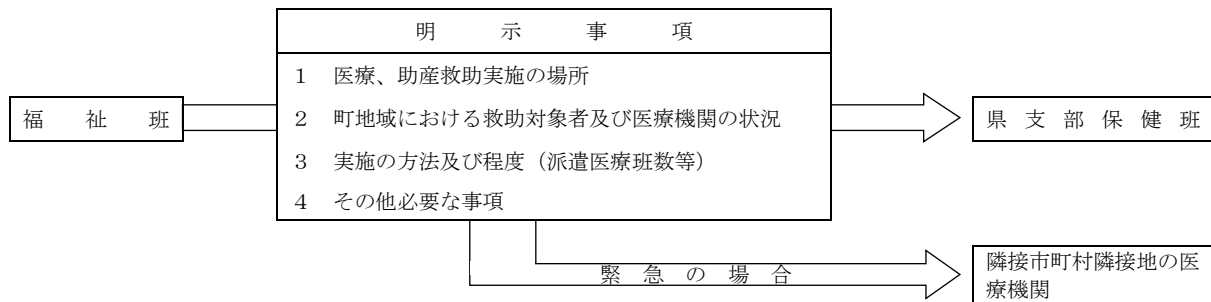
町は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具については、調達計画に基づき様式57号により調達する。ただし、不足が生じるときには、県及び関係機関に応援を要請する。

具体的な方法は、次のとおりとする。



福祉班は町本部において医療等救助の実施が不可能又は困難なとき、あるいは医薬品等の確保ができないときは、次の方法によって応援あっせん等の要請をするものとする。

- (1) 福祉班は、県支部保健班に要請する。ただし、緊急を要する場合でそれが困難なときは隣接市町村の市町村本部又は医療機関に対して応援の要請をするものとする。



- (2) 医薬品、衛生材料確保あっせんの要請は、次の事項を明示して行う。
- ア 品名（規格）数量
 - イ 送付場所
 - ウ 送付期限
 - エ その他必要な事項
- (3) 重傷病患者の他地区病院等へ移送救助を要請する場合は、次の事項を明示して行う。
- ア 患者数及び傷病程度の概要
 - イ 希望施設名
 - ウ 移送の時期、方法
 - エ その他必要な事項

9 災害救助法による基準

災害救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と程度は、おおむね次の基準によるものとする。

- (1) 医療の範囲
- ア 診療
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他の治療及び施術
 - エ 病院又は診療所への収容
 - オ 看護
- (2) 助産の範囲
- ア 分べんの介助
 - イ 分べん前及び分べん後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (3) 程度

医療、助産救助の程度は、生活保護法による医療、助産保護に定める程度のものとする。

(4) 期間

- ア 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内
- イ 助産救助の実施は、分べんの日から7日以内（災害の発生前後7日以内に分べんしたもの）
- ウ 前記ア、イの期間で救助を打ち切ることができないときは、町本部は県支部保健班（総務班と連絡）、県本部医療整備班經由県本部健康福祉政策班に実施期間延長の要請、連絡をするものとする。
- エ 県本部健康福祉政策班は救助期間を打ち切ることが困難と認めたときは厚生労働大臣（社会・援護局総務課）に対して期間の延長を申請し、その承認を待って延長するものとする。
- オ 期間延長の要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。
 - (ア) 延長を要する期間
 - (イ) 期間延長を要する地域
 - (ウ) 期間延長を要する理由
 - (エ) 救助を要する理由
 - (オ) その他

(5) 費用の基準

- ア 医療救護班の費用
 - (ア) 救助費 使用した薬剤、治療材料及び医療器具消耗破損の実費（医療班が使用し、あるいは患者移送に要した借上料、燃料等は輸送費として別途に扱う。）
 - (イ) 事務費 医療班員の派遣旅費
- イ 日本赤十字社救護班の費用
 - 要した経費の実費（災害救助法第34条に基づく。）
- ウ 医療機関による費用
 - 国民健康保険の診療報酬の例による額以内（生活保護法医療扶助の基準）
- エ 助産の費用
 - 産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費等の実費、また助産師による場合は、当該地域における慣行料金の8割以内の額

(6) 費用の請求

医療救護班費用の請求は、様式58号により、また医療機関費用の請求（助産を含む。）は、医療券（生活保護法による医療券に「災害」と朱書）に所要事項を記載し、関係機関を経由して県本部健康福祉政策班に提出する。

10 医療機関における対策

町内医療機関においては、次の対策をたてるとともに災害時の応急措置を実施するものとする。

(1) 患者の避難及び誘導移送

患者の条件（重軽傷の別、精神患者）等を考慮した避難順序及び予定場所等を決定する。移送に当たってはできる限り看護師等が付添うものとし、特に自動車を使用する場合は堅固な覆、毛布等を準備し看護師が応急カバンを携帯して同乗する。

(2) 応急治療

指定避難所において応急治療を実施する。施設その他の被害により治療できないときは、町本部等に連絡して適宜の処置を行うものとする。

(3) 転送

施設の被害が甚大なため等により継続診療が長期間見込みがないときは、他の適当な施設に転送するよ

うにするものとする。適当な施設がないときは町本部その他関係機関にそのあっせん等を要請するものとする。

(4) 給食

患者給食は、できる限り収容機関において実施するものとする。ただし、施設の被害その他により不可能なときは、福祉班等が実施する被災者の炊き出し給付を受ける等応急的な給食を実施するものとする。

(5) 災害救助法患者の切替

災害救助法により医療給付されている患者については、法定期間経過後は打切となるので保険制度等への切替指導を行うものとする。

(6) 救急病院の責務

救急病院は、常に消防機関と連絡を密にし、被災者（負傷者）の収容診断に万全を期するものとする。

(7) その他

各施設は地域環境その他の条件を考慮して実情に即した対策の樹立と実施に当たるものとする。

11 保険制度等への切替

医療及び助産の救助は、原則的には14日以内で打ち切れ、平常時の医療機構にもどるものとする。従って次の各制度を所管する関係機関は、継続診療を要する者について速やかにこれらの制度の医療給付に切り替えるよう適用の決定、保険証の再交付等に努めるものとする。

国 民 健 康 保 険	町
健 康 保 険	社会保険事務所
日 傭 労 働 者 健 康 保 険	社会保険事務所
労 働 者 災 害 保 険	労働局
生 活 保 護	県事務所福祉課
児 童 福 祉	施設経営者
身 体 障 害 者 福 祉	県事務所福祉課
戦 傷 者 戦 没 者 遺 族 援 護	県事務所福祉課
未 帰 還 者 留 守 家 族 支 援	県健康福祉政策課
結 核 予 防	中濃保健所
精 神 衛 生	中濃保健所
医 療 費 融 資	町社会福祉協議会

12 診療記録

医療班が出動し、救助に従事したときは、次の記録を作成し、福祉班に提出するものとする。

- (1) 医療班出動編成表（様式58の2号）
- (2) 医療救護活動報告書（様式58の3号）
- (3) 医療班医薬品衛生材料使用記録（様式58の4号）
- (4) 病院診療所医療実施状況（様式59号）
- (5) 助産台帳（様式60号）
- (6) 救助実施記録日計票（様式18号）及び救助の種目別物資受払状況（様式19号）

第12項 救助活動

活 動 の ポ イ ン ト
1 住民による初期救出
2 救出作業は総務班、消防部及び消防本部が連携して実施
3 救出に必要な資機材 ⇨ 現地等において確保（借上げ）
4 必要により県、自衛隊等への応援要請

1 計画の方針

町及び警察は、災害発生により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に収容するものとするが、救助活動の実施が困難な場合、速やかに他機関に応援を要請する。

2 実施担当者

町本部における救出は、消防部が当たるものとするが、実施に当たっては消防本部及び警察機関と連絡を密にし相互協力して行うものとする。ただし、町本部において実施できないときは、県本部又は県支部若しくは隣接市町村本部に応援を要請する。

3 救出の対象者

り災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。なお、本救出は、災害にかかった原因の種別あるいは住家の被害とは関係なく必要に応じて実施する。

- (1) 災害のため、次のような生命身体が危険な状態にある者
 - ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
 - ウ がけ崩れ等により生き埋めになったような場合
 - エ 登山者が多数遭難したような場合（一般的には登山者が遭難した場合は、原則として山岳クラブ等の団体が実施するもので町本部が協力する。）
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者

4 発見者の通報

救出を要する状態にある者を発見した者は、直ちに救出に当たるとともに独自で救出できない場合にあっては、町本部（消防部又はその所属班員）及び消防本部又は警察官に通報しなければならない。

5 救助活動

町及び警察は、緊密な連携のもとに速やかに救出作業を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。

なお、作業は、必要に応じ機械、器具を借り上げ、岐阜県防災ヘリコプター応援協定に基づき、防災ヘリコプターを要請するなど実情に即した方法により速やかに行うものとする。

6 救出の方法

- (1) 町本部における救出作業は総務班、消防部及び消防本部がその対策をたて、作業は消防部長又はその代

理者が指揮するものとする。

- (2) 救出の具体的な方法は、災害条件によってそれぞれ異なるが、救出に必要な労力（活動組織）あるいは機械器具等の確保は、次による。

ア 活動組織等

救出作業は消防部員を動員して行うものとするが、不足するときはその場に居合わせる活動可能な者の協力を得るものとする。なお、さらに不足し、あるいは特殊技術を必要とする作業のため技術者を要する場合は、救出指揮者は町本部にその旨連絡し応援を得るものとする。連絡を受けた部は、総務班と協議し、町本部職員あるいは奉仕団員を動員派遣し、若しくは技術者を動員（雇上げ）する。

イ 救出用資機材等

救出に必要なとする機械器具及び資材は、現地等において確保（借上げ）するものとするが、確保できないときは、現地指揮者は町本部に連絡し関係各班（自動車等にあつては総務班、建築用資機材にあつては建設班）と協議して確保する。

ウ 県防災ヘリコプターの要請

ヘリコプターによる空中輸送が必要な場合は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県防災ヘリコプターを要請する等実情に即した方法により速やかに行う。

7 応援の要請

町は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村、県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町（可茂消防事務組合を含む。）は、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援を行う。

また、緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の町長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

8 災害救助法による基準

災害救助法に基づき災害救助の実施基準その他は、次のとおりである。

(1) 費用の範囲

救出のため支出する費用は、おおむね次の範囲とする。

ア 借上費

救出に必要な機械器具の実際に使用した期間分の借上費

イ 修繕費

救出のため使用した機械器具の修繕代

ウ 燃料費

機械器具の使用に必要なガソリン代、石油代あるいは救助実施のため必要な照明用の灯油代金等

(2) 救出期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害発生の日から4日以上経過してもまだ救出を要するものが生じ、災害救助法による救出の必要があるときは、町本部は、法定の救出期間内に県支部総務班を經由して県本部健康福祉政策班に期間延長の要請をする。なお、延長の要請に当たっては、次の事項を明示する。

- ア 延長を要する予定期間
- イ 延長を要する地域
- ウ 延長を要する理由又はその状況
- エ 救出を要する人数

(3) 事務手続

町本部は、救出に関し、次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。なお、町本部は救出期間中は、その状況を毎日「救助日報（様式3号）」により、県支部総務班経由県本部健康福祉政策班に電話等によって報告する。

- ア 救助実施記録日計票（様式18号）
- イ り災者救出状況記録簿（様式61号）
- ウ 救助の種目別物資受払状況（様式19号）

第13項 学用品等支給計画

活 動 の ポ イ ン ト
1 実施事項 (1) り災児童生徒等の調査報告 (2) 教科書等の確保 (3) 学用品等の割当 (4) 物品の直接支給 2 災害救助法による学用品の支給期間 (1) 教科書：災害発生の日から1箇月以内 (2) 文房具・通学用品等：災害発生の日から15日以内 3 教科書及び文房具の調達、輸送 ⇨ 県本部からの指示条件、各学校の意見により調達

1 計画の方針

災害により住家の被害を受け、学用品を滅失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等の生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給し、教育活動の確保に努めるものとする。

2 実施担当者

町本部における教材、学用品の調達、支給は、災害救助法適用時にあつては福祉班の要請に基づいて次の区分で分担して実施するものとする。なお、災害救助法が適用されない災害時の教科書のあつせんは、学校教育班又は各小・中学校が実施する。

区 分	担 当 班	摘 要
被災児童、生徒の調査	各小・中・高等学校	取りまとめ及び県支部への報告は学校教育班
被災教科書の調査報告	各小・中・高等学校	〃
教科書及び文房具の調達	学校教育班	県本部 ただし、県本部が指示したときは、県支部又は町本部
調達物資の輸送	学校教育班	県本部が町本部まで輸送
教科書及び文房具の配給	学校教育班	

3 支給の種別

学用品等の支給又はあつせんは、災害の程度によって次の種別に区分して扱うものとする。

(1) 災害救助法による学用品支給条件

災害救助法による教科書、文房具等学用品の費用の基準等の条件は、次によるものとする。

ア 支給対象者

学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を亡失し、又はき損したため就学上支障のある小学校の児童（特別支援学校の小学部の児童を含む。）、中学校の生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援諸学校の中学部の生徒を含む。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対して行う。

注1 支給対象者は、町本部におけるり災者台帳に登載されている児童生徒等であること。

注2 災害救助法が適用されなかったとき、及び住家の被害が対象基準に達しなかった者には、教科書についてののみあつせんされる。

イ 費用の基準

(7) 教科書代

a 小学校の児童及び中学校の生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材を支給するための実費

b 高等学校等の生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(4) 文房具及び通学用品等

小学校児童

中学校生徒

高等学校等生徒

岐阜県災害救助法施行細則（資料編に掲載）に定める額の範囲内とする。

ウ 支給期間

(7) 教科書は災害発生の日から1箇月以内

(4) 文房具及び通学用品等は、災害発生の日から15日以内。ただし、期間内に支給することが困難なときは、町本部は、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に期間の延長を要請する。要請に当たっては次の事項を明示して行うものとする。

a 延長の見込期間

b 期間延長を要する地域

c 期間延長を要する理由

d 延長を要する地域ごとの児童生徒等数

e その他

(2) 災害救助法適用災害時で住家が規定被害に達しなかった場合のあつせん

災害救助法は適用されたが、教科書等を失った児童生徒等の属する世帯の被害が床上浸水又は半壊に達しない場合の経費は、本人の負担とする。調達については災害救助法適用分と併せて調達する。

(3) 近隣市町村に災害救助法が適用された場合のあつせん

同一時の災害において近隣市町村に災害救助法が適用されたが、町においては適用を受けなかった場合で、教科書をその災害のため失ったものがあり、支給の必要があるときは前項に準じ、一括あつせんする。

(4) その他の場合のあつせん

災害救助法の適用を受けない程度の災害時にあつては、平常時におけるあつせんの方法による。

4 リ災児童、生徒及び教科書等被災状況の調査、報告

福祉班は、災害が発生し、学用品等の支給の必要があると認めたときは、学校教育班、各小・中・高等学校等に調査、報告を要請するものとする。調査、報告の方法等は、次のとおりである。

区 分	調 査、 報 告 の 方 法	各小・中学校における期限	各小・中・高等学校等から学校教育班へ提出期限	学校教育班から県支部への提出期限
り災児童、生徒等の調査	災害終了後速やかに児童、生徒（又は保護者）について被災児童生徒名簿（様式62号）を作成する。なお、本名簿には、住家の被害がなくても教科書を失った者については、調査作成する。	2日以内	—	—
被災教科書等調査集計	被災児童生徒名簿により被災教科書等を調査集計し、被災教科書一覧表を作成する。	3日以内	—	—
被災教科書等の報告	被災教科書報告書（様式63号）を作成し、提出する。	—	3日以内	5日以内 （3部）

（注） 1 災害救助法が適用されない災害時にあつては、各小・中・高等学校等において適宜に実施する。

2 県支部に対する報告に当たっては、学校教育班は各小・中・高等学校等校長と合議する。

5 教科書及び文房具の調達、輸送

教科書及び文房具の輸送は、県本部で行うが、災害救助法が適用されない場合及び災害救助法による学用品等の確保を県本部から指示されたときは、福祉班は学校教育班と協議し、町地域又は近隣市町村において確保するものとする。なお、町本部において調達する場合の学用品等の種別は、県本部からの指示条件に従い、おおむね次のとおりとするが、各学校の意見を聴き、できるだけ必要なものを調達するものとする。

（1）教科書

被災教科書の報告数に基づき調達する。

（2）文房具（ノート、鉛筆、用紙、定規、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、下敷等（町教育委員会で承認した学用品を含む。））

災害救助法適用時のみ調達する。

（3）通学用品（雨具、カバン、履物等）

災害救助法適用時にのみ調達する。なお、物資輸送に当たっての授受は、「学用品引継書（様式64号）」によって記録を残すものとする。

注 教科書の輸送は、販売取扱店から直接町本部へ送付することがある。この場合は、納品書を県本部健康福祉政策班に提出するものとする。

6 学用品の割当及び配分

県本部の指示により、学校教育班において学用品の調達輸送を承知したときは、次の方法により児童、生徒別に割当てをし、支給するものとする。

（1）割当て

学校教育班、各小・中学校は、県本部からの学用品支給基準（1人当たりの量）の通知を受けたときは、速やかに各児童、生徒別に「学用品の給与状況（様式64の2号）」により割当てをするものとする。

（2）支給

学校教育班、各小・中学校長は、受領書と引換えに学用品を各児童、生徒に支給するものとする。なお、り災児童、生徒が縁故地に避難していて支給できないときは、学校教育班又は各小・中学校において

保管し、本人の登校を待って支給するものとする。

(3) 剰余物資の保管

学用品等を指示基準に従って配分した場合に剰余物資があったときは、県本部に対してその旨を報告するとともに、県本部からの指示があるまで厳重に保管しておくものとする。

7 その他の事務手続

学校教育班及び各小・中・高等学校等校長は、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに学用品の保管、配給の状況を毎日救助日報（様式3号）により各小・中・高等学校等は学校教育班へ、学校教育班は県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班報告する。また、救助終了後は福祉班に引き継ぐものとする。

- (1) 被災児童生徒名簿（様式62号）
- (2) 被災教科書報告書（様式63号）
- (3) 学用品引継書（様式64号）
- (4) 学用品の給与状況（様式64の2号）
- (5) 救助実施記録日計票（様式18号）
- (6) 救助の種目別物資受払状況（様式19号）

第14項 災害援護資金等貸与計画

1 計画の方針

り災者のうち生活困窮者等に対する事業資金その他少額融資は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第21号）の規定によるほか、本計画の定めるところによるものとする。

2 実施担当者

町本部における災害援護資金等の融資希望世帯の調査（選考）とりまとめは、福祉班が民生委員等の協力を得て行うものとする。

3 資金の種別

災害により被害を受けた生活困窮世帯等に対する資金の種別は、次のとおりである。

- (1) 災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金
- (3) 母子福祉資金
- (4) 寡婦福祉資金
- (5) その他一般資金

災害の規模その他により、り災者用として前記資金の融資を受けられないとき、又は前記以外の一般融資を希望する世帯に対して、次の一般資金を融資する。

- ア 特別給付金国庫債券担保貸付金
- イ 恩給担保貸付金
- ウ 特別弔慰金国庫債券担保貸付金

4 貸付条件等の概略

各資金別の貸付その他の条件等の概略は、次のとおりである。ただし、その他一般資金については、恩給担保貸付金等一般資金の条件による。

区 分	災 害 援 護 資 金	生 活 福 祉 資 金 (災 害 援 護 資 金)	母 子 福 祉 資 金 寡 婦 福 祉 資 金
対 象 者	相当以上の自然災害により被害を受けた世帯で世帯員の所得が一定額未満の世帯主	り 災 低 所 得 世 帯	り 災 母 子 世 帯 り 災 寡 婦 世 帯
貸 付 世 帯 数	特 別 制 限 な し	特 別 制 限 な し	特 別 制 限 な し
資 金 種 別	特 に な し	事 業 住 宅 等 資 金	事 業 住 宅 等 資 金
貸 付 限 度 額	住宅損害有 350万円 住宅損害無 250万円	150万円 ただし、住宅資金との重複貸付は350万円	事業開始 283万円 事業継続 142万円 住 宅 200万円
貸 付 期 間	10年	7年	事業開始 7年 事業継続 7年 住 宅 7年
償 還 方 法	年 賦 等	月 賦 等	月 賦 等
貸 付 利 率	無 利 子 (住 宅 資 金 の み 年 3 %)	無 利 子 (住 宅 資 金 の み 年 3 %)	無 利 子 (住 宅 資 金 の み 年 3 %)

(注) 各資金別の貸付条件等の詳細は、それぞれの資金別条件等の定めるところによるものとする。

5 災害援護資金の貸付

町は、条例の定めるところにより、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 貸付機関

町本部とする。

(2) 貸付対象世帯

町の区域内において、災害救助法による救助が行われる災害その他政令で定める災害により、災害援護資金の貸付け事由たる被害を受けた世帯で、その世帯に属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主

(3) 資金の内容

特別に資金種別の制限はなく、生活の立て直しに必要な経費として貸付ける。

(4) 貸付条件

本資金の貸付条件は、4「貸付条件等の概略」に示すほか、次のとおりである。

ア 保証人 1人

イ 違約金 延滞元利金額につき年3パーセント

(5) 提出書類 災害援護資金借入申込書（用紙は町備付）

6 生活福祉資金の貸付

り災者に対して県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の災害援護資金の貸付は、次のとおりである。

(1) 貸付機関

生活福祉資金（災害援護資金）の貸付は、県社会福祉協議会が行う。なお、次の各機関は、本貸付に当たってはそれぞれ協力をする。

ア 民生委員

イ 町社会福祉協議会

(2) 貸付対象世帯

災害により住家又は事業場若しくは家財、商品等が被害を受けた世帯で、次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。

ア 低所得の世帯であること。

イ 融資によって独立自活できると認められる世帯であること。

ウ 蓄積資本がなく、他から借り入れることができない世帯であること。

注1 世帯の被災の程度については、特別の制限はないが少なくとも融資額以上の被害のあった世帯であること。

2 貸付世帯数については特別制限はないが、資金保有高の範囲内において実施される。

3 対象となる災害については、その種類、程度等に特別の指定はないが、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は除く。

(3) 資金の内容

災害援護資金は、特別に資金種別の制限はなく、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付けられる。

(4) 貸付条件

本資金の貸付条件は4「貸付条件等の概略」に示すほかは、次の条件のとおりである。

ア 保証人 1人以上

保証人は原則として本町に居住しその世帯の更生に熱意があり、かつ、返済資金のある者

イ 延滞利子 延滞元金1年につき10.75パーセント

(5) 提出書類

借入希望者は、次の書類を作成して、借入の希望者の居住地を担当区域とする民生委員に提出する。

ア 借入申込書（用紙は、町社会福祉協議会備付）

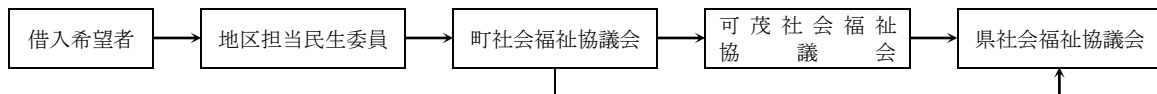
イ 借入希望者及び保証人の所得証明書（町長の証明書）

ウ リ災証明書（町長の証明書）

エ 必要経費の見積書

(6) 申込書等の提出経由機関

申込書等は、原則として次の系統で提出する。



7 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

り災母子世帯及びり災寡婦世帯に対する母子福祉資金及び寡婦福祉資金の融資は、次の方法によるものとする。

(1) 貸付機関

県本部こども家庭班が県貸付委員会の意見に基づいて貸し付けるものとする。なお、申込その他に当たっては、町本部及び県支部総務班（母子自立支援員）及び民生児童委員が協力する。

(2) 貸付対象世帯

災害により住家又は事業場若しくは家財、商品等が被害を受けた配偶者のいない女子であって、現に児童（20歳未満）を扶養している者及び寡婦等に対して融資する。

(3) 資金の種別

本資金の融資は次のものとする。

ア 事業開始資金及び事業継続資金

イ 住宅資金（新築は除く。）

(4) 貸付条件

本資金の貸付条件は、4「貸付条件等の概略」に示すほかは、次の条件のとおりである。

ア 保証人 1名以上

イ 違約金 延滞元利金につき年10.75パーセント

(5) 提出書類

借入希望者は、次の書類を作成して、借入希望者の居住地域を担当する福祉事務所に提出する。

ア 貸付申請書（県の様式）

イ 戸籍謄本

ウ リ災証明書

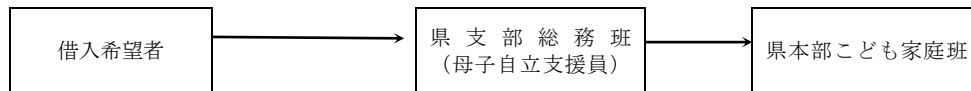
エ 税額及び資産等証明書

オ 事業計画書（事業開始・事業継続資金について）

カ 補修計画書（住宅資金について）

(6) 申込書等の提出経由機関等

申込書等は、次の系統で提出するものとする。



8 融資希望世帯の調査

福祉班は、民生委員等の協力を得て各制度の条件をり災者に説明し、その徹底を図るとともに融資希望者の相談に応じ適当な資金の選択について指導を行い、災害発生後5日以内に資金別融資希望のとりまとめを行うものとする。ただし、災害救助法による援護資金は、他の援助と異なり、県支部総務班から指示があったときに限りその希望をとりまとめるものとする。

9 対象者の選考

災害救助法による援護資金の希望をとりまとめたとき、福祉班は、災害発生後7日以内に選考順位を決定する。なお、決定に当たっては、社会福祉協議会及び自治会長の意見を聴く等慎重に対応する。

10 融資希望世帯の報告

福祉班は、融資希望のとりまとめ及び援護資金についての選考順位を決定したときは、県支部総務班に災害発生後10日以内に報告する。

第15項 遺体の搜索・取り扱い・埋葬

活 動 の ポ イ ン ト
1 行方不明者の搜索 (1) 搜索の届出の受理（必要事項―住所、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等） (2) 警察、消防署、消防団、奉仕団の他、県支部総務班に応援を要請 2 遺体の収容・処理 (1) 消防機関、警察に協力を要請 (2) 福祉班が処理場所を確保 3 埋火葬の手配 遺族等により火葬を行うことが不可能な場合は、町において実施

1 計画の方針

災害に際し、行方不明又は死亡者が発生したときは、搜索、見分、取り扱い、遺体の処理、埋葬の各段階において、警察署等関係機関との連絡を密にし、遺体搜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を行い、民心の安定を図るものとする。

2 遺体の搜索

町は、警察、防災関係機関の協力を得て遺体の搜索を行い、発見したときは速やかに収容するものとする。

(1) 搜索の方法

ア 福祉班は遺体搜索の必要があるときは、総務班、消防部と協議してその対策をたて、その実施を消防部又は奉仕団に要請する。

イ 搜索作業は、消防部長（消防団長）又はその代理者の指揮により実施する。なお、搜索作業の具体的な方法は災害条件等によってそれぞれに異なるが、本節第12項「救助活動」に定める方法によって行うものとする。

(2) 応援の要請

ア 福祉班は災害条件あるいは遺体が他市町村へ流失したこと等により町本部においてその実施ができないときは、県支部総務班に応援を要請する。ただし、急を要する場合等で下流の市町村に応援を求めることが適当なときは、直接市町村に応援を要請する。

イ 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 遺体が埋没し、あるいは漂着していると思われる場所
- (イ) 遺体数及び死亡者の氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等
- (ウ) 応援を求めたい人数、舟艇、器具等
- (エ) その他必要な事項

(3) 災害救助法による場合の基準等

ア 搜索期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において搜索を打切ることができないときは、福祉班は、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に期間延長を要請する。

なお、要請に当たっては次の事項を明示して行う。

- (ア) 延長の見込期間
- (イ) 期間の延長を要する地域
- (ウ) 期間の延長を要する理由
- (エ) 延長することによって捜索されるべき遺体件数
- (オ) その他

イ 費用の範囲

費用の範囲は次のとおりである。

- (ア) 借上費又は購入費
- (イ) 修繕費
- (ウ) 燃料費

ウ 報告及び事務手続

福祉班は本救助を実施したときは、次の諸記録を整備保管するとともに、その状況を毎日県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に次の事項を「救助日報（様式3号）」により報告するものとする。

- (ア) 記録
 - a 遺体捜索状況記録簿（様式65号）
 - b 救助実施記録日計票（様式18号）
 - c 救助の種目別物資受払状況（様式19号）
 - d 遺体捜索機械器具修繕簿（様式66号）
- (イ) 報告
 - a 実施月日
 - b 実施の地域
 - c 実施の状況及び方法
 - d 捜索対象遺体数
 - e その他

3 遺体の見分、処理

- (1) 福祉班は、災害時に事故死亡したと認められる遺体を発見し、あるいは承知したときは、速やかに県支部警察班（警察官）に連絡し、県支部警察班（警察官）は、遺体の見分、検視を行い、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡す。
- (2) 身元の判明していない遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合の遺体の処理は、町本部（福祉班）が処理場所を借上げ（仮設）し、医療班により遺体の識別のため、遺体の洗浄縫合、消毒等の処置を行い、必要に応じて撮影を行う。その後、寺院等の施設又は仮設安置所における遺体の一時安置を行う。また、この時医師による死因その他についての検査を行う。

これらの措置が町本部において実施できないときは、県支部総務班に医療班の応援出動を求める等によって実施する。

(3) 遺体の検視、身元確認

県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師、歯科医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行うものとする。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう町及び県、指定公共機関等と密接に連携する。

(4) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時の遺体処理の実施基準等は、次による。

ア 遺体処理を行う場合

遺体の処理は、災害により社会混乱を来し、その処置を要するときに行うものとし、埋葬救助の実施と一致することを原則とする。

イ 遺体処理の内容

遺体の処理は、その条件によってそれぞれ異なるが、おおむね次の内容について実施する。

(7) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

(4) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋葬ができない場合等において遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬等の処置をするまで保存する。

(7) 検視

遺体についての死因その他について医学的検査をする。

ウ 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において遺体の処理を打ち切ることができないときは、町本部は、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に期間延長の申請をするものとする。県本部健康福祉政策班、要請等により、その必要を認めたときは、厚生労働大臣に期間延長の申請をし、その承認を得て延長する。なお、要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(7) 延長の見込期間

(4) 期間の延長を要する地域

(7) 期間の延長を要する理由

(エ) 延長することによって処理されるべき遺体件数

(オ) その他

エ 費用の範囲及び限度

遺体の処理に要する費用として認められる範囲及び限度は、次のとおりである。

(7) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(4) 遺体の一時保存のための費用

a 既存建物利用の場合は、当該施設の借上実費

b 仮設の場合は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

c ドライアイスの購入費等

(7) 検案料

医療を実施した場合は支出しないが、その他によった場合で費用を必要とするときは、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 報告及び事務手続

町本部は、本救助を実施したときは、「救助実施記録日計票（様式18号）」、「救助の種目別物資受払簿（様式19号）」及び「遺体処理台帳（様式67号）」を作成し、整備保管するとともに、その状況を毎日県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に「救助日報（様式3号）」により報告するものとする。なお、遺体の処理を医療班が実施したときは「医療救護活動報告書（様式58の3号）」

によりその実施状況を報告する。

- (5) 町は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

4 遺体の埋葬等

災害の際死亡したもので町本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋葬（以下「埋葬」とは原則として火葬することをいう。）を行うものとする。

(1) 実施者及び方法

埋葬の実施は、町本部において直接火葬等に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。身元の判明しない遺体は、火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋蔵する等必要な措置をとるものとする。なお、埋葬の実施に当たっては、次の点に留意を要する。

ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たる。

ウ 火葬能力の範囲内の場合は、次の施設に分散して行うものとするが、大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、岐阜県広域火葬計画（県計画添付資料参照）に基づき、円滑な広域火葬を実施する。

また、この際の費用負担は、災害救助法の定めるところにより行う。

エ 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

(2) 広域調整

町及び県は、大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、別に定める岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施する。

(3) 遺体安置所の確保

町は、指定避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に遺体安置所を設ける。

(4) 応援協力

町は、自ら遺体の搜索、取り扱い、収容、埋葬の実施が困難な場合、他市町村又は県へ実施、若しくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

県は、町の実施する遺体の搜索、取り扱い、収容、埋葬に特に必要があると認めたときは、他市町村ほか関係機関・団体に応援するよう指示する。

応援の要求を受けた機関は、積極的に協力する。

(7) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時における遺体埋葬の実施基準等は、次によるものとする。

ア 埋葬は、次の場合に行うものとする。

(ア) 災害の混乱時に死亡した者であること。（災害の発生前に死亡した者で、葬祭の終わっていないものを含む。）

(イ) 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合であること。

a 緊急に避難を要するため時間的、労力的に埋葬を行うことが困難な場合

b 墓地又は火葬場等が浸水又は流出し、個人の力では埋葬を行うことが困難な場合

c 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず棺、骨つぼ等の入手困難な場合

d 埋葬すべき遺族がないか又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難な場合

- (ウ) 法適用地域の遺体が他市町村に漂着したような場合で漂着市町村が実施する場合にも行う。
- ただし、このような場合は、原則として遺族、縁故者又は被災地の町本部が引取るべきであるが、被災地域が社会的混乱のため引取りが困難なときに限って漂着地の市町村本部が実施する。なお、この場合の経費は、実施市町村本部が県本部に求償する。

イ 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において埋葬救助を打ち切ることができないときは、町本部は、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に期間延長の要請をする。県本部健康福祉政策班は、要請等によりその必要を認めたときは、厚生労働大臣に期間延長の協議をし、その同意を得て延長する。なお、延長の要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 延長を要する期間
- (イ) 期間の延長を要する地域
- (ウ) 期間の延長を要する理由
- (エ) 埋葬を要する遺体件数
- (オ) その他

ウ 費用の範囲及び限度

埋葬に要する費用の範囲及び限度は、次のとおりである。

(ア) 費用の範囲

棺、骨つぼ、火葬又は土葬に要する経費で、埋葬の際の人夫及び輸送に要する経費を含むものとするが、埋葬に当たっての供花代、酒代等は含まないものとする。

(イ) 費用の限度

埋葬費用の限度は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲以内とする。

なお、大人、小人の別は、満12歳に達したものから大人として扱うものとする。

エ 報告及び事務手続

町本部は、埋葬救助を実施したときは、「救助実施記録日計票（様式18号）」、「救助の種目別物資受払状況（様式19号）」及び「埋葬台帳（様式68号）」を作成し、整備保管するとともにその状況を毎日県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に「救助日報（様式3号）」により報告する。

第16項 防疫計画

活 動 の ポ イ ン ト							
1	知事の指示に従い感染症予防法第35条第1項職員を選任						
2	防疫班の編成 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">班 長（町本部の衛生担当者）</td> <td style="text-align: right; padding: 2px 10px;">1名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">班 員（福祉班内職員による事務担当）</td> <td style="text-align: right; padding: 2px 10px;">1名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">作 業 員（奉仕団の男子団員）</td> <td style="text-align: right; padding: 2px 10px;">3名</td> </tr> </table>	班 長（町本部の衛生担当者）	1名	班 員（福祉班内職員による事務担当）	1名	作 業 員（奉仕団の男子団員）	3名
班 長（町本部の衛生担当者）	1名						
班 員（福祉班内職員による事務担当）	1名						
作 業 員（奉仕団の男子団員）	3名						
3	防疫上の留意事項 (1) 指定避難所等を優先的に実施 (2) 家屋の周辺は、原則として各個人が行う。 (3) 食中毒症状を示す者 ⇨ 医師の診察と保健所への通報						
4	応援要請 福 祉 班 ⇨ 本 部 室 ⇨ 県 支 部 保 健 班						

1 計画の方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化しやすい指定避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する。

2 実施担当者

災害時における防疫の実施は、県本部、県支部が実施するもののほか、町本部福祉班が、県支部保健班の指導、指示に基づき地域住民、可茂衛生施設利用組合等関係団体の協力を得て行うものとする。ただし、被害が甚大で町本部のみでは実施が不可能又は困難な場合は、県支部保健班及び他市町村に応援の要請をする。

3 防疫の実施組織

各種作業実施の直結組織として次の班等を編成しておくものとする。

- (1) 感染症予防法第35条第1項（第35条第4項準用）の規定による当該職員を選任

知事の指示に従って、上記職員を選任し、防疫活動に従事させる。

- (2) 防疫班の編成

福祉班は、防疫実施のため、防疫班を編成する。

防疫班の編成は、防疫実施の範囲、程度、規模等に応じて編成するが、班の規模は、次のとおりとする。

・ 班 長	1名
・ 班 員（事務職員）	1名
・ 作業員	3名

- 注 防疫班
- 1 班長は、町本部の衛生担当者をもって当てる。
 - 2 事務職員は、福祉班内職員をもって当てる。
 - 3 作業員若干名は、奉仕団の男子団員をもって当てる。

4 防疫措置の指示命令等

感染症予防上必要がある場合は、県本部長に災害の規模、態様などに応じその範囲と実施方法などを報告し、指導を受けるものとする。

5 防疫活動の内容

町は、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、次の防疫活動を行うものとする。

- (1) 防疫用資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒
- (2) ゴミ捨て場所への殺虫剤、殺そ剤の散布
- (3) 指定避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施
- (4) 感染症予防法第35条第1項の規定による当該職員の選任
- (5) 臨時予防接種又は予防内服薬の投与
- (6) 感染症の発生状況及び防疫活動等の広報活動の実施

6 防疫の種別及び方法

防疫作業の直接的な実施又は協力は、次の区分によってそれぞれの機関が協力して行うものとする。

作 業 区 分			県 機 関	実 施 内 容 (町 機 関)	備 考
検 病 調 査			検 病 調 査 （ 県 支 部 保 健 班 ）	情 報 提 供 等 協 力	患者発生の届出（医師）
健 康 診 断			健 康 診 断 （ 県 支 部 保 健 班 ）	対 象 人 員 把 握 等 協 力	
臨 時 予 防 接 種			予 防 接 種 の 命 令 （ 県 本 部 保 健 医 療 班 ）	予 防 接 種 の 実 施 （ 福 祉 班 ）	
清 潔 方 法			清 潔 方 法 の 指 示 （ 県 本 部 保 健 医 療 班 ） 清 潔 方 法 の 指 導 （ 県 支 部 保 健 班 ）	1 公 共 施 設 の 清 掃 2 ごみ、し尿等の収集、処分 （ 住 民 環 境 班 ）	
消 毒 方 法			消 毒 方 法 の 指 示 （ 県 本 部 保 健 医 療 班 ） 消 毒 方 法 の 指 導 （ 県 支 部 保 健 班 ）	内 容 下 記	
内 訳	飲料水の消毒	井 戸 水		井 戸 の 滅 菌 （ 上 下 水 道 班 ）	
		水 道 水		水 道 水 の 滅 菌 （ 上 下 水 道 班 ）	
		町 本 部 供 給 水		供 給 水 の 滅 菌 （ 上 下 水 道 班 ）	
	家 屋 の 消 毒			家 屋 内 の 消 毒 （ 福 祉 班 ）	
	便 所 の 消 毒			便 所 の 消 毒 （ 福 祉 班 ）	
	芥 溜、溝 渠 等 の 消 毒			芥溜、溝渠、その他周辺の消毒 （ 福 祉 班 ）	
	患者運搬用器具等の消毒			患者運搬用器具等の消毒 （ 福 祉 班 ）	
ね ず み 族 昆 虫 等 の 駆 除			ね ず み 族 昆 虫 等 の 駆 除 指 定 （ 県 本 部 保 健 医 療 班 ） ね ず み 族 昆 虫 等 駆 除 の 指 導 （ 県 支 部 保 健 班 ）	ね ず み 族、昆 虫 駆 除 等 の 実 施 （ 福 祉 班 ）	

生活用水の供給	生活用水供給の指示 (県本部保健医療班) 生活用水供給の指導 (県支部保健班)	生活用水の供給 (上下水道班)	
患者等に対する措置		収容、診療 (福祉班)	感染症患者又は無症状病原体保有者の隔離収容
患者等に対する医療及び看護	医療看護の応援 (県支部保健班) 県支部不能時の応援 (県本部保健医療班)	医療、看護 (福祉班)	感染症患者又は無症状病原体保有者の医療及び看護
指定避難所の防疫指導等	指定避難所の防疫の指導 (県支部保健班) (県本部保健医療班)	指定避難所の防疫 (福祉班)	衛生に関する自治組織の設置

7 防疫業務実施の基準

消毒方法の基準等は、県計画第3章第28節「防疫・食品衛生活動」に定めるとおりとする。

8 防疫活動上の留意事項

- (1) 多数の人々が利用する場所（指定避難所等）を優先して実施する。
- (2) 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うのを原則とし、災害の状況に応じ、福祉班は、的確な指導及び指示を行う。
- (3) し尿処理は、できる限り可茂衛生施設利用組合の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。
- (4) 食中毒症状を示す者が発生した場合、直ちに医師による診察を受けさせるとともに、保健所へ連絡する。

9 報告

災害時における防疫に関する報告は、次によるものとする。

(1) 被害状況の報告

福祉班は、防疫を必要とする災害が発生したときは、医療、衛生施設被害状況等報告書（様式27の2号）により、防疫に関する情報を県支部保健班を経由して、県本部健康福祉部に毎日電話及び文書をもって報告する。

(2) 災害防疫所要見込額の報告

福祉班は、災害防疫に関する所要見込額を災害防疫経費所要額調（様式69号）により作成し、県支部保健班を経由して県本部保健医療班に提出する。なお、その概要については、できる限り事前に電話をもって報告する。

(3) 災害防疫完了報告

福祉班は、災害防疫を完了したときは、完了の日から20日以内に災害防疫業務完了報告書（様式69の2号）を県支部保健班を経て県本部保健医療班に提出する。

10 応援等の要請

福祉班は、被害が甚大で町本部のみで防疫活動等の実施が不可能又は困難なときは、県に次の事項を明示して、他の市町村又は県からの応援を得て実施するものとする。

- (1) 要請する作業内容
- (2) 要請する防疫班数、物資名、数量
- (3) 日時、場所等
- (4) その他必要な事項

11 記録の整備

町本部において、防疫に関し整備、保管すべき書類は、次のとおりである。

- (1) 災害状況及び災害防疫活動状況報告書（日報）
- (2) 防疫経費所要額調及び関係書類
- (3) 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- (4) ねずみ族昆虫等の駆除に関する書類
- (5) 生活用水の供給に関する書類
- (6) 患者台帳
- (7) 防疫作業日誌

12 経費の清算

災害防疫に要した経費は、他の経費とは明確に区分し、災害防疫活動を終了した後できる限り速やかに清算するものとする。

消毒用器具、器材（防疫用機器）一覧

種 類	数
手動式肩かけ噴霧器	5 台
クレゾール 500mℓ	20 本
逆性石けん 500mℓ	50 本

第17項 食品衛生活動

1 方針の方針

災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る。

2 食品関連施設に対する監視指導

町は、炊き出しを開始した場合、速やかに管轄の保健所に連絡する。

また、炊き出し施設等の食品関連施設に県から派遣された食品衛生監視員と連携を図りながら、食品の衛生的な取扱い等について監視指導を受ける。

3 食中毒発生時の対応

町は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を保健所へ連絡する。

第18項 保健活動・精神保健

1 方針の方針

災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、災害により被害を受けている住民を対象に、町、県、関係機関が協力し、指定避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

2 保健活動

(1) 体制

町は、保健活動方針を策定する。なお、災害の程度により必要と認めたときは、保健所、県の協力を得て、被災者の健康管理活動を行うものとする。

保健所は、管内における被災地の健康管理体制を把握する。また、健康管理を中心とした保健活動計画を策定する。

(2) 活動内容

町及び県は連携をとり、チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動する。

具体的な保健活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。

(3) その他

その他災害発生時における保健活動については、別に定める災害時保健活動マニュアルによる。

3 健康課題に応じた専門的な支援の実施

保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援などの専門的な支援を実施する。

具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。

第19項 清掃活動

活 動 の ポ イ ン ト									
1	清掃班の編成								
	可茂衛生施設利用組合と連携し、ごみ収集運搬班とし尿処理運搬班に区分して、次のとおり編成する。								
	<table><tr><td>班</td><td>長（住民環境班員）</td></tr><tr><td></td><td>（上下水道班員）</td></tr><tr><td>運 転 手</td><td></td></tr><tr><td>作 業 員</td><td>（職員のほか許可業者※）</td></tr></table>	班	長（住民環境班員）		（上下水道班員）	運 転 手		作 業 員	（職員のほか許可業者※）
班	長（住民環境班員）								
	（上下水道班員）								
運 転 手									
作 業 員	（職員のほか許可業者※）								
	※ ごみ処理班は、上表のほかボランティア、人夫の雇い上げ等により充てる。								
2	ごみ処理								
	(1) 災害廃棄物の分別を住民に徹底する。								
	(2) 本項4のフローによりシミュレーションを行う。（平常時）								
3	し尿処理								
	(1) 原則として、し尿処理は可茂衛生施設利用組合の処理施設で行うが、処理しきれない場合は、県支部総務班の指示に従う。								
	(2) 必要に応じて、指定避難所や下水道利用住宅に仮設トイレを設置する。								

1 計画の方針

災害時には、大量の廃棄物の発生等により、その処理に支障をきたすおそれがある。

被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害廃棄物の迅速な収集・処理体制を確保する。

2 実施担当者

災害時における被災地の道路、溝渠、公共施設の清掃と、し尿、ごみ等の収集処分は、可茂衛生施設利用組合等関係団体と連携し住民環境班が行うものとする。ただし、被害が甚大で町本部のみで実施できないときは、県支部総務班に応援の要請をする。

3 清掃班の編成

住民環境班は、可茂衛生施設利用組合と連携して清掃班を編成し、災害時におけるごみ又はし尿を収集・運搬する。

清掃班は、ごみ収集運搬班とし尿収集運搬班に区分して編成し、清掃班を構成する人員、資機材等は次のとおりとするが、災害の程度、規模、状況等に応じて、班員及び装備を決定する。

	班 員	作 業 機 具	車 両
清 掃 班	・班 長 ・運転手 ・作業員	・スコップ ・クサミ ・トラクターショベル等	・町有車両 ・業者保有車両

(1) ごみ収集運搬班

ア 班長は、住民環境班員とする。

イ 作業は、職員のほか、許可業者が行い、災害の状況によってはボランティアの動員又は人夫の雇い上げ等により実施する。

(2) し尿収集運搬班

ア 班長は、住民環境班員とする。

イ 作業は、職員のほか、許可業者が行う。

4 清掃方法

清掃の実施については、次の方法によって行う。

(1) ごみの処理

町は、ごみ収集車の確保について、県支部総務班と連絡を密にし、清掃事業団体の協力を得ることとする。

ア ごみの収集順序は、住民環境班が被災地の状況（水位減水状況）及び被災世帯における屋内清掃状況等を考慮し、緊急に清掃を有する地域から順次決めるものとする。ただし、当初は、災害廃棄物を重点とした対応を行い、道路の確保に努め、感染症発生のおそれがある地域については、これを優先する。

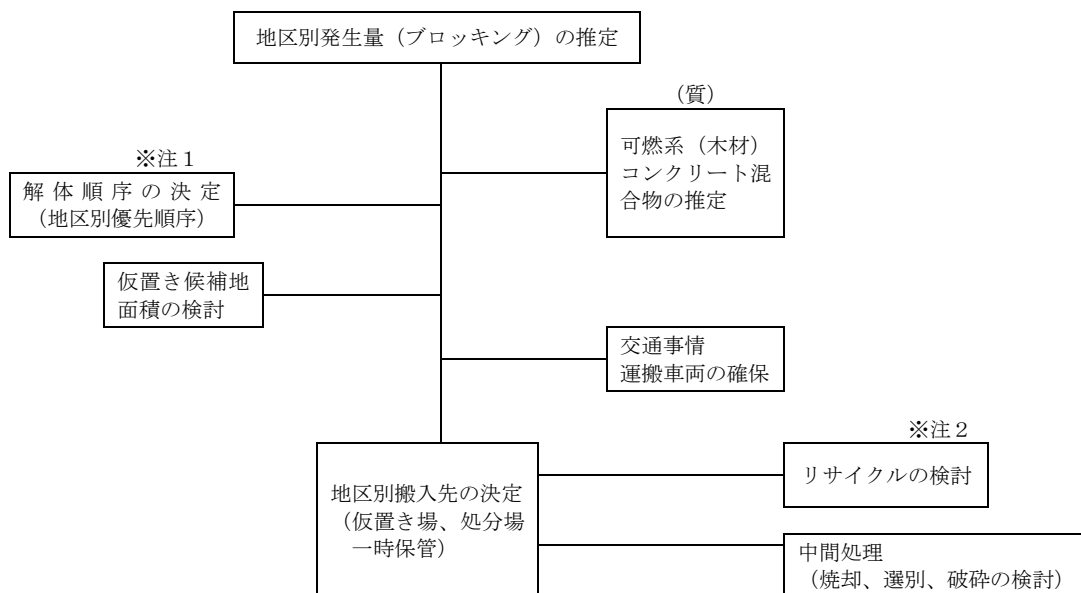
イ 収集に当たっては、各班の収集担当地域を明確にし、災害廃棄物の分別の徹底を災住民に広報し、ごみ収集運搬班に浸透させる。

ウ 必要に応じて設定する災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、別図「災害廃棄物の処理計画フロー」により、予めシミュレーションしておく。特に、仮置き場は、各地区ごとの指定を検討しておくものとする。

収容したごみのうち、リサイクルできない廃棄物は、可茂衛生施設利用組合の焼却施設による焼却処分を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、埋立処分に付する。

なお、フロン使用機器の廃棄処分に当たっては、町・住民・回収業者が連携してフロンの適切な回収・処理を行う。

《災害廃棄物の処理計画フロー》



※注1 優先順位は、公共性、緊急性を考慮する。

注2 リサイクルの検討一例—木くず：チップ化による利用

コンクリート：路盤材、建設資材等による利用

金属：製鋼原料等による再生利用

量：コンポスト化し、肥料化

(2) し尿の処理

ア し尿収集車の確保について、民間、特に清掃事業団体の協力を得ることとする。

イ し尿の汲取は、ごみ収集に準じてその順位を決定し、収集したし尿の処理は、原則として可茂衛生施設利用組合の処理施設において処理するものとする。ただし、処理できないときは、県支部総務班に報告し、その指示に従い行うものとする。

(3) がれき等の災害廃棄物の処理

町は、がれき等の災害廃棄物の処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。また、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

(4) 処理に必要な人員、機材等の算出

清掃班の所要数及びし尿の推定排出量の算出方法は、御嵩町災害廃棄物処理計画等に定めるところによる。

5 大規模災害における応援要請

大規模災害のため、又は清掃施設被災のため町において清掃の実施ができないときは、住民環境班は県支部総務班に応援を要請する。

6 清掃の事務

住民環境班は、災害時における廃棄物処理事務、廃棄物処理施設の被害状況等について必要により清掃等の対応状況について県支部総務班に報告するものとする。

7 その他関連対策

清掃に関連した公衆衛生対策は、次によるものとする。

(1) 仮設トイレの設置

ア 上下水道班及び住民環境班は、指定避難所、下水道利用住宅に必要な応じて、仮設トイレを設置する。

イ 避難所施設等に伴う仮設トイレの設置は、原則として、し尿貯留槽が装備されたものを配置する。

ウ やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員200人に対して、大小便器をそれぞれ2個以上ずつ設置する。

エ 仮設トイレは、当初は、町備蓄のものを利用し、不足する場合には、応援要請を行う。

なお、町においては、民間での保有状況もあらかじめ把握しておくものとする。

(2) 死亡獣畜の処理

犬、ねこ等の遺体処理は、処理施設を確保し、住民環境班が行う。

(3) 埋葬遺体の処理

墓地の流失等により流失した埋葬遺体の処理については、漂着地市町村が本節第15項「遺体の捜索・取り扱い・埋葬」に定める方法に準じて処理する。

第20項 愛玩動物等の救援

1 計画の方針

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い指定避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

2 被災地域における動物の保護

町及び県は、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。

3 動物の適正な飼養体制の確保

町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を指定避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。

町は、県、関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

第21項 義援金品の募集配分

1 計画の方針

町民のほか、県内及び他都道府県から被災者に対して寄託される義援金品を确实迅速に被災者に配分するため、募集、受入、引継ぎ、集積、配分、管理等、あるいは町長見舞金の支給等必要な措置を実施する。

2 災害義援金品の募集、配分計画

町内において大規模災害が発生した場合に、町本部（会計班及び福祉班）が中心になり、次の関係機関の協力を得て協議会を構成し、被災者のニーズ、状況等を考慮しながら、義援金品の募集、受入、引継ぎ、集積、配分、管理等を実施する。

(1) 協議会構成機関

- ア 御嵩町社会福祉協議会
- イ 御嵩町民生委員児童委員協議会
- ウ 小・中学校生徒会
- エ 御嵩町婦人団体協議会
- オ 自治会長会

(2) 公表する事項

- ア 受入窓口（集積場所）の担当者、住所、連絡先等
- イ 募集対象（一般世帯募集、学校募集等）
- ウ 受入を希望する物資のリスト
- エ 受入場所と集積場所の住所が異なるときは、その集積場所の住所等
- オ その他必要な事項

3 義援物資の募集、管理等

義援物資を募集、配分しようとするとき、町本部は、関係機関の代表者を集め「義援金品募集配分協議会」を開催し、次の事項を決定するものとする。

(1) 義援物資の募集に関する事項

- ア 参加団体
- イ 募集対象（一般世帯募集、学校募集等）
- ウ 受入を希望する物資のリスト（被災者への供給状況を勘案し、リストを逐次改定するものとする。）
- エ 集積、輸送の場所、方法、期間等
- オ その他必要な事項

(2) 義援物資の受入に関する事項

町本部は、義援物資を募集し受入れたときは、義援金品受払簿（様式72号）に記録する。

(3) 義援物資の引継ぎ、集積に関する事項

受入れた義援物資の引継ぎにあたっては、義援金品引継書（様式70の2号）を作成し、その授受の関係を明らかにする。

(4) 義援物資の配分に関する事項

- ア 義援物資の配分基準に関する事項

受入れた義援物資の配分にあたっては、「義援金品募集配分会議」に諮り決定するが、おおむね次

の基準により実施する。

a 一般家庭用物資

滅失世帯	1
半失世帯	$\frac{1}{2}$
床上浸水世帯	$\frac{1}{3}$

(注) 1 床上浸水10日以上の子帯にあつては、物資の配分は、半失の基準によるものとする。

2 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することがあるものとする。

イ 義援物資の配分時期に関する事項

受入れた義援物資の配分の時期は、受入れ又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資が少量の場合の配分は、輸送あるいは、労力等経費の浪費ともなるので、一定量に達したときに行い、腐敗、変質のおそれがある物質については、すみやかに適宜の処理をするよう常に配慮して扱うなど配分の時期については、十分配慮して行う。

ウ 義援物資の管理に関する事項

義援物資の管理については、義援金品受払簿（様式72号）及び義援金品引継書（様式70の2号）により受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録し管理する。

エ 義援物資募集等の費用

義援物資の募集又は配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするものとするが、輸送、その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担するものとする。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておくものとする。

ただし、実施機関における負担が不可能な場合には、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えないものとするが、経費の証拠記録は、整備保管しておくものとする。

4 義援金の募集、管理等

義援金を募集、配分しようとするとき、町本部は、関係機関の代表者を集め「義援金品募集配分協議会」を開催し、次の事項を決定するものとする。

(1) 義援金の募集に関する事項

ア 振込金融機関の口座

イ その他必要な事項

(2) 義援金の受入に関する事項

町本部は、義援金を募集し受入れたときは、義援金品受払簿（様式72号）に記録する。

(3) 義援物資の引継ぎ、集積に関する事項

受入れた義援金の引継ぎにあたっては、県、町、その他義援金の募集機関等で構成する配分委員会組織の銀行口座へ振込みの方法により行い、義援金品引継書（様式70の2号）を作成し、その授受の関係を明らかにする。

(4) 義援金の配分に関する事項

ア 義援金の配分基準に関する事項

受入れた義援物資の配分にあたっては、「義援金品募集配分会議」に諮り決定するが、おおむね次の基準により実施する。

なお、特定用途義援金及び配分先指定機縁金については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。

a 無指定金銭

死者（含行方不明で死亡と認められる者）	1
重傷者	$\frac{1}{2}$
滅失世帯	1
半失世帯	$\frac{1}{2}$
床上浸水世帯	$\frac{1}{3}$

(注) 1 床上浸水10日以上在世帯にあつては、物資の配分は、半失の基準によるものとする。

2 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することがあるものとする。

イ 義援物資の管理に関する事項

義援金の管理については、銀行預金等確実な方法で保管管理する。義援金品受払簿（様式72号）及び義援金品引継書（様式70の2号）により受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録し管理する。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

ウ 義援金募集等の費用

義援金の募集又は配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするものとするが、送金、引継ぎに要する経費はそれぞれの実施機関において負担するものとする。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておくものとする。

ただし、実施機関における負担が不可能な場合には、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えないものとするが、経費の証拠記録は、整備保管しておくものとする。

5 事務手続

募集あるいは任意拠出される義援金品の募集、配分、集積は、次の記録を作成し、あるいは発行してそれぞれ整備保管するものとする。

- ア 義援金品拠出者名簿（様式70号）
- イ 義援金品引継書（様式70の2号）
- ウ 義援金品受領書（様式70の3号）
- エ 現金出納簿（様式71号）
- オ 義援金品受払簿（様式72号）

6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

(1) 災害弔慰金

ア 主として生計を維持していた者が死亡した場合	500万円
イ その他の場合	250万円

(2) 災害障害見舞金

ア 当該障がい者が主として生計を維持していた場合	250万円
イ その他の場合	125万円

7 在宅の避難行動要支援者対策

大規模災害時には、平常時より在宅福祉サービス等の援護を受けている者に加え、災害により家族や近隣の支援を失って自宅に取り残されたり、あるいは生活に支障を生じるなどにより、新たな避難行動要支援者が発生する。町本部（保険長寿班）は、これら避難行動要支援者の対策を発災直後より、時間経過に沿って各段階におけるニーズに合わせて、的確に講じるものとする。

- (1) 発災直後には、町本部（保険長寿班）は、関係機関の協力を得て直ちに、在宅サービス利用者、ひとり暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿（避難行動要支援者名簿）や地図を利用するなどして居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。
- (2) 避難行動要支援者を発見した場合は、①指定避難所への移動、②施設緊急入所等の緊急入所、③居宅での生活が可能な場合には在宅福祉ニーズの把握等を実施する。
- (3) 指定避難所に移動した避難行動要支援者については、発災直後においては、町本部は、県本部、国を通じた応援職員等の協力を得つつ、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的な避難行動要支援者特有の保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。このため、災害発生後2～3日目より、すべての指定避難所を対象として避難行動要支援者の把握調査を開始するものとする。

8 要保護児童の措置

町本部（福祉班）は、災害地域において保育に欠ける児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1号及び第2号で定める児童をいう。以下本節で同じ。）があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。

- (1) 保育に欠ける児童があるときは、保育所に入所させ保育するものとする。ただし、保育所を設置しない地域にあっては、臨時保育所を開設して保育するものとする。
- (2) 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する児童相談所に連絡して収容施設に収容保護する。

なお、すでに収容している児童の保護者の属する世帯が災害により被害を受け、生活程度が著しく低下した世帯に対する費用の負担については、災害の状況により別に定めるところに従って減免することがあるものとする。

9 リ災者に対する国民健康保険等の給付

災害救助法による医療の救助は、国民健康保険その他各種制度に優先して給付されるが、同救助は医療機関の平常化（原則的に災害発生後14日以内）を待って平常医療制度に移行されるものである。したがって災害によって被保険者証を紛失し又は使用不能となった者に対しては、町本部その他関係機関は、とりあえず医療機関と連絡をとり保険証のないまま給付ができるように努めるとともに、できる限り速やかに被保険者証の再交付を行う。

10 町長見舞金の支給

住民が風水害、火災等により被災したときは、見舞金を支給することができる。ただし、本町に災害救助法が発動されたときは、支給しない。

11 知事見舞金の支給

災害により多数のものが被害を受けたときは、次により知事見舞金を災者に支給する。

(1) 適用する災害

町管内の被害が同一災害により次の各号の一に該当するときで、知事が必要と認めたときに支給するものとする。

ア 被害が甚大で、災害救助法を適用したとき。

イ 災害救助法適用基準（災害救助法施行令第1条第1項第1号による被害で、本章第6節第3項「り災者の救助保護計画」4「災害救助法適用基準」に定める基準）の3分の1以上の被害があったとき。

ウ 住家の被害のあった世帯のうち生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずる生活困窮世帯が5世帯以上（滅失換算）の被害があったとき。

エ 前各号の被害には達しないが、特に知事が見舞いの必要を認めたとき。

注 被害世帯数の計算は、住家の全焼、全壊、流失は1世帯を1世帯に、半焼、半壊は2世帯をもって1世帯に、床上浸水は3世帯をもって1世帯として計算する。

(2) 適用する世帯等

見舞は、次の世帯等に対して行うものとする。ただし、知事が必要を認めないときはこの限りでない。

ア 災害の規模が(1)のア又はイに該当するときは、り災した全世帯

イ 災害の規模が(1)のウに該当するときは、り災した世帯のうち現に生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずる生活困窮世帯

ウ 前各号のほか、知事が見舞いの実施を適当と認めた世帯

エ 災害の規模が(1)のア、イ又はエの場合に死亡し、又は重傷を負った者については、死亡した者1人について100,000円、重傷を負った者1人について50,000円

オ (1)のア、イ又はエの災害復旧に従事中死亡し、又は重傷を負った者について、死亡した者1人について100,000円、重傷を負った者1人について50,000円

12 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給の必要が生じたときは、町は、支援金支給のための事務を迅速に行うものとする。

町は、住宅被害の認定を行い、被災者への支援金の支給申請に必要なり災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書等の受付、県への書類送付等を行う。

13 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金の交付

岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定する自然災害により、町に補助金の支給の必要が生じた場合には、被災者の生活・住宅再建支援のために積極的にこの制度を活用することとする。

町は、住家被害の認定、被災者への支援金の申請に必要なり災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災

者からの申請書の受付、支援金の支払い、県への補助金の申請等を行うものとする。

第7節 産業応急対策

第1項 商工業の応急対策

1 計画の方針

災害時における産業の応急対策を迅速に行うため、各機関において適切な措置をとる。

2 災害融資計画

被災商工業者のうち事業資金の融資を希望する者のため、事業資金の融資についてあつせん、あるいは助成に関して県が開設する相談窓口を紹介する。

3 復旧資材等の調達

町は、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあつせんについて、県内の組合又は適当な業者に協力を依頼し、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあつせんに努めるよう県に要請する。

第2項 観光客等の応急対策

1 計画の方針

災害時における観光客の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

2 観光客の応急対策

観光地域内に所在する宿泊休養施設（旅館等）、運動施設（ゴルフ場等）、公園、博物館等（以下この項において「観光施設」という。）の観光客等にかかる災害時の応急対策は、次による。

(1) 応急対策

観光地域内に所在する宿泊休養施設（ホテル、旅館等）、運動施設（山小屋、キャンプ場、水泳場等）及びレジャー施設（遊園地等）等の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）（特に運動施設）は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者にできる限り徹底しその対策に当たるものとする。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておくものとする。

(2) 応援の要請

管理者は、災害時における応急対策の実施ができないときは、速やかに町本部（消防団を含む。）又は警察官に応援又は実施の要請をする。この場合に要する経費は、管理者の負担とする。

第3項 農作物の応急対策

1 計画の方針

災害時における農作物に係る応急的な対策は、本計画に定めるところによるものとする。

2 代作用種子の確保

農業経営者は、災害時における代作用種子を災害に備えて平常時から備蓄しておくものとするが、なおかつ不足し確保できないときは、町本部（農林班）は、水陸稲、麦類、雑穀、緑肥作物、園芸作物、工芸作物、いも類、豆類等については県へ確保あっせんを要請する。要請を受けた県は、主要農作物については岐阜県米麦改良協会、野菜等については県内種苗業者（日本種苗協会備蓄部会傘下）と連絡し確保の調整をするものとするが、県内において確保できないときは、主要農作物については東海農政局、野菜等については日本種苗協会に要請し確保あっせんする。

3 病虫害防除対策

災害時における病虫害の防除対策は、次による。

(1) 病虫害防除指導の徹底

災害により病虫害の発生が予想され、又は発生したときは、農林班は、病虫害の発生予察情報に基づき、県支部病虫害防除班その他県支部関係機関、植物防疫協会、農業協同組合、農業共済組合等と協力して病虫害防除の指導徹底に当たるものとする。なお、病虫害発生予察情報は、県本部農政部から県支部病虫害防除班を経由して、町本部に伝達される。

(2) 農薬の確保

農業協同組合及び農業経営者は、災害に備えて農薬を確保しておくが、災害時に農薬が不足し確保できないときは、農林班は、県支部病虫害防除班を経由し、県本部農政班に確保あっせんを要請する。

(3) 防除器機具の整備

町、県、関係機関は、病虫害防除機具の整備に努めるものとするが、その整備について指導に当たるものとする。なお、町は、緊急防除に当たって器具が不足する場合でその地域において確保できないときは、県支部病虫害防除班を経由し、県本部農政班に応援の要請をするものとする。要請を受けた県は、近隣の地域から県有農機具を移動する等その応援の調達をする。

4 肥料等の確保

農林班は、災害のため必要な肥料等が確保できないときは、農林班は、県支部農林班を経由し、県本部農政班に確保あっせんの要請をするものとする。要請を受けた県は、県内関係機関と連絡をとり必要に応じ他県に要請し、確保あっせんに努める。

第4項 畜産の応急対策

1 計画の方針

災害時における家畜その他畜産に係る応急的な対策は、本計画の定めるところによる。

2 家畜の診療

災害のため家畜飼育者が平常時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、農林班において診療するものとする。なお、農林班において実施ができないときは、県支部家畜保健衛生班又は農林班に家畜の診療について要請する。要請を受けた県は、現地に職員を派遣し応急診療を実施するとともに、必要に応じ、被災地域内に常時待機する。

3 家畜の避難

水害による浸水等災害の発生が予想され又は発生したときには、農林班は、県支部農林班その他の協力機関と連絡を密にし、避難場所その他について指導に協力するものとする。農林班は、県支部農林班から連絡を受けあるいはその他により家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導するものとする。

4 飼料等の確保

避難家畜に対する飼料、藁等が現地において確保できないときは、農林班は県支部農林班に確保あっせんについての要請をする。

なお、要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (1) 要請をする飼料の種類及び数量
- (2) 納品及び引継ぐ場所及び時期
- (3) その他必要事項

5 青刈飼料等の対策

飼料作物、牧草等が風水害により被害を受けたときは、次の応急措置を実施する。

- (1) 全壊又は回復の見込が少ない場合は、速やかに再播措置について指導する。
- (2) 一部分の被害で回復の見込みのあるものは、速効性の肥料を施用し、生育の促進をするよう指導する。

なお、災害発生時において飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができないときは、農林班は県支部農林班を經由して県本部農政班に確保あっせんを要請する。

第5項 林地、林産物等の応急対策

1 計画の方針

災害時における林地あるいは林産物、林産施設等の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

2 林地の対策

農林班は、災害により発生した林地被害の復旧工事について、特に先行して施行する必要があるもの、又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いものである場合、県にその緊急復旧を要請する。

3 造林木の対策

風水害等により造林木が被害を受けたときの対策は、次による。

(1) 倒木対策

災害により倒木したもののうち倒木起しにより成立可能なものについて、農林班は、県支部農林班及び森林組合等と協力して、できる限り速やかに根踏み、倒木起しを実施するよう指導に協力する。

(2) 資材等の調達

災害多発地域にあつては、農林班あるいは森林組合等において倒木復旧に必要な木起し機、縄等を常備しておくように努めるが、災害発生時にそれら資機材が不足するときは、農林班は、県支部農林班を経由し、県本部治山班に確保あつせんを要請する。

4 苗木等の対策

風水害等により苗木が被害を受けあるいは種子、苗木が不足する場合等の対策は、次による。

(1) 苗木種子の確保

災害により苗木、種子の確保が困難なときは、農林班は、県支部農林班を経由し、県本部森林整備班に、その確保あつせんを要請する。

(2) 病虫害の防除

苗木は、長雨、冠疫水等の災害により赤枯病、ベスタロチャ病等の発生が予想されるが、農林班は、森林組合等と協力しその防除について指導を徹底する。

5 一般林産物及び施設の対策

災害時における薪炭及び木材並びにその施設の対策は、次による。

(1) 被害木の処理

農林班及び県支部農林班は、森林組合等と協力して被害木の早期伐出について督励指導するとともに被害木搬出等のため労務、輸送の確保に努めるものとする。

(2) 流木の防止

木材取扱者は、木材の流失による損害と流木による被害防止のため、流失のおそれのある場所へ貯木を避け、あるいは出水により流失のおそれがあるときは、木材を緊結する等貯木には十分の配慮をするものとする。

(3) 浸水製材施設の処理

浸水等により製材施設が被害を受けたときは、農林班は、県支部農林班、森林組合、木材協同組合等関係機関と協力して、速やかに清掃処理を行い、製材能率の早期復旧を図るようその指導徹底に当たるものとする。

6 特用林産物及び施設の対策

災害時におけるしいたけ等の特用林産物及びその施設の対策は、次によるものとする。

(1) 復旧用原木ほだき等の確保

災害のため特用林産物あるいは施設が被災し、その復旧に必要な原木等あるいは種菌等が不足し確保できないときは、農林班は、県支部農林班を経由し、県本部県産材流通班にその確保について要請するものとする。

(2) しいたけ等の病虫害対策

農林班は、県支部農林班、森林組合等と協力して、災害時における「あなたけ」「しわたけ」等の雑菌防止についてその指導徹底に当たるものとする。なお、雑菌防止のために薬品については、災害多発地域に当たっては、森林組合あるいは生産者は、薬品を備蓄しておくように努めるが、災害が発生しその確保ができないときは、農林班は、県支部農林班を経由し、県本部県産材流通班に確保、あっせんについて要請する。

7 災害時における緊急復旧事業

災害に際し町が管理する施設で緊急復旧を必要とするものについては、御嵩町林地崩壊防止施設維持管理条例（昭和51年御嵩町条例第5号）により復旧を図るものとする。

8 復旧資金の融資

林産物に関係した災害対策のために必要な資金の融資は、県計画第4章第3項「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除」の定めるところによるものとする。

第6項 干害応急対策

1 計画の方針

干害に伴う農地等の応急対策は、次による。

2 干ばつ被害の報告

水田及び一般畑については、連続干天日数（日雨量5mm未満を含む。）が20日以上又は30日間の総雨量が100mm以下、果樹園については、連続干天日数が25日以上又は30日間の総雨量が60mm以下に及び、干ばつ被害が発生したときは、農林班は、「干害被害報告書（様式73号）」により県支部農林班に即報する。

3 応急対策

農林班は、干ばつ被害の発生が予想されるときは、被害を防止するため、農業用水の無効放流と漏水の防止及び節水協力の要請等適切な対策を講ずるものとする。

4 応急対策用ポンプ

町及び県は、干ばつ地帯の干害応急対策用ポンプが不足するときは、東海農政局が保有する農業用応急ポンプを利用してその対策に当たるものとする。

第8節 公共施設の応急対策

1 計画の方針

公共施設は、災害発生後において、医療、給食、防疫等住民の生命の安全を守り、災害復旧の際の中核として、重大な役割をもっている。すなわち、公共施設への被害が災害時における避難、救急救護活動などに大きな障害となるといえるので、公共施設についての応急対策を速やかに行えるよう努めるものとする。

2 応急対策実施責任者

災害時における公共施設の応急対策は、その施設の平常時における実質上の管理者が行うものとする。

3 被害の防止

応急対策実施責任者は、災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときは、施設の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため施設の巡視、補修、補強その他必要な措置をとるものとする。

4 応急復旧（措置）

応急対策実施責任者は、災害により施設が被害を受け、施設設置の目的事業に重大な支障が生じ、又はそのまま放置することが被害を拡大させるおそれがある場合等にあつては、必要に応じて本格的な復旧に先立って必要限度の応急復旧等適宜の措置をとるものとする。

5 対策実施上の留意点

応急対策実施責任者は、応急対策の実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 応急対策実施の状況を所管の長に報告するとともに、予算措置を要する対策にあつては、関係各班に連絡協議して行うこと。
- (2) 被災施設の応急復旧又は取除きに当たっては、その被害状況を撮影し、被災の状況記録（写真）として保存しておくこと。

6 施設別実施要領の作成

応急対策実施責任者は、施設の被害防止等のため、施設ごとに応急対策に関する実施の要領を定めておくものとする。

実施要領の作成に当たっては、特に次の点を明示するものとする。

- (1) 実施者又は実施の組織
- (2) 対策実施の方法
- (3) 被害防止上特に重点を置くべき箇所等
- (4) 応急措置用資機材等の整備点検
- (5) その他施設条件に伴う必要な事項

7 施設別応急対策

災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

(1) 道路施設の応急対策

ア 応急対策

道路管理者は、災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努めるものとする。

イ 応援要請

道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施する。

(2) 河川施設の応急対策

県、町、その他の河川・ダムため池等の管理者は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。

(3) 土砂災害防止施設の応急対策

ア 土砂災害危険箇所の点検、状況把握

町は、県と協力して土砂災害危険箇所のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。

町は、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知するものとする。

イ 応急対策

県は、土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼすおそれがある箇所については、すみやかに応急復旧を実施するよう努める。町は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大するおそれがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難情報を発令する体制整備を図るよう努めるものとする。

(4) 治山施設の応急対策

ア 応急対策

治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害発生のおそれのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

イ 応援要請

治山施設管理者は、応急復旧のため建設業協会、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとる。

ウ 応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を図る。

(5) 公共建築物の応急対策

町等各管理者は、官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設について、災害対策の指令基地や避難施設などの利用が想定されることから、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努めるものとする。

8 町有財産の対策

各施設の応急対策の実施は、2から7までに定めるほか次によるものとする。

(1) 応急対策の実施者

災害時における町有財産の管理及び応急対策は、その財産の実質上の管理者が行うものとする。

(2) 災害時における対策

応急対策の実施者は、平常時から火災の予防及び財産の善良な維持管理に努めるとともに、台風発生時において、適宜の補強その他の処置をし、関係職員を配置し、被害の予防に努めるものとする。なお、物品についても保管（所属）物品の保全に努め浸水のおそれがあるときは、高所へ移動させる等その対策を講ずる。

(3) 応急復旧

応急対策実施者は、災害により財産が被害を受けそのまま放置することは、財産の維持管理上又は業務確保上支障があり、緊急に応急措置を要するものがあるときは、関係各部に連絡のうえ、本格的な復旧に先立って速やかに必要限度の応急復旧を行うものとする。なお、物品についても被災後直ちに修繕、手入れ等の処置を要するものがあるときは実情に即して適宜の処置をするものとする。

第9節 ライフライン施設の応急対策

1 計画の方針

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る。

2 水道施設

(1) 水道事業者の応急復旧対策

ア 緊急要員確保

水道事業者は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。

イ 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道事業者は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

ウ 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

水道事業者は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。

エ 県等への応援要請

水道事業者は、水道事業体による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請する。

また、水道用水供給事業者は必要に応じて東海四県水道災害相互応援に関する覚書に基づき応援を要請する。

オ 重要施設への優先的復旧

水道事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧するものとする。

3 下水道施設

(1) 下水道管理者の応急復旧対策

ア 緊急要員の確保

下水道管理者は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて岐阜県下水道連絡会を通じ他の下水道管理者に応援を要請する。

イ 被害状況の把握及び応急対策

下水道管理者は、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、下水管路、処理場、ポンプ場施設等について、被害の拡大及び二次災害の防止、暫定機能の確保等の災害応急対策を実施する。

4 電気施設

(1) 町及び県の応急対策

ア 連絡調整

町及び県は、災害発生時には関係電力会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

イ 応援要請

町及び県は、二次災害防止と応急復旧への協力を電力会社及び電気工事関連団体に要請するととも

に、住民への広報に努めるものとする。

(2) 電力会社の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

電力会社は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

イ 緊急要員の確保

電力会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

電力会社は、移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他、衛星通信回線や高感度カメラ搭載ヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努め、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するものとする。

エ 復旧用資機材及び輸送手段の確保

電力会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断・渋滞等を想定して、ヘリコプターによる空輸など多面的輸送手段を用いるものとする。

エ 災害時における危険予防措置

電力会社は、災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講ずるものとする。

オ 高圧発電機車による電源確保

電力会社は、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努めるものとする。

カ 災害時における広報活動

電力会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

キ 重要施設への優先的復旧

電力会社は、防災関係機関、医療機関について優先的な復旧に努めるものとする。

5 都市ガス施設（東邦ガス株式会社）

(1) 町及び県の応急対策

ア 連絡調整

町及び県は、災害発生時には関係都市ガス会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努めるものとする。

イ 応援要請

町及び県は、二次災害防止と応急復旧への協力を都市ガス会社及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努めるものとする。

(2) 東邦ガス株式会社の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

東邦ガス株式会社は、災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

イ 緊急要員の確保

東邦ガス株式会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係

会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

東邦ガス株式会社は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努めるものとする。

エ 復旧用資機材及び輸送手段の確保

東邦ガス株式会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、災害時の輸送手段の確保に努めるものとする。

オ 緊急措置

東邦ガス株式会社は、被害状況に応じて、要所毎の遮断バルブや供給ブロックのバルブの閉止措置を行い、二次災害防止と供給停止の極小化を図るものとする。

カ 復旧支援要請

東邦ガス株式会社は、被害状況に応じて、復旧支援を社団法人日本ガス協会に要請する。

キ 臨時供給

東邦ガス株式会社は、臨時供給については、被害実態、復旧見込みなど状況に応じた供給方式を採択し、必要に応じて関係LPガス事業者等と協議し、早急に行うよう努めるものとする。

ク 災害時における広報活動

東邦ガス株式会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

ケ 重要施設への優先的復旧

東邦ガス株式会社は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

6 鉄道施設（名古屋鉄道株式会社）

(1) 町及び県の応急対策

ア 連絡調整

町及び県は、災害発生時には関係鉄道事業者から被害状況、列車等の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努めるものとする。

イ 応援要請

町及び県は、二次災害防止と応急復旧への協力を鉄道事業者及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。また、バス代行輸送体制に関する現地情報を集約し、鉄道事業者及び道路管理者と連携し、生活交通を確保するものとする。

(2) 名古屋鉄道株式会社の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

名古屋鉄道株式会社は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

イ 緊急要員の確保

名古屋鉄道株式会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

名古屋鉄道株式会社は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努め、報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供、旅客等への列車運行情報の提供、地方防災会

議、関係地方自治体への情報提供を行うものとする。

エ 駅構内等の秩序の維持

名古屋鉄道株式会社は、駅舎等の倒壊、停電、出火等に伴う混乱の防止、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客の適切な避難誘導等の災害警備活動の実施に万全を期し、旅客の安全を確保する。

オ 輸送の確保

名古屋鉄道株式会社は、不通区間が生じた場合、う回線区間に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるものとする。

カ 資機材及び車両の確保

名古屋鉄道株式会社は、鉄道復旧に必要な資機材の数量確認及び必要な車両確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量確認を行い緊急確保する。

キ 応急復旧

名古屋鉄道株式会社は、早期運転再開を期すため、実施可能な範囲において災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。この場合、重要幹線等復旧効果の大きい路線を優先し実施する。

ク 災害時における広報活動

名古屋鉄道株式会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

7 電話（通信）施設

(1) 町及び県の応急対策

ア 連絡調整

町及び県は、災害発生時には電話（通信）事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

イ 応援要請

町及び県は、二次災害防止と応急復旧への協力を電話（通信）事業者及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努めるものとする。

(2) 電話（通信）事業者の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

電話（通信）事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

イ 緊急要員の確保

電話（通信）事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関連会社等に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

電話（通信）事業者は、衛星用可搬型陸上無線機、災害時優先電話等により被害状況の早期収集に努めるものとする。

エ 通信の非常そ通措置

電話（通信）事業者は、災害時に際して臨時措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るものとする。

オ 資機材及び車両の確保

電話（通信）事業者は、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量確認及び車両確保を図るものとし、不足すると予想される資機材について、関連会社等の在庫量確認を行い緊急確保に努めるものとする。

カ 応急復旧

電話（通信）事業者は、通信の早期そ通を図るため、災害復旧に先立ち関連会社等に出動を求める等必要措置をとり応急復旧工事を実施する。

キ 災害時における広報活動

電話（通信）事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

ク 重要施設への優先的復旧

通信事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

8 放送施設

(1) 町及び県の応急対策

町及び県は、災害発生時には放送事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

(2) 放送事業者の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

放送事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

イ 緊急要員の確保

放送事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

放送事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努めるものとする。

エ 放送の継続確保

放送事業者は、放送機器等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部継回線が途絶した場合には、常置以外の必要機器を仮設し無線その他の中継回線等を利用して、放送の継続確保を図る。また、放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設し、放送の継続確保を図るものとする。

オ 応急復旧

放送事業者は、障害、損傷した機器、設備等について、資機材の確保調達を行い、災害復旧に先立ち、応急補修、仮工事を実施し機器、設備等の機能回復の早期実現を図るものとする。

第10節 文教関係の応急対策

第1項 文教対策

活 動 の ポ イ ン ト
1 災害が予想されるときへの措置 (1) 登校前 ⇨ 休校の連絡徹底 (2) 授業中 ⇨ 下校。小学校においては地域別に教師が引率 ⇨ 待機。各施設管理者等の判断により、学校等に待機させる 2 被災時の措置（校舎の確保） (1) 応急修理により使用できる場合 ⇨ 応急修理 (2) 一部校舎が使用不能 ⇨ 特別教室、屋外施設のほか、二部授業の実施 (3) 全部又は大部分の校舎が使用不能 ⇨ 公民館等公共施設又は近隣学校の校舎 (4) 特定の地区が被災した場合 ⇨ 被災を免れた公民館等公共施設の利用又は仮校舎の建設 3 施設利用及び教職員確保の応急要請 県支部教育班に要請する。

1 計画の方針

災害時における児童生徒等の生命の安全を確保するとともに、速やかに被災地の教育機能を回復させ、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

2 気象予警報等の把握、伝達

各学校、幼稚園及び保育園（以下「学校等」という。）の施設管理者は、災害に関する注意報、警報、情報等（以下「気象予警報等」という。）の把握及び伝達については、次により徹底を期し事故防止に努めるものとする。

(1) 学校等

町本部及び各施設管理者は、学校等における災害対策実施のため、気象予警報等の把握に努める。なお、気象予警報等の伝達は、本章第4節第1項「警報・注意報・情報等の計画」に基づき町に伝達されるため、学校教育班及び福祉班は、必要な情報を各施設管理者に対し伝達するものとし、各施設管理者は町より情報の伝達を受けた場合は、テレビ・ラジオ等の放送機関及び防災関係機関より自らも情報を収集するなど災害対策の実施に努める。

(2) 休校等の措置

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合には、休校、下校、待機等の措置に関し、学校施設は学校教育班長（学校教育課長）と、保育園は福祉班（福祉課長）とそれぞれ協議し必要な対策をとるものとする。なお、休校、下校、待機等の措置を決定したときは、学校等は直ちに防災行政無線（同報無線）、緊急速報メール等によって各家庭まで徹底するものとするが、防災行政無線が使用できないときは別に定める連絡系統によって徹底する。

また、組合立中学校については、町本部は可児市・御嵩町中学校組合教育委員会と連絡をとり合い、中学校の休校等の措置についても伝達を行うものとする。

なお、具体的な判断基準については、各地域の実情を考慮して、学校等ごとに定めるものとする。

休校措置児童生徒等の登校前に、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合は、休校又は授業開始時間の変更等により被害の防止に努める。

3 下校時の措置

児童生徒等の登校後、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、休校を決定し帰宅させるときは、中学校においては下校に当たっての注意事項を十分に徹底し、また小学校児童については地域別に教師が引率して帰宅させるものとするが、父母等の迎えにより帰宅させようとするときは、迎えに来るまで又は帰宅中に二次被害を発生させないように状況を十分に精査し、注意しなければならない。

4 待機時の措置

児童生徒等の登校後、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合で、下校等の措置により二次被害の発生が予想されるときは、児童生徒等を学校に待機させる。

5 施設等の被害調査計画

学校その他文教関係施設の被害状況の調査及び報告は、県計画第3章第36節「文教災害対策」によるほか、この計画による。なお、文教関係の報告事項は、次のとおりである。

- (1) 学校施設の被害状況報告書（様式74号）
- (2) 被災児童生徒数調（様式75号）
- (3) 学校給食用物資被害状況報告書（様式76号）
- (4) 児童生徒被災状況報告書（様式77号）

6 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

- (1) 被害程度別応急教育予定場所

災害の規模及び被害の程度によって次の施設を利用する。

ア 応急的な修理で利用できる程度の場合

当該施設の応急処置をして使用する。

イ 学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公民館等公共施設あるいは隣接学校の校舎又は神社仏閣等を利用する。

エ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

住民避難先の最寄の学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設がないときはプレハブによる応急仮校舎の建設をする。

前記施設の決定に当たっては、関係の機関が協議し、その決定事項を教職員及び住民に徹底するものとする。

7 文教施設の応急復旧

学校教育班は、災害終了後できる限り速やかに被災校舎等を維持保全のため又は授業実施のため必要な範囲において応急処置を行うものとする。ただし、処置（応急復旧）をする場合にあっては、被害の状況をできる限り詳細に記録しておくため写真の撮影保存に留意する。

なお、学校等の文教施設の災害発生時における応急対策等は、次に定めるところによる。

(1) 災害の防止対策

学校等は、災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、あるいはその拡大を防止するための確な判断に基づいて直ちに補修、補強その他の対策をとる。

(2) 応急復旧等の措置

学校等は、文教施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいはそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行うものとする。

(3) 清掃等の実施

学校等は、学校が浸水した場合等にあつては直ちに清掃を行い、衛生管理と施設の保全に万全を期するものとする。

清掃に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 浸水した校舎、寄宿舎等はなるべく建具、床板等をとりはずし、日光の射入、空気の流通を図り、床下汚物、でい土を除去し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを散布する。

イ でい水などで汚染された建具、床板、校具等は、よく清浄した後クレゾール水等の消毒薬を用いて拭浄する。

ウ 浸水した便所は、よく清浄した後石炭酸水（石炭酸3：水7の割合）、クレゾール水若しくはフォルマリンをもって拭浄し、又はこれを散布し、便池には 製石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を注ぐ。

(4) 施設利用の応援要請

隣接学校等他市町村の公共的施設を利用して授業を行う場合には、県支部教育班に対して施設利用の応援を要請するものとする。

応援に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア 応援を求める学校名

イ 予定施設名又は施設種別

ウ 授業予定人員及び室数

エ 予定期間

オ その他の条件

なお、応援に当たっては、学校教育班長（学校教育課長）は、本部長（町長）と協議して決定するものとする。

8 被災教育職員の調査報告

町本部長（町長）は、災害の発生に伴い被害を受けた教育職員を「公立学校共済組合員被害状況報告書（様式78号）」により調査し、県本部教育部に報告させるものとする。なお、県本部への報告は、県支部教育班を経由して行うものとする。

9 教育職員の対策

(1) 教員の確保

町教育委員会は県教育委員会とともに、教職員が被災したことにより通常の実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。なお、確保が困難な時は、合併授業等必要な措置をとるものとする。

災害に伴い教育職員に欠員が生じたときは、次の方法によって補うものとする。

(2) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。

(3) 町内操作

学校内で解決できないときは、学校長は、学校教育班に派遣の要請をするものとする。教育班は、町内の学校間において操作するものとする。

(4) 応援要請

町において解決できないときは、学校教育班は県支部教育班に教職員派遣の応援要請をするものとする。要請を受けた県支部は、管内の適当な市町村本部に対して教職員派遣のあつせんをするものとする。

教育職員派遣の応援要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

ア 応援を求める学校名

イ 授業予定場所

ウ 派遣要請をする人員（必要に応じその内訳）

エ 派遣予定期間

オ 派遣職員の宿舎その他の条件

なお、応援の要請に当たっては、学校教育班長（学校教育課長）は、本部長（町長）と協議して決定するものとする。

10 児童生徒等の安全確保

学校等は、第2章第6節「文教関係の予防計画」により災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒等の保護に努めるものとする。

11 教育活動の早期再開

町教育委員会は県教育委員会とともに、災害発生時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討する。

(2) 被害状況の把握及び報告

応急教育の円滑な実施を図るため、各学校等において、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、所管教育委員会等に報告する。

(3) 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

イ 公立学校の相互利用

ウ 仮設校舎の設置

エ 公共施設の利用

オ 上記によっても教育施設の確保が困難な時は、二部授業等必要な措置の実施

(4) 応急教育についての広報

応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周知を図る。

12 応急教育実施上の留意事項

災害に伴う被害程度によって授業が不可能なときは臨時に授業を行わないものとする。ただし、正規の授業は困難であっても、できるだけ速やかに応急授業の実施に努めるものとする。

応急教育実施に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 災害時の授業に当たっては、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒等が負担にならないように留意する。
- (2) 教育の場が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒等の保健等に留意する。
- (3) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導し徹底する。
- (4) 学校が指定避難所に利用される場合には、収容者あるいは児童生徒等に対し、それぞれに支障とならないように充分徹底する。
- (5) 授業が不可能な事態が予想されるときは、勉学の方法、量等を周知徹底する。
- (6) 授業の不可能が長期にわたるときは、学校と児童生徒等との連絡の方法、組織（子ども会等）の整備工夫をしておく。

13 被災児童生徒等の調査報告

町本部は、施設責任者の協力を得て、県の様式に定める事項につき速やかに調査し、県支部教育班に報告するものとする。

14 児童生徒等に対する援助

(1) 学用品の給与等

町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を県教育委員へ報告する。県教育委員会は調査の結果、学用品の確保が困難な町に対して給与するため、国及び県内図書取次店等へ協力要請等必要な措置を講ずる。

災害により教科書、文房具等の教材、学用品を失った児童生徒等に対する支給及びあっせんは、本章第6節第13項「学用品等支給計画」の定めるところによるものとする。

(2) 就学援助

町及び県は、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行うものとする。

(3) 授業料の減免又は猶予

高等学校等は、被災生徒に対し、授業料の減免又は猶予するための必要な措置をとるものとする。

(4) 育英資金の特別貸付

高等学校等は、被災生徒に対し、育英資金の特別貸付のための必要な措置をとるものとする。

(5) 学校給食及び応急給食の実施

給食を実施している学校等は、学校給食の継続確保に努めるものとし、給食物資の確保について、必要な措置をとる。なお、学校給食を実施していない学校等は、保護者が炊事困難な場合等にあつては、関係機関等の協力を得て、応急給食を実施するよう努めるものとする。

15 学校保健対策計画

災害時における学校給食及び児童生徒等の保健対策は、この計画によるものとする。

(1) 被害状況等の調査報告

給食関係の被害状況の掌握と災害に伴う準要保護児童生徒等給食補助の国庫負担のため次の事項を速や

かに調査し、報告するものとする。

ア 学校給食用物資の被害状況調

各学校は、学校給食用物資の被害を教育班に報告し、教育班はこれを集計して県支部教育班へ報告するものとする。

イ 児童生徒被災状況調

各学校は、児童生徒等の属する世帯の被害状況を調査し、教育班に報告し、教育班はこれを集計して県支部教育班へ報告するものとする。

(2) 給食の実施

ア 災害により被害があっても、できる限り継続して実施するものとする。

イ 施設、原材料等の被害のため実施ができないときは、速やかに応急措置を考慮して実施するよう努めること。

ウ 学校が指定避難所として使用される場合は、給食センター施設は災害用炊き出し施設に利用されることが多いが、学校給食と災害用炊き出しとの調整に留意するものとする。

エ 従事者の保健

調理及び配分等給食従事者に対しては、健康診断を実施し、下痢状態にある者は従業を禁止し、検便を行うものとする。なお、従事者の身体、衣服の清潔保持に努めるとともに、特に調理者の手洗いを励行させるものとする。

オ 飲料水の確保

災害時における学校の飲料水は、水道、井戸水いずれについても当分の間、煮沸したものを用いること。浸水した井戸については井戸ざらいを行い、クロール、石灰等を用いて十分消毒を行うこと。

カ 食品衛生

災害時における給食は、感染症、食中毒等の発生防止のため調理の方法（献立）、材料等に十分注意するとともに、食事前は必ず手洗いを励行させるものとする。

キ 施設の管理

給食用施設、設備が浸水した場合等にあつては、汚染された台所、炊事場、炊事具及び食器、戸棚等を中心にクレゾール水などの消毒薬を用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを散布する等衛生管理に配慮するものとする。

ク その他

(ア) 炊き出しとの調整

学校が指定避難所として使用される場合、給食施設は被災用炊き出し施設に利用されるときが少なくないが、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

(イ) 被害物資対策

町本部は、県本部から指示があるまでの間被害を受けた給食用原材料品を保管しておくものとする。

(3) 防疫措置

学校等は、洪水等の災害時にあつては児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努めるものとする。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、町本部、県支部保健班、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期するものとする。防疫の実施は、本章第6節第16項「防疫計画」の定めるところによるが、特に次の点に留意するものとする。

ア 県支部保健班あるいは学校医の意見を聴き、健康診断、臨時休校、消毒その他の事後措置の計画を

たて、これに基づいてその実施の推進に当たる。

イ 保護者その他の関係方面に対して患者の発生状況を周知させ、協力を求める。

ウ 児童生徒等の食生活について十分な注意と指導を行う。

エ 感染症の発生原因について関係機関の協力を求め、これを明らかにするとともにその原因の除去に努める。

(4) 児童生徒等の安全措置

各学校長は、平素の避難訓練に基づき、迅速に児童生徒等を避難させ、その掌握を確実にする等、それぞれの災害の質に応じた救急処置及び安全措置を講ずるものとする。

ア 登下校

地域やその時の状況判断により町本部等との関係を密にしながら登下校の可否を決めるものとする。

緊急下校の際は、通学路の安全を確認し、できるだけ家庭との連絡をとりながら、小集団で下校するなどを指示し、児童生徒等の安全を確保するものとする。

イ 救急処置

災害が発生した場合には、速やかに適切な救急処置を行うものとする。

ウ 死傷者等の報告

災害による児童生徒等の死者、行方不明者又は負傷者のある場合には、町本部、教育委員会及び教育振興事務所へ速やかに報告するものとする。

(5) 転出、転入の手続

町教育委員会及び県教育委員会は、児童生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応するものとする。

(6) 心の健康管理

町教育委員会及び県教育委員会は、被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施するものとする。

16 その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費は、災害救助法施行細則等による。

第2項 文化財、その他の文教関係の対策

1 計画の方針

災害発生時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

2 所有者又は管理者への指導

被災文化財については、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう被害文化財個々についてその対策を所有者又は管理者に指示し、指導するものとする。なお、町地域の文化財の現況は、次のとおりである。

御 嵩 町 の 文 化 財 一 覧

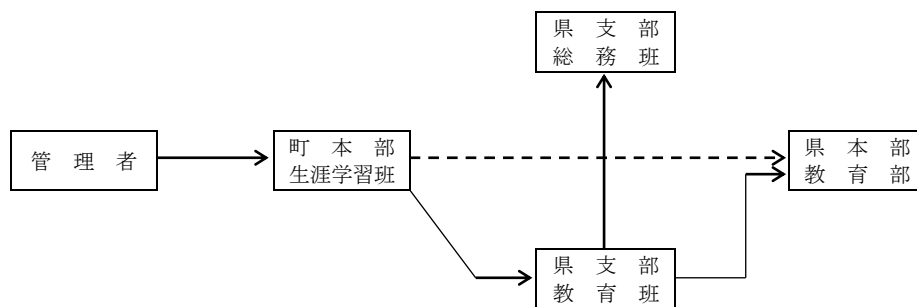
平成25年4月1日現在

区 分	文 化 財 の 名 称	所 在 地	備 考
無 形 民 俗	御嵩薬師祭礼	御嵩1306	県 重 文
	顔戸八幡神社祭礼	顔戸1194	町 重 文
	比衣日吉神社祭礼	比衣1236—1・2	町 重 文
有 形 民 俗	白山神社祭礼屋形	中西屋敷	町 重 文
史 跡	中 切 古 墳	中切984—1ほか	県 重 文
	宝 塚 古 墳 1基	中2635—1ほか	県 重 文
	東 寺 山 古 墳 2基	伏見505	県 重 文
	山田横穴古墳群 6基	伏見1376ほか	県 重 文
	和泉式部廟所	井尻106	町 重 文
	薬師御宝前 2か所	御嵩1377—1	町 重 文
	在原行平卿墳	顔戸368—2	町 重 文
	鬼 の 首 塚	中1954—2	町 重 文
	尼 ヶ 池	中263—1	町 重 文
	新 村 湊	上恵土128—4	町 重 文
名勝天然記念物	鬼 岩	次月3421—4・日吉	国 指 定
天 然 記 念 物	大 銀 杏 樹	宿（小泉神社）	町 重 文
建 造 物	願興寺本堂	御嵩1377—1	国 重 文
	願興寺鐘楼門	御嵩1377—1	県 重 文
	愚溪寺多宝塔	中1236—1	町 重 文
	御嵩宿商家竹屋	御嵩1406ほか	町 重 文
工 芸	鰐 口 （ 天 正 銘 ）	御嵩1377—1	県 重 文
	本尊内蔵聖観音立像 1軀	中切1244—1	町 重 文
	狛 犬 1対	中切	町 重 文
	瓦（願興寺出土軒丸瓦） 3点	御嵩1377—1	町 重 文
	願興寺梵鐘	御嵩1377—1	町 重 文
考 古 資 料	天神ヶ森古墳出土品	御嵩1389—1	県 重 文
歴 史 資 料	御嵩宿制札 1点	御嵩1389—1	町 重 文
	御嵩宿問屋千木秤 1式	御嵩1389—1	町 重 文
彫 刻	木造薬師如来及両脇侍像 3軀	御嵩1377—1	国 重 文
	木造阿弥陀如来立像 1軀	御嵩1377—1	国 重 文
	木造阿弥陀如来坐像 1軀	御嵩1377—1	国 重 文
	木造釈迦如来及両脇侍像 3軀	御嵩1377—1	国 重 文
	木造四天王立像 4軀	御嵩1377—1	国 重 文
	木造十二神将立像 12軀	御嵩1377—1	国 重 文

	木造恵比寿（夷）立像 1 軀	御嵩1377—1	町 重 文
	長岡十一面観音像 1 軀	御嵩2741	町 重 文
	十一面観世音菩薩坐像 1 軀	中切1244—1	町 重 文
	天王庵本尊 1 軀	宿2249	町 重 文
絵 画	絵馬群	御嵩1377—1	町 重 文
	十六善神掛軸	御嵩1377—1	町 重 文
	弁財天女掛軸	御嵩1377—1	町 重 文
	愛染明王掛軸	御嵩1377—1	町 重 文
	三宝大荒神掛軸	御嵩1377—1	町 重 文
	明叔慶浚頂相	中2635—1	町 重 文
典 籍	大般若波羅蜜多經 600巻	御嵩1377—1	県 重 文
書 跡	官 宣 旨	中2095	県 重 文
古 文 書	慶長時代古文書 4通	御嵩1405	県 重 文
	左弁官下文	御嵩1405	町 重 文
	大久保石見守寺領安堵状	御嵩1377—1	町 重 文
	徳川義直寺領安堵黒印状	御嵩1377—1	町 重 文
	検地に関する折紙	御嵩1377—1	町 重 文
	森忠政寺領安堵状	御嵩1377—1	町 重 文
	義政御教書	中2635—1	町 重 文
	覚 書 1巻	中2635—1	町 重 文
	土岐政房禁制外 1巻	中2635—1	町 重 文
	寄 進 状 1巻	中2635—1	町 重 文
	西町組御日待帳	伏見西町・西本町	町 重 文

3 被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等に被害が発生したときはその管理者は、次の系統により被害の状況を報告するものとする。なお、町本部は、報告を受けあるいは承知したときは、「教育関係被害状況等報告書（様式34号）」により報告する。



4 公民館その他社会教育施設の対策

町は、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を報告するとともに、被災施設の応急対策等を行うものとする。なお、被災時においては、公民館等の施設は、災害応急対策のため(特に指定避難所、災害対策本部等)に利用される場合も少なくないので、設置管理者は、その受入れ等について積極的に協力する。

5 文化財の対策

町及び県は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指導する。

第11節 その他応急対策

第1節から第10節までに定める以外の次の災害応急対策は、県計画のそれぞれの対策（計画）に基づいて実施するものとする。

- 1 公共施設の応急対策（県計画第3章第34節）
- 2 災害警備活動（県計画第3章第37節）